

ン・デーレンタール氏も亦、カーヂナル國務秘書官アントネリに告諭するに、羅馬駐在獨逸星使としてホーヘンローへを新任することを以てし、之に添ふるに此の「カーヂナル」は、猶豫なく羅馬に赴き、此任命の、聖父の高慮に戻らざるやを私に熟察し、若し臺下の優渥なる恩命を得ば直に信任狀を奉らんとすの宣言を以てせり。然るにフォン・デーレンタール氏は此外交上通例なる鄭重の通知に對して、何たる回答にも接せず、但しホーヘンローへに對し、羅馬に於ける人士か其赴任を悦ばざる旨親しく諭示されし爲め、師の羅馬行は自ら遅延するに至れり、是に於て五月一日比公の命に由りフォン・デーレンタールは重ねてアントネリに問ふに、ホーヘンローへの羅馬駐劄は法王の意に協はざるや否やを以てせり。然るにアントネリは五月二日氏か外交上通例の好調子に比すれば全く異狀なる沈黙を守りしことを辨するに、「カーヂナル」ホーヘンローへは豫告の羅馬行を見合せしを以てし、次きて事件の真相を説て曰く、法王は神聖法宮に對する刻下の狀況の爲めに、斯る隱微にして然

も重大なる任務を以て神聖なる羅馬宗派の「カーヂナル」を奔命に疲らすに忍びずと。

獨逸帝國及び其君長に對する此打撃をして更に殘戾なるを感し易からしめん爲め、羅馬耶蘇徒はアントネリがホーヘンローへ拒絕の公報を羅馬駐在獨逸主事に發するに先ち、既に五月一日獨逸耶蘇徒の新報に於ける公文書を、北獨逸普通新聞に發表せしめ、且つ、地方通信に記件に於ける公文書を、北獨逸普通新聞に發表せしめ、且つ、地方通信に記して曰く、ホーヘンローへの任務は和解妥協に近くの一歩たりき、然れども法王の拒絕により、皇帝の政府は羅馬に於て其對手の十分信用すへき關係を評價すると、猶自己に於けるか如く、高からざるの徵候あるを悲むと。四月八日より開會せられたる獨逸帝國議會(羅馬公使の項)の豫算會議に際し、五月十四日此の事件は遂にベンニグゼンの舌端に上り、法王が尊嚴なる獨逸皇帝を冒瀆せんと試みしことに就き、勃然として獨逸の國憤を洩らしぬ。中央黨か活潑に抵抗を試むるやベンニ

帝國議會の
討議

クゼン之を叱して曰く、予は爾か信ず、諸君は此の帝國議會の大多數及び一般獨逸人民の感憤する所を知らざるやと。國民自由黨の首領が法官の舉動たる、皇帝に對する一侵害を具すてふ認定は、紛々たる中央黨の横議となりしも、全く比西馬克の爲めに論破せられぬ。公曰く、如斯き例は甚だ多からざるを明言し得べし。皇帝の任命せらるる人に就き、他の君主に向て其適當の人物 *Personne convenable* なりやを問はれし時は、已に實際之れを任命せられしなり。されば此を拒絶するは、取も直さず、事を未然に復さんと欲するものにして、陛下の推薦は不當なりとの宣言に同し。余の外務大臣たること殆んど十年、外交の樞機に參すること二十有一年、然れども斯かる勅問の拒絶せられしことは予の始めて見聞せし唯一の特例なりと稱して敢て認るなきを信ずと。然りと雖ども今や執拗なる中央黨も、全院が沸然たる、ヒヤ／＼の聲に壓せられて、反對若しくは疑念の微音たにも發せざりき。實に帝國

宰相の演説の本旨たるや、法官の粗野なる無禮にも關せず、猶常に和解的なり、即ち公は、兩勢力の信用を享有する羅馬に對する獨逸公使の任命に不斷盡力するか故に、羅馬駐劄獨逸公使に關する豫算に協賛せんとを乞へり。然れども羅馬と和合せんには、獨り外交の一路あるのみ、是に於て比西馬克は演説の劈頭直に之を陳し、次の如き著名の言辭を吐けり。「予は信ず、昨今公然發表せられたる加特力宗の教義に據れば、俗界の主權は獨逸帝國か少くも承認する能はざる如き程度及び方法を以て、其權力を銷耗 (*Effacer*) せざるよりは、法王の同意を得ると能はざるを、諸君請ふ願慮する勿れ、身神の何れを問はず、予輩焉んぞカノツツに適かんや。」

此演説は深遠宏大無双とも云ふべき大感動を全院に與へたりしが、これを打消さんと欲してや、彼のウイントホルストは起立して曰く、此の事に關する決議にして未だ吾人に報告なき時に當り、獨り此の場合に限りて、該新聞の信憑すべからざる通信あるを深く悲しむと。然れ

とも此機警なる辯士は羅馬に於けるホーヘンローへの拒絶を説明するに、此の「カーヂナル」は、其任命せられし位置を受くるに當り、先づ一人として其主君即ち法王の意を問はざる可らざることを以てし、憾概一番自ら問を起して曰く、若し法王にして一旦皇帝の副官將軍を以て自己の伯林公使に任せんと欲せば、公等夫れ何とか云んと。比公は自ら此の法官辯護者の機智に擬し、ウントホルストか第一問たる、如何にして公報に先ち、早くもホーヘンローへ拒絶事件の該新聞上に知らるゝに至りしやと云ふに對して曰く、爾り、予は此問題を直ちに、氏に反問すへし、之れに就きて氏の知らるゝ所、遂に予に愈るあるは、予の斷して疑はざる所なりと。公更に斷言するに、カーヂナルに對して拜命の禁止を意味する羅馬の返答は、極めて早くも、皇帝に對する答詞たるを得、且つ羅馬にては之に就き、彼此の外國公使に明白なる通知をなせしことを以てせり。而して比西馬克は大喝采の中に立てウイントホルストが答辯の中堅を衝けり。曰く、主君なる語に就きては、爰に一言辯せ

ざるを得ず、事寺院問題に關する以上、前辯士か歴史に精通せらるゝは疑なし、請ふ予をして二三の質疑を發せしめ、曰く、カーヂナル「リシエリニ」カーヂナル「マザラン」の主君は抑も誰なりしぞ。此兩師は共に、カーヂナルなりしに拘はらず、國君即ち佛蘭西王朝に事へて羅馬法官の羈絆を脱し、之と衝を争はんと欲して正當なる實體的の争論を起したりき。されば副官將軍と「カーヂナル」との比較も、法王若し陛下の一侍從將軍を以て法使となすに意あらば、予か無條件的に皇帝に説き以て之を批准せしむるあるも、又必しも深く驚くに足らざるべし。

此の大演説は比西馬克が帝國議會開期中に試みたる最後のものたり。五月十八日以後公は身神保養の爲め止むを得ず、賜暇に乗して「ファルチン」に赴きぬ、されば人文戦争の進行中、殊に處置すべき重大なる法律即ち耶蘇會法商議の際は、公既に帝國議會に在らず、爰に極めて著しきは、該法案の動機か獨逸國民の中より發せしとにて、數百の請願、數十萬の署名は、全獨逸國に於ける耶蘇會派の禁止を望みたりき、之に對して

耶蘇會法

グナイスト
の一大事業
の前記法案
の通過する
事

越山黨は衆は事を決すべしとの主義に従ひ其同臭の耶蘇會維持の爲め更に多數の請願を集めて之を議會に提出せり。帝國議會委員會は此請願に就き豫め議する所ありしか、耶蘇徒の所作に對する準備を設け國家主權に向ひて其注意と對抗の爲めに緊急なる機會を備へんと案となり、大多數を以て之に決せり。

此の委員會の報告文たるや、グナイスト畢生の事業にして、遡りては耶蘇會の根本的創立目的並に其羅馬に於ける會長官從の事實に及び、翻つては、創立は、法王の法文に由り其廢止に至るまで、並に其恢復は現時の事業に至るまで歴史上に歴然たる宗教及び國家に於ける此派の壓すべき勢力を指摘し去れり。

渠等の事業は稱すべく又畏るべし。何れの場合に在りても渠等は極めて有力なる此種の組織を設け、斷乎たる國王の憲法統一的制度を制作し、事を舉んとす、而して之に従へば現今の獨逸帝國も唯廿有余に分割されたる州縣に過ぎず。之に對して國家主權が一定の

處置を施すべきは此派の性質上極めて必要なり。左れば公然たる國君の命令に依り、獨逸帝國に加盟せる諸國に於ては如何なる處にても此派を許宥するとなげん。彼は其存在する處に於ては、自由集會權を斷斷し、其事務處置上に於ては各宗教的社會と同一く皆自主權を占有せり。然れども之に就きては先づ耶蘇會派の如き團體及び組織は果して其の自由集會權の範圍内に來るべきや、又全く寺院内部の一宗派たるや、畢竟普國憲法の意義及び字句に従へる、普魯西の一集會一私黨にして、允可せられたる目的を有せるものにあらず、峻嚴なる服従によりて確定せられたる一團體に對する誓約的の黨員なり。此團體や加特力宗の全範圍に擴張せられ、其主張を外國に戴き、皆一様に誓つて其告諭を守らんと欲するものなり。然るに國家は這般の物体に對して自衛的動作を維持すべき者を有せず。宗派結合力の各箇黨員に對する有則的影響即ち各黨員に依れる此結社の動作たるや、超然として國家の連續せる識認及び制馭以外に在り

此種の動作は常に此派の歴史を支配し、然かも自己を建設するに未だ曾て法理的証憑を以てせしとなし。此黨派に附庸せざる人々は、常に到る處に有爲なる、然も責任機關を發見し難き、見るべからざる一大勢力と對峙せざる可らぬ。其組織たる、蓋し宗教平和の危難を醸すべき者なり、此境遇に在りて樞要なることは、一統的主義に據りて國家の權能と國法とを恢復するに在り。斯る情況を救済せんには單に警察禁令に依るが如きことをなさず、其權力の範圍内に於て立法及び諸政府の連續せる處置に、是れ頼るべきのみ。

此考慮に基き帝國議會委員會は聯邦會議に提議する所あり。其議に曰く、諸聯合政府は、向後一宗派法律を制定すべく、若し能ふべくんば此帝國議會開期中、一法案を提出し、以て相當なる國家立法の公許を有せざる耶蘇結社黨員及び之に類似せる集會の建設せらるゝことあらば之を論ずるに刑法を以てせらるべしと。

委員會案に對して帝國議會より提出せられし法案修正案も、亦根本

上、全く委員會と同基礎上に立ちしものなりしも、中央黨は獨り之に反して、日程の變更を望み、又共和黨なるゾンチマン、グラーフ、エンホルストも、一般に有害なる國家及び宗教の全然分離なる文句を、獨逸帝國議會に反響せしむるの最好機會なりと思惟したり。マルクアルドゼン、フオン、ブランケンブルグ、ルシアス、マルクアルト、バルド案は確に三分二以上の多數を占め、自由の三黨國民自由黨進歩黨及び自由帝國黨(僅に入進歩黨員の破盟を除き)並に保守黨及び獨逸帝國黨(後者中唯シユレジエンの越山派なる二伯の背戻の外悉く之に同意せり。此提議たるや、將來の宗派立法に關し、一般に委員會案に附加せしものなり、其議に曰く、宗派特に耶蘇結社の國安妨害の所業は、之に課するに罰を以てせんと。

帝國議會は千八百七十二年五月十五、十六兩日の會議にて、公使問題の後、直ちに此提議に就き論議せり。

聯邦會議は宗派問題を一般に處理せん爲め、既に甚く其會期を超過

せしかば、六月十一日帝國議會に獨り耶蘇徒に對する豫備必要法律を提出せしのみ、六月十四日議長フリードベルク之を帝國議會に示せり。此法案たるや、耶蘇結社の宗派及び此宗派と類似せる集合の黨員は假令其獨逸の國民權を所有するにせよ、聯邦範圍の各地に於て其他の警察權は其の滞在を拒絶し得べきとを規定せしに過ぎず、中央黨は好んで此の事件を驅り委員會の長評議中に投じたりしが、今や斯黨に對し、六月十四日帝國議會は直に該法案を全會(Plenum)に於て論議せんとせり。然れども大多數の辯士は此法案の警察的着眼を有し、又優柔不斷なるより之に傾くもの寡きが如く、ワグネル自身さへ公言して曰く、「單見に従へば此件に就ては斷々乎として更に適往するの可なるを知らざるも、今や此以上の處分は到底施し易からず。本法は一部分合圍包圍の位置に在り、帝國と羅馬とは今や干戈の間に相見ゆ」と。但し議院の大多數はワグネルに反して、此の以上の處分も今や實行し得べしとの意見を採れり。されば中央黨を除くの外各黨の全權委員は、六月十四日の夕、一の隨意委員會を開き、遂に十五日に至り、後來帝國議會聯邦會議に承認せられ、獨逸帝國法律となりし一法案を議決せり。案に曰く、

月十四日の夕、一の隨意委員會を開き、遂に十五日に至り、後來帝國議會聯邦會議に承認せられ、獨逸帝國法律となりし一法案を議決せり。案に曰く、

第一章、獨逸帝國の範圍内に於ては耶蘇結社の宗派及び之に類似せる集會を禁し、悉く斯派の設立を許さず。而して既設の宗派は聯邦會議の定むる時限中に解散すべく、此の時限は六月を超ゆるを得ず。第二章、耶蘇結社の宗派若しくは之に類似せる集會の黨員たる者にもて其外國人なるときは之を聯邦疆域外に追放し、内國人なるときは一定の範圍若しくは場所に於て其滞在を禁し、若しくは之を追放すべし。第三章、凡そ本法實施上の保證に必要な諸規定に就ては、聯邦會議別に之を定むべし。此の法案は六月十七日第二讀會に於て壯快なる討論の後、百一に對する百八十三票を以て通過せり。此の少數反對者は中央黨進歩黨並に孤立せる自由黨の左翼及び保守黨より成れり。諸討論中、報告起草

者グナイスト博士の結論は特に注意すべき價值あるを以て爰に之を掲ぐべし、氏は破るゝか如き賛成聲裡に起つて曰く、

全普魯西の集會權は耶蘇會派の利益の爲め引用せらるゝ所なるが、こは蓋し自由なる名目の濫用にして、予は爰に一言辯せざるを得ず…… 耶蘇會派の自由と稱するものは、全く異なる點に在りて、自由集會の反對なる堅固の宗旨的階級、外國主張の命令に従ふ働作、及び此の命令に對する服従等を指すものなり…… 願くは獨逸國中に耶蘇會の主權を輸入せんが爲め、故らに自由權利等の語を聲らすと勿れ、自由と權利の問題を處置するは、即ち吾人か任とする所なり、六月十九日第三讀會に於て大臣デルブルックは、帝國を目して攻撃及び征服の職分を演ずるものとせし、彼の越山黨辯士の答辯に對して曰く、

予は信ず、若し帝國にして其防衛上必要と認めし處置を採りし時は、其自ら攻撃せらるゝや否やは當に自ら判定す可きものなるを、而て

攻撃者に接近せる方面に立つ者か其攻撃を認むるや否やは關する所に非ず。正當防禦の問題は、攻撃せらるゝ者に依りて決定すべきのみ、吾人は猶永日月間想見する所なかる可らず、曰く、憲法即ち此の新製作物は獨り外部に止まらず、内部にも亦仇敵を有す、而して帝國の代議者にして此の腹心の仇敵は一宗派に屬し、精神上又物質上の大手段を以て勇み、稀有なる組織を享有し、確乎たる目的に志すと、の證據を得しならんか、其攻撃を擊退する實に正當なりとす。

此の法案は第三讀會に於て九十三に對する百八十一票を以て承認され、同時にフェルス案も百票に對する百五十を以て通過せり、此案は帝國宰相に促すに、次回の帝國議會に強制私婚採用及び民事登記規程（Civilstandsregistergesetz）に關する法案を提出せんことを以てせしものなり。上記法律に就き、聯邦會議は六月廿五日其協賛を與へ、七月四日之を帝國官報に發表し、又之を新帝國領内に適用せり、耶蘇會外國人は僅に八百有余に止るを以て之を獨逸國外に放逐することは一般に困難なく遂行せられしも、

私婚法案

只彼羅馬黨の奸獍なる慣用手段に誘惑され、紳士淑女の其正當なる耶蘇會牧師の追放を惜み、啼嘘、失喪せる者あり、或る地方の如きは迷妄的人衆聚合して一揆的演説又は會食を催し、其大々の苦痛を慰め或は鮮血淋漓たるに至るを免れざりき。

千八百七十三年五月に至り、始めて聯邦會議は耶蘇の聖美聖心を奉ずる宗派、レデムブトリスト、ラツアリストも亦耶蘇徒類似集會中に屬すべきものと確定せり。而して同時に宗派法の遺漏を補はんか爲め、普魯西帝國領パーテン等の諸政府は、小學校に於ける學校兄弟學校姉妹の制度を廢せり、此の廢止は中央黨が普國々會に於て憲法違犯と認め、囂々として愁愴する所ありしにも係はらず遂に實行せらるゝに至りたり。

又寺院の戦闘準備に威嚇せられたる獨逸の中小諸國も、今は斷然として越山黨の蠶食に對する普魯西の防禦中に加はりしが、彼の醇直なる獨逸大臣ホーヘマンの統治せるヘッセンの如きは、殊に其の最と云

自餘の獨逸
聯邦の寺院
政略

ふべし。バイエルンにては六月二日非凡の主相ヘーゲンブルグ、デニウクスの逝去せしに由り、王は越山派のフォンカッセル氏に新内閣組織を委任し、爲めにルッヅ並に帝國に忠誠なる他の諸大臣をして骸骨を乞はしむるに至りしより、羅馬との争闘は暫時狐疑的休戦をなすに至りぬ。然れども越山黨の盡力に拘はらず、フォンカッセル氏の舵手たる漂蕩せる一孤舟は遂に乗客を得る能はず、氏は未遂事業上の委任を辭するに至りしより、バイエルンにはフレンツニエルを嚮導として再び古來の良好なる航路に來れり。此等の處置殊に耶蘇會法の批准は羅馬に於ける耶蘇會黨の愁訴を高めしか、就中法王自身の苦情は實に測る可らざるに至れり、千八百七十二年六月廿四日法王は羅馬に於ける獨逸の讀書會の委員を延き一の告辭をなせしとあり。左に其主要なる一節を掲ぐ。

「吾人は遠方より波及し、今や亂發せる一處業に對して少しく爲す所あらんと欲す。而も挺身して此處業の先頭に立つ者は一強政府の

首相にして憐々たる戦勝に酔へるの人なり、然れども予は渠に告げん、節制なき勝利は決して繼續すべきに非ず、蓋し眞理と寺院に對する勝利は最大狂妄なりと……予は更めて此首相に質さん、何故に加特力派は突然豹變して其服従を肯せざる人民となり、隠險なる秘策を回らして國家の顛覆を企つべきや。予は之か答を求めしも今猶得ず、蓋し眞理上の答辯にして欠如たるが故に、誰か小石片の天外より來りて速に巨人像の双脚を摧破し去るを知らんや。

此の演説は異常なる驚駭を獨逸國內に與へ、羅馬に對する敵愾心をして火の如く激發せしめたり。若し此無過者にして獨逸に於ける其最後の同情を撓破し、新獨逸帝國に對する其深仇心を發表せんと欲せしならば、蓋し之より巧みに辯すると能はざりしなるべし。されば比西馬克の機關は殊に此方面より其論旨を捉へたり、七月三日「地方通信」記事に曰く、

「若し法王にして實は記憶の誤謬に原ける一公言に依りて、眞に比西

馬克公爵に質す所あらんと欲せしとするも、之に就て法王が眞面目に答辯を要求するは帝國宰相の認め難き所なるべし、何となれば、此問題たるや、既に數年以前、比西馬克及び國王陛下が屢々加特力徒に對して懇々告諭せられしものと毫も異なる所あらざればなり。吾政府は宗教問題に就ては、各個僧正の意見行爲に對せずして、直に統制的戦争を希へり。防衛も亦然り、常に個々の場合に對せず、其眼中に置く所は、非國民的宗教運動の大團結なり、法王の公然たる言辭は、吾政府の爲め更に這般の消息を洩せり、抑も反對者の冀望たるや、此強大なる獨逸帝國を蹂躪せんと欲するものなるとは、向後一層の進行毎に吾人の造次忘却すべからざる所なり。

此時に當り、獨逸の「耶蘇會新聞」日耳曼は、獨逸帝國に對する法王の語意を打消し若くは之を弱めんと試み、適例を豫言者ダニール第二章に假り、此の豫言者の「巨人像」の語を以て、固より獨逸帝國ならず、天神の帝國に抗する俗權を寓せんとを示したり。淳樸なる加特力派の「シレンジ

エン國民新聞も法王の告辭に就き、甚だ苦痛の意を表せり、曰く、

「巨人像の語は、確に獨逸帝國殊に其宰相を諷するものなり」と、而して又彼の無過者に質して曰く、法王にして其宣べんと欲する所を以て、先づ「カーヂナル」アントネリに語らんとすれば、法王の善良なる、必らずや其憂慮及び不満に就き、僧主的發露をなさんとを（言）控へられしならんと。左らば羅馬に於ける獨逸の關係は、多少其觀を改むべきなり。如斯アルペン山外の打撃は、敵者よりも寧ろ加特力を窘め、又敵者よりも寧ろ其徒を惱ましむるもの、遂に此徒をして事ふ所を知らざらしむるものなりとは、從來斯る折に於て人の常に思推する所なり。

是に於て七月十日、地方通信新聞は記して曰く、法王の辯辭に就き、眞摯なる加特力教徒か斯く公然斷言する所を見れば、此儕も亦獨人として如何に深く侵害せられんやと認めしとを知るべし。如斯き加特力社會中の公言は、耶蘇會所屬、日耳曼の無恥なる辯明に比すれば、更に注

意すべきものと云ふべし」と。

法王の新布告

然れども法王は既に斯る政治的紛紜に於ける其憤懣の爲めに勞せず。十二月「カーヂナル」宗務局に倚り、伊太利瑞西獨逸に對しては「布告」を發し、從來其要求せる處を壓倒せり、即ち法王は明白に獨逸國、然り豫言者「ダニール」時代の無神國ならぬ獨逸を督責して曰く、そは秘密なる魔力に依るのみならず、公然腕力に訴へて寺院を蕩平せんと欲したりき。吾神聖なる宗教を認めざるのみか、未嘗て之を知らざる輩は、妄に加特力宗の教義權利を云々せんと欲す、而して此輩は執拗にも此所爲を強行すると全時に尙靦然（Impudent）主張して曰く、吾人より未だ惡業を仕向けしとあらずと。爾り僧正及び僧侶が宗教的義務に背き、俗界帝國法律規則の故を以て、天神及び宗教の神聖なる法規を棄てんとを恐れ、爲めに其忠誠なる教民を辭せしより、加特力教徒の窘む所甚だ大なり、渠等は如斯き處置を採り、敢て自ら恥ぢざるなりと。

獨逸代表者
を羅馬より
召還す

第六章 千八百七十三年より同七十四年末に至る人文戦争

二百十二

ライヘンスベルゲルは衆議院に於て此の無法なる憤懣を辯護せんと欲し、拉丁法官の官風は全く字句的に了解す可らずと歎せしも、毫も其詮なかりき。帝國は急激果斷の方針に従ひ、到る處法王布告の發表を止め、此禁を犯せし新聞は皆悉く之を藉没せり、十二月卅日比西馬克は羅馬に於ける當時の代表者公使顧問スツムを召還せしに由り、爾來羅馬法官に於ては永く獨逸の代表を絶ちたり。

然れども翻て獨逸の國情を察すれば、立法事業漸く完成し、更に進んで權利と憲法に基き、羅馬に對して大に戰線を張らんと欲せり。

第六章 千八百七十三年より同七十四年

末に至る人文戦争

是より先き大臣フアルクは、千八百七十二年十一月廿二日を以て寺院刑罰及び懲戒法履行に關する權限に就き、一法案を普國衆議院に提出せり。

普國大臣フ
アルクの四
法案

之に據り後來純粹なる宗教の範圍に屬せず、又寺院或は宗教團體の内部に有効なる權利の廢棄、若くは同權利外の排除等には、秋毫も關係する所なき罰法又は懲戒法を脅迫聽許及び發表することを各宗教徒に禁し、併せて國家法律の許せし所、若くは主長か其階級内に與へたりし成規を擧げて、之を犠牲たらしむるが如き所業を計畫せんが爲め、若くは公然の選舉權、投票權の實行若くは是等の實行不實行に關せる一定の方法を輸入せんが爲め、同様の行爲に出でんことを禁じたり、是等の禁令に抵觸せる者は千ターレル以下の罰金若くは二年以下の禁錮に處すべし。

千八百七十三年正月九日フアルクは更に進んで三法案を衆議院に提出し、次きて僧侶の教育及び任命に關する法令を發せり、其法に曰く、「凡そ僧侶の官職は其種類の如何を問はず、基督教寺院中の獨逸人を以て任すべく、其人ら科學教育は本法律の規定に従ひて證明せられし者なるべし、而して各州政府は其任命に就き必ず苦情を唱ふるなかる

べし、僧官叙任に就きては、獨逸豫備門卒業試験の完了、獨逸國立大學に於ける三年間の神學科履修、及び國家の科學的試験の終結を必要なりとす、尤も國家試験は、殊に僧侶の業務に必要な普通科學的教育(哲學、歴史、獨逸文學、古典)を檢定すべし。神學科大學の設けなき諸州に於ては、宗務大臣の適當と認むる宗教的師範學校に於て此科を設け、代用となすを得べし。僧侶教育に充てたる各宗教的諸制度(兒童師範學校、僧侶師範學校、宣教師師範學校、及び法徒師範學校、懲治檻等)は國家監督下の規則と學科課程とに基くべく、斯る學舎の教師は皆其科學的能力を有するを證明せる獨逸人を以て任じ、此の任命に就き、普國政府は毫も苦情を唱へざるものとす、若し斯る學舎に於て此明文を用ゐざるものは、宗務大臣は之を閉鎖するの權利を有すべし。兒童師範學校及び兒童懲治檻は増建するを得ず、又現存せる此種の學舎に於ては新弟子を受くるを得ず。僧侶の任命更迭及び轉任せらるべき位置より終身職に轉換するに就きては、國家異議を唱ふの權あり。若し其教育

に干する前記の規定にして履行せられざる時は、此に次くに他の異議を以てするを得べし、此場合に於ては其任命は未決なり。各教職は一年間内は引續き在職すべきものなり、若し然らざる時は大臣は千ターレル以下の罰金と共に復職を強ふべし。

此外宗教事件に對する王國裁判所の建設及び其の寺院懲戒權に就きての一法案は、次の如き協賛を得るに至れり。

「寺院懲戒權は唯獨逸裁判權に據りてのみ施行せらるべきものとす。自由及び財産に關する刑罰は被告の申述を得て後始めて決定すべし。官職を罷免せしむるには制規の手續を経るを要す、體刑は許さず。罰金は三十ターレル若くは收入月額を超過すべからず。自由剝奪の罰則は唯諸治罪所の指示を待ちて成立すべく、三ヶ月の期限を越ゆる若くは被罰者の意に戻りて之を施行すべからず。此獨逸疆域内に存立せざる可らざる治罪並に他の寺院懲戒判決採用は其判決の理由を附して該長官に報告すべきものとす。斯る懲戒判決の實施上に於ける國

家の協力は、是等長官の同意如何に依るのみ。宣言せる罰法にして法律的協賛を有せる時、若くは其判決にして根本的に民法と衝突せる場合に於ては、被告は宗教裁判権の諸判決に對し、之を王國宗教事務裁判に控訴するを得べし。然れども此控訴は公共秩序の利害上、地方長官よりも提出するを得べく、又裁判所は控訴なしと雖も自ら提出を促すを得べし。寺吏の國家法律の明文及び上長の命令を犯す者にして、其留任は到底公共の秩序と相容れ難き時は、裁判判決に依り其職を免するを得べし。宗教裁判所は寺院始審裁判にして無効なる時、始めて控訴を受理すべし。此裁判所は極めて自由なる立證に従ひ判決を下すものにして、其居を伯林に占め、總員十一人にして所長及び其他の五員は國庫支辨の法官ならざる可らず。

此等法案の最後たるものは、寺院よりの退引に就きて論せり。當時猶存立せるものにして法律上より此處置を困難ならしむる物件例へば寺院勸戒の如きは悉皆之を廢止し、且つ規定して曰く、何人を

論せず、市民的動作に依り從來其隷屬せし寺院を退かんとする者は、自ら其住地の裁判官に公言すべし、而して該法官は之に關する一の始末書を受領し、其所望に依り證書を下附し、且つ之に與る寺院の代表者に該始末書の謄本を賦與すべしと。此等の新法案中、至緊至要と稱すべきは、僧徒の教育及び寺院懲戒權に關するものなるとは又疑を容る可らず。何となれば之に依りて加特力僧徒は將來、其教育及び養成上、並に其寺院の奴隸なる職務上、國民的一獨逸民となり、既に曠昔の羅馬兒にあらず、外國の專恣を忌み、其祖國に背かず、其法律に違ふとなければなり。フアルク自身も亦衆議院に於ける本案の提出に當り之を辯し、之と共に先づ氏は、普國政府は其の絶頂點に在りて壞裂するとなし、而して此の法案は大臣の自由完全なる協賛に因り至高の制可を得しとを確證せり。

正月十六、十七日、衆議院は僧侶の教育及び任命に關する法案の第一討議を開けり。本案に對する越山及び保守黨方面の反對者は、殆ど同

衆議院に於ける四法案の討議

様の口調を用ゐ、ライヘンヌベルグ(オルベ)は、此法律の目的を主張して、人民と寺院を離間し、其信仰の最後の閃光を心裡より驅逐するものとし、保守黨代議士ブルユーエルは新教派の爲めに憂慮する所あり、而して保守黨員ストロツセルは本法律が、寺院を國家中に制限せるの間、假令へ寺院を國家上に措かざるも、之に十分なる自主を許して國家と對峙せしめんと欲したりき。進歩黨も亦自由の使僧なる僧稱者の少數を擧げて、中央黨の服従者中に置けり。フランツ、ヅンケル亦如斯き幼稚の思想家連に賛成し、國家宗教主義、官房的萬能、格外法律及び過大なる大臣の命令力に對し、口を極めて嘸々したり。之に反して其黨友ファイルヒヨは、其後の議會(二月廿七日)に於て巧妙に歴史的根源及び法律に於ける政治的必要を説明し、越山主義を呼びて、非ホーヘンツォルレン的(非普魯西的)と稱せり。

正月十六、十七日に於ける本法賛成者中の第一辯士を問へば、先づ指をペンニクゼンに屈すべし。氏は世界破滅と歎息する反對者に回想

せしむるに、今や提出せられし規定は、普魯西の國權に據れば、既に有効なる權利にして、南獨逸殊にウエルテムベルク、バーテンにては、加特力宗及び僧侶の苦情なく、既に長く有効なる權利となれるを以てせり。普魯西に於ては、ファルク大臣が開會演說中に述べし如く、憲法は實に此法律の爲め其の一部分を變更せらるゝに至りしも、尙冀望して曰く、本法の討議を利用して四法案の承認と共に憲法自身に於ける變更に相應せる辨明を與へんと。又大臣フォン・ローンは、羅馬に對する防禦處置の必要に就き、内閣の全一致を説きしが、此一致はジロツコが羅馬より來り、吾獨逸加特力僧正を以て羅馬の有となし之を携へ去りし時より既に成立せしものなり。次にファルクは其快辯を振ひ、此立法の結果として基督教の觀念、禮義の能力、禮義の權力脆弱に趣くべしと、慘話を拒絶せり。

爾後正月廿日及び廿一日、衆議院は他の三法案の第一議會を開き、越山派の條理なき演說は十字新聞の所謂反動的、老觀望者なる新教徒

ゲルラハの法旨に姦計を見ずてふ奇怪なる公言と照應せしが、多数の辯士は中央黨の悦ばざる事實を擧げて之を反證批難せり。イユングは僧侶に回想せしむるに、法王の降誕會演説、越山黨僧侶の推薦するダッハウ銀行の輕擧及び巡禮に依りて負傷を全癒すてふ虚誕を以てし、國家の法律よりも寧ろ斯る宗派の唱導に反對せんとを僧侶に促しぬ。而して進歩黨員ウイントホルスト(ドルトムント市)は、好機に乗じてハイデルベルク越山派の巨師カウフマンリンダウの有名なる言辭を追想せり、曰く獨逸加特力の義務たるや、よし日耳曼は其の屈從を悲むも、其國民に月桂冠を與へて聖父統治の恢復を助くるに在り」と。

是等の法案は、正月廿一日、廿一人の委員附託となり、ベニングゼンを議長に選ひ、自由保守黨ベツジ、ブーク伯を其委員とせり。第一憲法上の疑問を氷釋せん爲め、其生出したる四法案の一を取りて先づ之を議するに決し、グナイストを以て憲法問題の報告委委員に充てぬ。正月廿三日、委員會は氏の助議に由り、該法案と一致し難き普國憲法の第十

憲法改正

五、十八條を變更し、次に掲ぐる附加を添へんことを決議せり。

第十五條、新教羅馬加特力教及び其他の宗教各派は、自ら事務を整理管理すると雖も、國家の法律及び國家の法律的監督に服すべし、同様の定限に率ひ、宗教各派は禮拜教育及び慈善の目的を旨とせる公舎基本財産時蓄を所持享有すべし。

第十八條、宗教上の官職任命權、選舉確定權は國家に附屬し、且僧職授與權及び特別な權利の名號を擁せざる以上は廢止すべし。陸軍及び官立廳舎に於ける僧侶の任命は獨り此の限りにあらず。此他法律は僧侶及び寺吏の養成任免に關する國家の權利を規定し、寺院懲戒權の制限を確定すべし。

政府は普國憲法兩條の變更に同意の旨を表し、衆議院は正月卅日、卅一日及び二月四日に於て、委員會案の三讀會を開始せり。是に於てか、越山黨は翻つて此の廢滅すべき普國憲法を目して卓絶不磨の偉業となし、殊に兩條の文章を以て智慮と正直の源泉と稱へ、人々之を以て百

世を刷新するを知らず、今や却て摧破せりと論じぬ。本案に對する緇衣反對者(僧侶)は次に稀代なる法理を提出せり、曰く普國憲法が從來寺院に賦與せし無限の自由に對し、國家は之を獨斷に排棄すると能はず、然れども獨り寺院の指示する天帝の法律は、獨り寺院の制定する所に於て凡そ之に反對せる法律は、皆な信憑すべきものなしと。是に於てフアルクは此の權利論に就き一矢誓ゆる所ありき。

寺院に賦與するに、事務自治の能力を以てせし彼の主權者たるや、此論争の場合に當りては次ぎの問題を決定し得べき權利あるべし、曰く其事務とは如何、想ふに此の分子たるや、國家權力に外ならざるべし、何者、憲法の明文は素立法に歸因すればなりと。氏重ねて曰く、此法律に依りて平和は輸入せられん。此法律の範圍内に在りて、寺院は自己の職分上、即ち人類の完成、上帝の仰望、救濟眞理(ヘイネックワールハイム)の教義及び救濟方法の管理等に於て、自由自在の運動を貯へ得へし……或は一步を進めて曰く上帝の法律に反戾せる法律にして合法的なるものなし、而して上帝

の令せる所は之を翼戴せざる可らずと。嗚呼諸君よ、事態既に如斯く、而して不順と抵抗とか如斯くして公言せられたる時に當りては、國家政府は獨り自己に附屬せる法律の統制權なるものを十分に確定するの他なきなり。

斯る簡單なる分別も、猶中央黨及其保守派盲從者の念頭に來らず。シヨルレメル、アルストは宗教裁判所を指して、新法獄(法獄)とは中世に於ける異端究問の法廷なりとし、更に曰く、誰か獄長たる可きやは敢て言ふを須るす。と。ウイントホルストは稀有にも其議院的行路に於ては、秩序を叫び、冷に多數を嘗りて曰く、渠等は既に政府提出の法案處理に賛成の聲を放つに甘んぜず、今は政府自身も提出に憚る法律を分擔せり。彼の老觀望者ゲルラツハは、曩きの暗惱たる反動期に於けるが如く、常に名を正義信用及び基督教に借り、是を以て氏は直截に該大臣に質すに、政府は猶基督教の救濟眞理を信するやを以てし、滿院矍然たる哄笑の中に起ち、沈靜なる鈍音を放ちて曰く、氏は宗務大臣に近かんと欲

し其の手を執りしに、冷なると氷の如く、其眼を窺ふに、寂然石に似たりと。然れども此輕妙なる語句も、猶フアルクと共に、法律の主權を切望する大多數に對しては全く効なく、グナイストが其結辭中、今日フアチカン決議に對し、第一の眞摯なる答辯は答へられ、猶數多の答辯は相踵きて來らんと公言するや、皆進んで此報告委員に賛成せり、

二月四日憲法兩條の變更は、百十票に對する二百四十五票を以て決定せられぬ。議院法に従へば、憲法變更の際は、少くも廿一日以後、重ねて第三議會を催すべきものなりしを以て、二月廿七日及び三月朔日更に之を院議に付したりしが、シヨールレメル、アルストは、憲法變更前、其最期に臨み、之を警醒せんと試み、放言して曰く、稍石油の臭氣ある多數者は、他日又憲法改革を試み、遂には國王の身体は胃す可らずて、ふ箇條を修正するに至らんと。然れども此大膽なる言辭にも拘はらず、百八票に對する二百十八票を以て前者と同様悦ぶべき結果を得たり。此決定と共に四宗教法案は自ら其途を進み、三月七日より廿一日迄に衆

憲法改正及
フアルク
案の承認

僧侶の抗辯

議院にて合法的討議及び承認を得、多くは三分二以上の多數を占めぬ（第一回決議の際には百票に對する二百二十二票なりき）。

彼の好争的寺院は此痛切眞摯なる打撃と破滅とに對して、遂に屏息することなく、無理なる皇張と拗戻なる輕侮を以て加特力群徒の抵抗を煽動せんと試み、バデルボルンの僧正マルチンは、既に正月十八日普國內閣に公言して曰く、

此の法律中、寺院に關する憲法章句の解釋若くは變更を見ず、唯該憲法中に公言せる主義の絶滅を志し、基督教の實体的權利を攻撃し、寺院の全組織を摧破し去らんとするを認むるのみ。這般の決議にして法律的權能を収得するや、必ず氏を延きて其の誓に對し、到底和解し難き衝突を惹起せしめん、左れば氏は如何なる事情の下に在りても本法の實行に力を假すことなけん。

正月卅日普國全僧正は内閣に宛て一の覺書呈し、加特力宗の正當世襲の權利を消耗し、加特力の良心自由並に宗教自由を毀損する各法

律規定に反対し、形式的莊重なる防禦をなさんことを提議し、且該法を格守するは各僧正に對し、誓約せる職責上、協和し難き旨を公言せり。二月五日衆議院及び貴族院に於ける總奏辭中、此等僧正の公言する所あり、曰く、加特力基督教徒は痛く其の信仰を侵害することなくして此法律を認むると能はず、又自ら進んで本法に服従すること難しと。渠等は又二月七日の奏辭中に公言して曰く、本法は加特力宗特有の實體に附屬せし律例を侵すこと甚しと。放恣専横更に之より甚しき者は、パテルボルンの僧正マルデンなり。彼は其教書を以て寺院に對せる「追究」を目して基督の遭難に比し、エルメラントのクレメンツ師は之を波斯帝國中に於ける猶太人の苛虐に比しぬ。然してプレスラウ、パテルボルン、ヅリエルの法師會館は文章又は口頭に依り、誠實に其僧正の旨を遵奉せんとを誓約せり。越山派の諸新聞は、比西馬克の言ひしが如く、日耳曼に至る迄、政府に對して不穩の語氣を用ひ、イヨルグ博士は其越山派、歴史政治新聞に、援護及び救助の猶涌き來るべき旨を確証し、

又新教方面に於ける緇衣黨も亦暗憚たる拒絶を試みたり。僅々前伯林なる自由思想家の僧侶ジトウを黜けたる彼新教の高等寺院會議の如きは、斯る邪宗裁判の日の來らんことを憂ひ、該法案は内部の生活範圍上極めて著しく新教を毀損するてふ抗辯を地方議會に建白せり。而してハノーフェル州に於ける新ルーテル教地方會議の常置委員は、相議して拗戻なる証明をなし、一奏辭中に謂つて曰く、各耶蘇寺院及び其隸屬は、此宗教法律に因り、一般に嫌惡すべき危険なる一種の集合人物として待遇せらるゝに至んと。

人民間に於ても、或二三の團體の如く、フアルク案に背きて熱心なる反對の氣焰を蓄ふものあり。越山派の僧侶及び新聞は、政府に反對して、誠實なる加特力人民と名乗り、大言壯語を恣にし、強ゆるに各加特力教民必死の抵抗を以てせしも皆な効を奏せず、當時及び全人文戦争中に在りて彼の加特力群徒が八方煽動教唆を受け、猶不甲斐なき忍耐を守り、本法に對して公然叛旗を翻すこと能はざりしを歎するのみ、反

人民の嚮背

之、政府の快舉に對する贊同の聲は、國民の一層廣大なる社會中より噴々として轟き渡りぬ。

是より先きフアルクは千八百七十二年十二月に於てブランシュワイク地方議會の賛成文を得。四月には來因州及び東フリースラントに於ける新教徒の諸集會も高等寺院會議に反對して目覺しくも本法律に同意を表せり。然れども殊に欣ぶべきは、正月十八日プレスラウの各階級千内外の加特力教徒が皇帝に上りし奏辭にして、獨逸帝國內に於ける加特力が追究に窘むとの愁訴を無恨と呼はり、且つ論定して曰く、加特力は一層廣き範圍内に於て、國家權に依りて其宗教の施行を妨碍せらるゝとなし、而して寺院は救濟真理の發表、慈悲手段の施與に於ける其天職を履行するに自由にして障礙なきを得べしと。

二月十九日貴族院は衆議院の討論結了を待ちたるフアルク四法案を擧げて之を二十の委員に附托せしが、此の法案は憲法變更の故を以て、パトウの勳議に依り議院の審議を経て遂に廢案となるに至れり。

貴族院に於けるフアルク法案

封建的の緇衣黨は普魯西郡制の件より既に政府と相容れざるに至りしが、比西馬克は斯る紛々たる軋轢に倦み、千八百七十二年の終りに當り、印綬を解きて普國內閣を退き其任をローンに譲りたり。今や封建的の論士は更に一層の熱心を以て、貴族院中、憲法變更及びフアルク榮と闘ひしと、衆議院に於ける其心友の所業と異らず。比西馬克は親ら之を排撃せんが爲め、フアルチンより急行し、自由主義の進歩を嘆息せるフォン・ツェドロリツツ氏が公を愚弄するに及び、三月十日開會の憲法變更討議に當り、極めて顯著なる一演説を試むるに至れり。

公曰く、自由主義の進歩は保守黨に於ける權衡破壞の一結果なり。政府は嘗て保守黨が信用を以て吾を見んことを期したりしに、如今其謬見なりしを知れり……。信用は嫩芽の如し、一旦毀損せらるれば復生せず。是に於てか保守黨は自ら瓦解せり。諸君は、予の信する所に據れば、多少の勢威と多少の權力を有する一保守黨の牛耳を執り以て事を行はんと欲し、内閣に於ける成算ある予を排斥するに至

れり。予が内閣に留るは元假定する所あればなり、而して公等は此假定を破壊せり。諸君は實に輕躁に失したりき、而して之より來れる諸君自身の所業に付き、願くは責を政府に負はしむる勿れ。前辯士の進み執れる所の方針たるや、恰も本法反對別派の執る所に異らず、即ち本案に一の宗教的(予は將に言はんとす)寺院的性質を與ふるに在り。予の見を以てすれば、今吾人の共に論ずる問題を目するに、宗教的寺院的を以てせば、或は謬るなからんを保せず。こは實体上政治的なり。されば其論ずる所は、吾加特力同胞か唱ふる如く加特力宗に對する新教派の争にあらず、又信仰不信仰間の争を論ずるにあらず、議する所は太古以來の争權なり、王者僧侶の争權なり、其起原の遠きと人類創造と同じく、其の由來の古きと此世に於ける吾救世主の出現に愈る。此争權たるや、獨逸中世の歴史に充滿し、遂に法王皇帝の争てふ名を以て獨逸帝國の支離に歸しぬ、而して其結果として顯貴なるシウピエン皇統最後の代表者は、佛蘭西の制服者の爲め、

空しく斷頭場裡の露と化せり、此佛國の呑噬者は實に當時の法王と提携せしにあらずや、今古自ら其趣を異にすと雖も吾人亦近く同様なる位置に臨めり、佛國の呑噬戦争は、フアチカン決議と共に破裂せり、假令此戦争は極めて効果多かりしとするも、何故に吾人は吾獨逸寺院の範圍に於て佛蘭西人に對する神姿(Gastis Dei per Francos)を語らざる可らざるか、予は其所以を知らず。法王職は常に政治的權力にして、現世界百般の事件に臨むに、最大なる決斷と最大なる影響とを以てせり、而して法權の絶えず期する所を問へば、僧權を以て俗權を屈するに在り。王者に對する僧徒の争闘、即ち今の場合に於ては獨逸皇帝に對する法王の争闘は、他の各争闘と同様に裁斷すべし、抑も此の争闘たるや、同盟媾和、終止、休戦あり、而して他の政治的諸戦争と相同き條件の下に立てり、或は此問題を目して寺院厭抑の爲にするが如く論ずるは本問題の推移と云ふべく、即ち思慮なき人民の感情に訴へんと欲する者なり。本法の主眼とする所は、國家の防

禦と僧侶統治及び國王統治の及ぶ限界に在り、而して此限界の區別たるや、國家をして之に依り成立するを得せしむべきに在るべし。左れば此世界の帝國には軍隊あり進行ありと

ポーゼンの大僧正レドヒオースキは大臣ローン及びフアルクの貴族院反對者に對する演説に向ひ、已むを得ず犀利の武器を假すに至れり、何んとなれば氏等の主張する法案に就き最も善く其必要を證明するは、蓋し此波蘭的僧公か其寺領に於ける命令なればなり。令に曰くポーセン州の高等教育制度に於ける宗教講授は獨逸語を以てすべしとの閣令に従ふべからずと。事實は効あり。三月十三日貴族院は六十三票に對する九十三票を以て憲法改正案を採用し、四月四日決議の際には五十三票に對する八十七票を得、五月四日既に法律として發表され、皇帝より實施せらるゝに至れり。

初め政府反對黨公子派領袖の一人なるフォン、ゼンフト、ビルザツハ氏は、其越山派及び政友の憚ばざる憲法改正を排せんと欲し、議院は先

づ之に關する數多の請願を處理せざる可らずと揚言せしも、亦敢て稗益する所あらざりき。今や之に反してフアルク四法案の豫備討議に於ける本案委員會二月十九日の決議は、殆んど此法律案を廢滅せんとするの形狀を呈したり。是れ委員會に於ける善良なる公子派の多數は此法案の一を取りて熟議し、之を縦横改削して全く識認し難からしめしを以てなり。自余三法案は何れの時か此封建的淨罪火中より解脱するを得んか、一人として之を言ふ者なく、十字新聞の如き亦然り。左れば自由派の前大臣フォン、ベルチートは、一動議を提出して五月十九日の決議を廢棄し、委員會の報知を待たず、貴族院の全會に於て直に三案を討議に附んとせしかば、公子派は被害者の觀を爲して其非凡なる委員に對し不信任投票を囀々せり。然れどもベルチートは渠等に答て曰く、此等の法律にして一般に確定せられしならば、氏の動議は承認せられざる可らずと。委員會討議を繼續し在苒猶豫するは毫も事に益なく、殊に議院の各員が早く其位置をウエルフ(法王黨ギベリン)皇帝

黨の中に撰ひしを以て更に不必要となれり。比公は四月一日氏に同意を表して曰く、

九月まで持續するに至るも諸君は吾人が猶衛戍を去らざるを發見せん、吾人は疲勞するとなかるべし。次に議院の一二が猶決定すること能はずんば、政府の立法的作用たる、或は更に進んで吾人の如今從事せる範圍の以外に及ぶべし。

其謂ふ所明瞭なり、即ち貴族院にして此重大なる法案を往再決せざらんか、比西馬克は新貴族衝突か、若しくは全然改革を企るの意あるを諷せしものなり。是を以てペルキートの提議は、三十八票に對する七十四票を以て決せられ、又四月廿四日以降、議事は進んで愈々四法案の討論となり、續きて五月一日に至りしが、遂に大多數を以て承認せらるゝに至れり。爰に最も注意すべきは、比西馬克が「紅色（過激派）」及び「黑色（俗派）」の世界黨に抗して、國家に忠實なる元素を糾合せんと欲し、舊來憤懣せるクライスト・レンツォーに對するに、保守黨を脱却せしとの口實を以て

せしにも關はらず、公子派か最後の日に至るまで急激有毒なる反對を試みし事とす。

「小は大より逸し、動者は靜者を捨て、介殼は船舶より脱し去る。前辯士は其派を目するに、靜者を以てし、保守黨を以てす、其意見に従へば陛下も其王政府と共に脱逸し、楫舵なくして海上を彷徨する者に外ならず。如斯き稀代の私見を正當視し、之に過當の評價を附するは、自ら屈するの能力なきものと相結托し、國家破壊の元素たるものなり。」

五月十五日當時羅馬に對する普國戦争上、堅固なる壘寨たるべき四ヶの五月法案は、王の署名を以て、普國官報（スチット・アンツァイゲル）に發表せられたり。

此戦争に於ては、國家と僧侶統制間に介在せる太古來の爭權を處置す。比西馬克の宣言に對して最新史上の證據を與へんか爲め、普國の僧正等は、既に本法發表前四月廿九日より五月二日迄、フルダに於ける聖ボニファチウスの墓上に會合し、獨り本法に關して七日間の長會

五月法案の發表

フルダに於ける僧正會議

議を開き、例の如く謂つて曰く、吾人は此法律の實施を翼賛すると能はざる (Non possum) 旨を宣言すと。此儕は五月廿六日公然服従の假面を捨て、普國內閣に總建白書を送りて曰く、寺院が基督の神なると、其教理と縁起の神聖なることを拒絶するにあらざる以上、又基督教自らを以て人類の隨意に委せざる以上、寺院は異端政府の主義、即ち國家法律は各權利の根原なり、寺院は單に國家の立法及び憲法の賦與する權利を享有すてふことを承認する能はずと。此等の紳士は、政府より一の回答に接せず、政府は法律に照らして置處する所ありき。

法王にして一度書を皇帝に與る所あらば、獨逸の宗教騒動は手を拱して立るに治むを得べしとは、彼の無過者の抱ける稀有の考案なるも、獨逸越山黨か陰に羅馬法宮と聲息を通せるを認め得べきの間は、此の考案たる、常に主として獨逸に於ける護衛兵の力に依るものと曰ふべく、其の淵源たる、千八百七十三年八月七日附なる皇帝宛の法王書簡に見ゆるピウス九世の一層愚昧なる想像に出づるものゝ如し。此書簡

皇帝法王の
文通

の劈頭に於て法王は直に左の如き鄭重なる要求を提出せり。

「近來陛下の政府が執れる諸般の處置たるや、愈出て、愈嚴に、全く加特力教撲滅に志するものなり……」と。法王更に説て曰く、斯る苛酷なる處置に就きては、未だ其素因を發見する能はず。或は吾に告ぐる者あり、曰く、這般の所置たるや、寸毫も事に益なく、單に陛下皇位を顛滅するに過ぎず、陛下は其政府の行爲に同せず、加特力教に對する峻刻なる處置を擇ばずと。其れ果して眞ならば、陛下は何故に之を悟らるゝの遲きや、吾爰に語ると侃々たり、是れ吾旌旗は眞理にして假令加特力以外人士に對しても、猶正義を以て談ずるは吾天職なるべく、一度洗禮を受けたる者は、或關係、或方法に因りて、皆法王に附屬すればなり。

九月三日皇帝は之に答へらるゝ所あり、先づ法王閣下か「往年の如く」書簡を惠與せられしことを謝し、而る後公言して曰く、閣下の獨逸事件に於ける高論中、誤解謬見なきにあらす、朕をして之を匡すの機念あらし

めば喜び更に深からんと。

「假令此報知は眞理を談せしものとするも、朕が政府は朕の協賛せざる道途に入れりてふ高見に就きては、閣下必しも熟考せられしと云ふを得ず。朕が國家の憲法に従へば、斯る場合は決して生じ難し、是れ普魯西に於ては、法律及び政府の處置皆な國君の協賛を要すればなり。二年以來朕が加特力臣民の一部は一黨派を組織し、其國仇的謀略に由り、普國に於て數世紀來成立せる宗教自由を破壊せんと試みるに至りしは、朕の深く悲しむ所なり。不幸にも高級の加特力僧侶は此運動を贊助せしに止まらず、進んで之に加入し、現行國法に對して公然たる反亂を醸すに至らしめり」と。皇帝は閣下の鑑察を此點に鐘め、更に曰く、同様なる現象は當時歐羅巴諸國の多數及び或海外國中に於ても反覆せられたりと。凡そ内部の平和を保護し法律の威嚴を保證するは、即ち國王の職務なり、閣下若し事態の眞相を得て、悲むべき眞理の欠損及び僧權濫用より生ずる動搖を防遏せんが

爲め、其威權を適用されんことば、朕の憚んで望む所なり。耶蘇基督の宗教は是等の密謀に干する所なし、眞理も亦然り、閣下が統率せらるゝ旌旗の下には、朕は狐疑なく服従すべし。只閣下親簡中、洗禮を受けたる者は皆法王に屬すとの一言に至りては、背かさらんと欲するも遂に得ざるなり。朕並に閣下の認むる如く、朕及び朕が祖先並に大部臣民奉ずる所の新教宗旨たるや、吾人と神明との關係中、耶蘇基督を除くの外、又他の媒介者あるを許さず」と。

帝國官報は十一月十四日普國々會新選舉の際に及び、始て此往復書面を發表したりしに、實に無双の感動惹起せり。此事件並に先年、小石片の演説に於て、法王の歴然証明せる羅馬法宮の鹵莽及び法王の剛腹に對する皇帝の重大なる拒絶とは、太た越山黨を狼狽せしめ、初めは此文通の眞實を疑はんと試みぬ。英國の大僧正マンニングは遂に之を偽造なりとし、獨逸の法王黨は翻譯の確實ならざりしやを疑ひしが、幾もなく帝國官報は其原文を公にしたりしが、各疑問は煙散せざる可

らず。是に於てか全獨逸國に於ける宗教各派より非常なる歎聲沸騰しぬ。今尙獨逸民屋の楣間、往々繪畫に代ふるに此の書簡を掲げ、永く家族の記憶に備へ、以て當年を偲はしむるものあり。此運動は滔々として獨逸國外に波及し、新教國英吉利及び亞米利加に於ては殊に熾盛を極めたり。倫敦に於ては同國の老政治家ラッセル侯、千八百七十一年正月下旬を以て一大集會を招集し、獨逸皇帝に捧ぐる英國民の稱讃と、羅馬に對する獨逸争闘に就き、其誠實なる同情とを表せんとせり。此莊嚴なる集會は王國の各部、爾り亞米利加よりも夥多の代表者を送り、知名人士の出席せしに由り著名となれり。是に於てか皇帝亦親簡を裁して深くラッセル侯に感謝の情を致されき。老グラットストンすら、其盛時の獨逸嫌惡を忘れ、獨逸か全世界の爲めにせる戦争に乗じて一小冊を草し、恭順なる加特力教徒に於けるヴァチカン決議の勞力を論せしが、幾もなく十万余冊の發行を來たせり。然れども更に雄大なる獨逸の布告は千八百七十四年の帝國議會選舉後、二月七日伯林

普國衆議院
及び獨逸帝
國議會

議事堂にて舉行せられ、グナイストを首席として帝國議會及地方(即ち)議會中の愛國議員は相舉りて出席したり。

此機會たる、端なくも中央黨の統治せる人民社會が、皆全く無知劣等なる國民生活を營める事を證明するに至れり。來因河畔廣濶靜穩なる古僧領地方ウエストファールン、ジュレジエンに於ける羅馬僧侶は、彼の文通に基き、皇帝崇拜なる名稱を以て發達せる思ひべき獨逸風に抵抗し、無謀の群民亦此に雷同し、地方議會及び帝國議會選舉の際には盲昧にも中央黨の候補者を翼載せり。越山派煽動用の法壇閉鎖せられし後も、猶懺悔所及び投票權ある男子の幫助として有力なる婦人の幹旋あり、フアルク、比西馬克も亦攻撃し難き手段を有せり。左れば千八百七十三年十一月四日普魯西にて舉行せられたる地方議會選舉に當り、中央黨か三年前よりは優に二十名の代議士を加へたるは決して怪むに足らず。但し二百五十一の自由黨中に百八十二は國民自由黨あり及び殆ど全一致にて政府と提携し、中央黨に當らんと意氣込める四

十の自由保守黨並に二十二の新保守黨に比すれば固より曰ふにも足らざる少數なり。中央黨と連合せる十字新聞の諸士は六人を除くの外、脆くも選挙場裡に敗れたり、此輩及び十八の波蘭人、二のウエルフ黨と相率て人文戦争に勝利を制せんとするは、龍車に向ふ螻蛄にあらざるして何ぞや。

千八百七十四年正月十日の帝國議會改選も亦同様の結果を來せり。即ち封建的の保守黨は概ね排斥せられ、國民自由黨は最も鞏固の黨派となり、進歩黨と提携して絶對的多数を斷せり。加るに普國地方議會に於けるが如く、各國民的問題殊に人文戦争に關しては自由保守黨の加盟せるあり。之に對する越山派も千八百七十一年の六十七に對して九十二人を出し、新帝國議會には新に二十五の座を占めたり、就中バイエルの如きは三十二の中央派、一團の黒雲となりて帝都に向ひぬ。さは曰へ、中央黨は帝國議會に於ては其四分一に充たす、波蘭人社會民權黨を合するも其三か一に當らざりき。

千八百七十三年十一月九日以来、公は再び普魯西内閣の首席に起ちカムプハウゼン其代理と爲れり。當時ローンは病痾羸弱の爲め、其生涯の事業に對する獨逸國民の感謝賜賚を荷ふて、徐に故山に退隱せしと雖も、フアルクは好争的寺院に對する國難の爲め、今や切に新武備に思を凝せり。

既に千八百七十三年末、開會の普國地方議會には、強制私婚及び身分登記に關する法案の提出となり、二讀會を経て決せられ、千八百七十四年二月に至り悉く議院を通過し、三月九日には普國々内に公示せられたり。然れども吾人は今之を詳記するの要なし、是れ帝國は同年を以て遂に此問題を除去し、之を終焉に至らしめしを以てなり。本案討議の際、比西馬克に對する鹵莽なる攻撃の甚きものは、マリシクロットの「虚誕」にして、比公自ら爾く名けしに至りしものとす、曰く比西馬克は嘗て假令一草原なりしとするも、之を佛蘭西人に約し、若しくは望を得せしめしとありと。比西馬克は伊將ラマルモラの荒唐不稽なる漏泄に

基けるマリシクロットの這般の譏誣に對して、自家の政界の常に公明正大且獨逸的なりしを辯駁せり。

千八百七十四年正月十二日降誕會休日の後、再び開會せる普國國會に於て、フアルクは二新案を提出せしが、其一は僧侶の養成及び任命に關する法律の公告及び履行なりき。此の法案たるや、該法律の解釋區々にして爲めに矛盾衝突を招きし所以を斷し、地方長官に與ふるに僧官罷免の後、或條件の下、此僧侶の財産籍沒を命し得るの權を以てせり。本案亦越山黨の爲に極美なる言葉の花を咲かすの源泉となりしも、今唯マリシクロットの一枝を折るに止るべし。氏は新選舉に於ける中央黨か堅固の成長を指示し、叫びて曰く、這程猶國民實際の意志を見せらんと欲せば、公等寧ろ各議院的代議と憲法とを溷濁中に擲ち、獨裁者を發表せよ、而して人文戦争と呼べど。國民自由黨は一層温和なる議案を提出し、ウエーレンプヘニツヒ案、空位僧官の新叙若くは代理は、寺院管長の主管となり、一定期限内に其職權を施行せざる時は、寺領代り

て其權を執るべきことなせしが、中央黨は素より之に反對せり、是即特力黨は、寺領の「權利」を多少不快に感じたればなり。左れど此等の諸決議は猶年來バイエルン、ウエルテムベルグ及びバーデンに於て承認せられ、其他の僧侶は其思想自由の制限に就き毫も苦情を鳴すとなかりき。五月九日衆議院の第三讀會に於て本案は遂に承認せられたり。之より更に重大なるは、正月廿日衆議院に提出せられし無住僧正領管理に關する法案なりとす。是れ此時に當り羅馬派の所謂人文戦争、換言すれば國家の立法及び成律に對する公然の謀叛は、明に普國僧正官に數多の空位を生じ、且つ他の僧正領も相次ぎて空虛ならしむべきを以てなり。既に數月來フルダのケット僧正の逝去より、無住僧正領管理の方法は、沸然たる議題となりしが、法師會館は法律上制定せる形式に従ひ新選舉を施行すると、即ち僧正候補者の姓名を政府に通知し、政府をして此輩より國法承認の誓詞を徵せしむることを擇ばす。然れども若し僧正が伯林に於ける王國宗教裁判所を経て國家の爲めに免

黜せらるゝとするも、其位置たる、越山派加特力に對して無縁とならざる
みならず、此を再占し得しと亦必しも疑ふを要せざるなり。如何なる
事情の下に在りても國家は國法を守らんと欲する僧正を廢立し能は
ざる可く、又廢立す可らず。是こそ、上神の成規及び耶蘇基督の宗教と
呼ぶものなれ。ポーゼンの大僧正レドヒオウスキ伯は通知なくして
各新僧官を任命せしかば、千八百七十三年十一月以來、其俸給を停止せ
られしも、波蘭貴族は師の爲め、優に此損害を償ひければ、猶頗然其職を
固持し、未だ國家を侮辱することを廢めず、地方長官ギンデルが試みし
辭職勸告をも冷然として之を拒絶せり。是に於てか免職に關する處
置は漸く進みしも、氏は指定せられしポーゼン區裁判所の豫審を拒み
て出廷せず。加るに正貨を以て巨額の科料を辨償すること能はざり
しかば、千八百七十四年二月三日遂に縲紲の辱を受け、オストロオの囚
園に幽閉せられ、四月十五日宗教裁判所は其免職を宣言せり。三萬タ
ーレル額の罰金に當せしケルン大僧正及び殆同額なる罰金を有する

トリエルの僧正も、三月以來共に楚囚となりて科料を償へり、自餘の各
普墨西僧正も奔蹙して其の刑罰を免るゝの術なきを知るや、皆遂に柔
順に服罪するに至り、爲めに此等の人士は中央黨より「冤枉者」の稱号を
呈せられたり。

彼の新法案は斯る堪へ難き事態を治せんとす、其法たる、國家誓約を
なさずして其職を施行する僧正領監理は、二年以下の禁錮を以て罰せ
られ、又法師會館にして監理者選舉施行を拒むものは、國庫支辨金の停
止を以て威嚇するに在り。衆議院に於ける本案第一討議の際、マリ
ンクロットは、中央黨を導きて從來未だ曾て見ざる過激に走らしめり、是
れ自ら中央黨の猛惡なる精神を漏泄して余りありと謂ふべし。氏は
絶叫して曰く、假令宗教裁判所にして僧正を貶黜するも、僧正たるに於
て何にかあらん、之を然らざらしむるに一法あり、昔使僧「アウルス」の如
く只僧侶の頭を刎ぬるのみぞ。氏猶豫言して曰く、政府及び自由主義
は、此立法が馴致せし彼の無謀なる衆徒の爲め、遂に覆没せらるゝに至

らんと。ウエーレンブヘンニツヒ之を駁して曰く、豈普國の王にして
ホーヘンツォルレン家以上及び同家の左右に猶一の僧侶的寺院君主
の統治せるありてふ原理を閣下に許せし者あらんや、あらば請ふ親く
其人を示せど。而してフアルクは彼の所謂吾人能はず(Non possum)即
ち羅馬の服従し難きとは、全く虚誕無根なることを證明するに頗る巧
妙を極めたり、曰く若し普魯西をして獨り戦闘に従事せしめば、當時全
く人文戦争の猖獗を極めし、瑞西に對して、羅馬法朝は更に鋒鏑を新
にし、一層激しく之れに應せんと準備せしなるべし、其の未だ一年の星
霜を経ざるは予が十分の證據を以て主張し得ざる所なり、而して本年
八月帝國一流の王侯に宛てたる法王の親簡の外、猶他の諸王侯并に皇
帝を離間せしが爲め、是れ等の國君に宛てたる書簡なしと言ふ者ある
かど。此の法案に對する法王黨の戦闘は無効に歸し、本案は五月九日
九十五票に對する二百五十七を以て通過せり。兩案とも五月十三日
より十六日に至る貴族院會議に於ても、大多數を以て協賛せられ、次に

國王の署名を得、五月法律の名を以て國中に布かれぬ。

帝國私婚法

當時帝國議會は二月五日より開かれ、時に普國議院の討議を阻遏す
るが如きとありしも、遂に自ら重大なる一法案を發し、大勝利を以て人
文戦争を結ぶに至れり。就中私婚法チワールニエケセツを以て然りとす。本案は既に千
八百七十三年の帝國議會に於て代議士フェルク及びヒンシュスの提
案に基き協議せし所にして、嘗て千八百七十一年の終りに、バイエルン
政府も帝國の力を借りて法壇の濫用を憚せんとしたりしが、二人は今
や其掣に倣ひ、バイエルンの困難より帝國に援助を求めしものなり。
法王配下の寺院は加特力地方に於て正當なる結婚を決定するの權利
を獨占し、之に依て加特力の求婚者より其結婚前彼の無過教義承認の
書面を求め、異宗徒よりは加特力的兒童教育の誓約を徴して、尊崇すべ
き獨逸幾千の良心に暗愴たる苦患を播布し、又殊に古加特力徒は此無
法なる要求の爲め、承認拒絶、偽善又は鰥寡となり、然らずんば放恣なる
結婚に及ざる可らず。加之婚姻には宗規カノニシユ、サクラメント晚餐式的性質あり、即ち結婚

は分離し難き一晚餐式に過ぎず、之れに従へば加特力徒男女共若くは其一の結婚は唯生時の食卓臥榻に於てこそ分離し得るなれ、離婚者は新教に改宗するにあらざれば管に再婚し難きのみならず、真正なる加特力教の休戚に毫も利する所なく、現時文明生活に至りては更に益なく、太古の獨逸法律の意義に至りては殊に益々然りとす。獨逸人は未だ曾て匹偶の離別を輕視し、若くは之を希ふの意あらず、然りと雖も獨逸精神は一朝の戀愛に欺かれ婚姻を恣にし不幸の人に對して、生涯一層幸福なる一合念を擧ぐるを許さざる此宗規的羈絆を憚る者にあらず。此他越山黨の反抗は、愈争ひ難き新理由を本法に加へたり。何となれば國家に對する僧侶叛逆の結果、僧侶が不法に任命せる僧侶の數、漸々増加し來り、且つ此等類似僧侶が執行せる合念式は全く國家權利の認めざる所、此儕の結ひし婚姻は皆擧りて無功なればなり。

普魯西に於ては既述の如く、千八百七十四年三月九日に發表したる地方私婚法に依り、此困難を救済せしむ、バイエルンは遂に之を果す能

ざりき。是れバイエルン地方議會にては越山分立黨二票の多數を得しが爲め、本問題消滅の不運に會ひしを以てなり。さればフエルグは既に千八百七十二年耶蘇會法討議の際、帝國に倚りて強制私婚制度の輸入を要求せしか、更に千八百七十三年此案を提出せり。こは疊きに氏及ヒンシウスの草せし私婚法案にして、當時帝國議會の議了せざりしものなり。今や此二代議士は更に此前年の法案を帝國議會に提出せしに、三月廿八日大多數を以て承認せられたり。稀有にもバイエルンは此際司法大臣ホイストンに依りて本法に反對し、地方立法權を擁して提出者を難せり。聯邦會議が五月十一日帝國議會の決定せし法案を拒絶し、帝國宰相に新法案の草定を促せしに當り、バイエルンは初め聯邦會議に於ても同舉動に出でたりしが、爾後一ヶ月聯邦會議に於て投票施行の際、僅にザクセン、兩メクレンブルグ、オルデンブルグ、ウァイマー、プ라우ンシュウイグ、ハンブルグ、古統ロイス等十七票が本案に反對せしに異り、バイエルンは遂に多數に隨へり。千八百七十四年の帝

國議會春季開期間に在りては、聯邦會議に於て如斯く久く意見の區々なりし爲め、本案の決定を見るに至らず。千八百七十五年正月五日、同會議が十三票に對する全數を以て普魯西新法案に賛同せしに及び、始めて確定せり。此法案は、千八百七十四年三月九日の普國法律よりも更に必要なる範圍廣きのみならず、其徹底する所亦深く、各出產、結婚公告、結婚死亡等に關する身分總記録を整理し、結婚に與れる寺院の規定を全廢せり。吾尊敬すべき皇帝陛下及び比西馬克公も本案の獨逸國民の宗教心を減縮すへきを畏れ、競々として其協賛を果されたり。是を以て皇帝は全く一私人の資格にて本案に下の附加を希へり、曰く洗禮及び婚姻に關する宗教上の誓約は此法律の爲めに侵害せられずと。春季帝國議會に於ては千八百七十五年正月十二日より廿五日に至る開期中、巨細に本案を詮議し、遂に七十二票に對する二百六票を以て之を承認せり。帝國議會の議決せし本案の修正は、總て實務機關的性質なりしが、聯邦會議は之を賛し、千八百七十五年二月六日本案は皇帝

の署名を得、遂に法律となりて發表せらるゝに至れり。

追放法案

此他千八百七十四年の春季帝國議會に於ては、異様の性質を帶ぶる一法律亦議了せられたり。こは普國及び帝國政府が寺院の挑戦を邀ふに必要なる所謂教職の不法履行防止に關する法律なり。即ち獨逸國內不順の僧侶が自己に命せられたる制限に背戻し、若くは一旦剝奪せられし僧職を占有せし時に、一定の淹留を命し、自國中央官司の決議に基きて、國家の臣民籍を除き、之を外國人として獨逸國外に放逐し、以て戰を渠に挑むに外らず。聯邦の一か、頑強なる僧侶の國家臣民權を剝奪すれば、此僧は獨逸帝國の他邦に至るも亦新臣屬權を得ること能はず。普魯西が本法を要せしは彼の不逞なる僧正が免職せられし後、も引續き統治せるを屈服せしめんが爲め、而して普魯西が斯る帝國主權の法律的規定を布告するに至りしは、叛逆者の不利なるべき此新奇の法律的威嚇か千八百六十七年の移住法及び聯邦並に各邦の臣民増減に關する千八百七十年の法律を無効となすが爲めなり。

帝國議會に於ける此法案討議の際(四月廿一日より廿四日に至る)越山派のライヘンスベルゲル、ウインドホルスト及び他の二三子は、之を名づけて「責罰法律」と云ひ、グイロツチン(佛國革命時代の死刑具)を隔つる遠からざるものとし、且つ加特力僧侶の罷免權は未だ決して各邦に來らざるものと主張せしも、普魯西司法大臣レオンハルト之に答へて曰く、州國の權利を否定する者は、又州國より己の權利を否定せらるゝことを覺悟せざる可らず、州國の法律に服従せざる者を放逐する時は、只其家主の權利を守るのみ。古加特力派の博學なる首領シユルテ代議士は、皇帝オット一世、ハインリッヒ一世及びハインリッヒ二世も、公等が聖者と呼べる法王及び僧正を廢立せしとを以て、中央黨を警醒し、且つ曰く、根本的に州國の能力を疑は、先づ須らく自ら問ふべし、曰く吾人は獨逸帝國中より別に一寺院州を形成すべきか、將た帝國を獨逸に止め、法律は他の各臣民に對すると同じく僧正に對しても全權ならしめんか。ハンブルグの聯邦代議士クルーゲル氏亦たウインドホルス

トに教へて曰く、寺院州國に於ては惡むべき臣民及び不快なる敵者の制限若くは追放は、確に聖父が藥籠中のものにして、此等は皆宗教的若くは政治的主義の爲めに使用せらるべきなり。

氏尙曰く千八百五十九年乃至千八百七十年間に寺院州に於ける追放者、凡そ千五百を下らざりき。代議士ウイントホルスト氏はハノーフェルの相として一國の樞機に參與し、且同國をして自然の必要上、遂に破滅を招くに至らざらしめし大終局を作りし人なれば、獨逸政府が其維持の必要上、如何に其政略を整理すべきかの提案に就きては當に慎重なる省慮を費さるべき好理由を有せらるべし。ウイントホルスト氏は自ら實見せる結果より、獨逸諸政府か氏の處方を適用せんとするの念慮甚だ乏きを看取するならん。

四月廿五日の第三討議に由り、此法案は百八票に對する二百十四票を以て承認せられたり。

然れども爾後亦從前の如く獨逸耶蘇會新聞及び特に加特力結社中

に於ける「煽動僧侶」は、之に服従せる衆民を教唆して法律を輕侮し、叛亂を謀らしむるに至れり。此毒芽の鬱然として敗徳者の心中に發育し、遂に罪惡となり、一種の道念即ち耶蘇道德を有する越山派を除き、全文明世界をして憤懣せしむるに至りしとは決して偶然にあらざるなり。

比公は早春より重患に罹り、爲めにフルンチンにて加養せんことを望み居りしも、醫師の勸めに従ひ、七月四日キツシンゲンの湯治に赴き、爾來悠悠々此親むべき丘陵間に起臥し、自由に住民と相往來せり。七月十三日午後一時、比西馬克は例の如く公か僑居デルツフ博士の宅を出で、殊に公に給與せられたる室用馬車を海濱に驅れり、是れ人の知れる如くデルツフ博士の屋舎と櫛比して二旗亭及び一旅館あり、湯治季節の正午前後雜沓を極むるに由り、其時刻を計りて此の如く公は海濱に赴かるゝの習なり。馬車漸く進み、デルツフの庭園より街衢を曲り行くと十五歩程なりしに、加特力の地方僧侶忽ち其前頭に現はれ、助かざる一刹那、俄然一發、短銃を比公に注げり、火蓋方に切られし時に際し、公は偶々

クランンの
凶行

歡喜せる群集の軍禮に對して手を帽上加へたりしが、此舉動は端なくも公の生命を救ひたり。是に於てか兇行者は例の越山的妄言を放ち呼びて曰く予の「短銃發射を習練せし事前、後百回に及べり、憐むべし、豎子の一舉動の爲め測らずも失敗を來せり」と。敬禮の一舉手、兇漢の貴重なる標的即ち比西馬克を陰蔽し、彈丸は唯公の右臂關節を掠めて飛び去りぬ。時に取者驚駭措く所を知らず、僅に勇氣を鼓して公を顧みしに毫も負傷を見ざりしかば、更に進行せんとしたりしに、忽ち兇漢の短銃を投して、銃聲に驚き旗亭又は家々より駆け集りたる群集に紛れ、蹈晦せんとするを認めしに由り、鞭を揚げて其面を亂打せり。兇漢爲めに逡巡せしに乘じ、當時キツシンゲンに湯治滞在せるダルムスタットの官優レーデル跳りて彼の咽喉を扼し、其四邊を嚙まんと焦ちしも毫も動かさず、幾百の鐵擧は雨下亂注將に彼を寸斷せんとせり。此時比西馬克は車より出て叫びて曰く、犯人は唯法律に委せざる可らずと。公は此の語を以て謀殺者を人民の復讐底裡に救へり。是に於

て彼は人民の手を経て市監獄に送られたり(告訴文及び国民新聞記載
六丁シの談話二卷六百九十四頁に據る)。

渠れ名をクルマンと呼び、マグデブルクなる一桶匠の徒弟にして加
特力教を奉ずる二十一歳の青年なり。幼少より疎放不遜、狼戾横暴に
して毫も宗教の觀念なし。其始めて此觀念を生せしは、ザルツウエー
デルに於ける加特力僧ストエルマンの煽動演説に原けり。クルマン
の宗教觀念は加特力妄想の固有なる色彩を帯び、其動物的天性の混合
するに至り、遂に發して暗殺の方針となりぬ。比西馬克が六月十三日
午后三時渠を市獄に訪ひ相對坐して其暴行の動念を尋ねしや、彼答へ
て曰く、渠は寺院法律の故を以て比西馬克を殺害せんと欲せり、何ん
なれば僧正は繚纏中に坐し、其(クルマン)の黨派中央黨は比公の爲め帝
國議會に於て追究せらるればなりと。此徒弟は無知文盲、毫も寺院法
の目次目的をも解せず、然れども布教僧ストエルマンが單に之を説明
し、且つ重るに當時宗教は危險に瀕す、而して就中比西馬克與りて殊に

罪ありとの宣言を以てせしと言へば足れり。是れ疊に千八百七十四
年五旬節の時、主人虐待の廉にて、初めて三ヶ月の禁錮を受けたりし此
疎暴横恣の小厮を驅りて及を獨逸帝國宰相に向けしむるに餘ありき。
クルマンは少しも其所行を悔いざるのみならず、正しく且更に善く公爵
に命中せざりしことを憾みたり。是より先き渠は其短銃を携へ、五月
二十五日伯林に比西馬克を訪問するの目的なりしが、公爵に會するを
得ざりしかば爾後キッシンゲンに來れり。是全く耶蘇會を國外に放
逐したる自由主義の俗人を反對に現世外に排し去らんとの一頑固有
の動念より來りしものなり。十一月卅一日此謀殺犯兒は十四年の禁
錮を宣告せられしか、其刑期終結に近き頃遂に死去したり。

此暴行が全世界に與へたる感動は實に異常なりき、殊に其最甚しき
は彼の愛すべきバイエルン佛蘭克溫泉地なり。即ち同市に於ては虎
口を免れたる獨逸統一の建設者を祝せんと欲し、皆爭ひ至り、午后七時
頃無數の人民相擧りて新教の神事を施行し、同夜九時半に及び、千餘の

浴客、市民、消防夫、唱歌會の炬火行列あり。比公は右腕を細帯し臺榭上より演説して曰く、

「神明の慈悲萬能は、幸に不肖を一難中より濟ひ玉ひしも、予は爰に深く諸君の之に同情を寄せらるゝを感謝す。法官の判決に涉りて談ずるは予の擇はざる所なれども、予熟ら今夕事件を思ふに、其意の在る所蓋し予か一身にあらすして、寧ろ予か代表する所に在りと言ふを憚らず。吾祖國の盛大統一及び自由の爲めに死せんとは三年以前吾が幾多同胞の甘せし所なり、予亦豈に自ら任ずるなくして可ならんや。諸君は皆予と意を同ふし、吾獨逸祖國の自由盛大統一を冀望せらるゝを以て、予は予と共に獨逸及び其聯合諸君主をして長壽壯健ならしめんとを諸君に希ふ切なり。

歐羅巴の各君主ミュンヘンのルウドウキヒ王の許に駐蹕せられし維廉皇帝を始め、ルウドウキヒ王及び獨逸の各君主皆な祝電を公に送り、其數二千に上れり。之に就き全開明諸國の判断は相一致して越山黨

クルマンの
凶行に對す
る中央黨

の煽動、大に樁事に責ありと認しも、該黨の思惟、記載、辯論せし所は全く是等と異れり。獨逸耶蘇會新聞の巨擘にして當時パウル・マユンケの率ゐし、日耳曼は曰く、不平鬱積する所、遂に二三子をして犯罪的の暴圖に出でしめたり、比公は決して之を驚く可らずと。他の中央黨派中、或は更に進んで狡猾なる文字を弄し、實際の謀殺は企圖せられしにあらす、所謂要撃とは比西馬克の人望を回復せんか爲めの警察滑稽戯に外ならずと曰ふ者あるに至れり。イヨルグ博士は十二月四日帝國議會に於て、半狂の匹夫か狂暴なる罪惡に由り、殆ど獨逸の大部が騷擾度を失するを歎じたりき。是を以て到る處人民、加特力煽動結社を閉鎖し越山派の煽動紙に指彈せり。ウイントホルストは、不幸なるクルマンの語を用ゐ、其罪惡に對しては、之を挑發せしめしものこそ責任あれと論及しぬ。比西馬克之に答へて曰く、ウイントホルストは只、日耳曼の論旨を反覆せしのみ、同紙曰く、クルマンは誠に罪なし、責は獨りクルマンをして要撃せしむるに至らしめし帝國宰相に在りと。左れを公は

イヨルク博士に答へて曰く

前辯士君は謀殺犯者を半狂と言ひしも、予は此人と面語したれば十分精神上の能力ありしと云ふを足下に證すべし。前辯士は斯る人物の思想に類似せんを恐れ、自ら之に遠さかれるが如し。前辯士君が其心裡の内底に、萬一此の帝國宰相に多少不幸ありしならば、その冀望を抱かれし如きは決してあらざるとなるべし。氏か斯の如きことを思惟されざりしは、予の深く確信する所なり。されど氏がたとひ任意に此兇手を顧みざらんとするも、渠は氏の衣袖を執りて動かさるべし。渠は氏を自して吾黨の士と曰へり。

喝采怒濤の如く議院の左右に洶湧せしに際し、バルレストレーム伯が高く叱聲を加へたりしより、熾然たる物議を生せしかば、議長スオルケンベックは、非議院的と呼んで之れを制せり。比公は更に新奇の大喝采中に陳して曰く、議長は今や彼處の第二席を占めらるゝ代對士君に對して予が宣

法宮に於ける獨逸公使館を廢す

寺院を救ふものは一革命あるのみ

言せんと欲する所を言はれたりき。叱聲は嫌惡輕蔑の表明なり、諸君信せざるか、此等の感情は予を距ると遠きを、吾禮義未だ之を表明するに至らずと。翌日比西馬克は帝國議會に於て法王の宮側より獨逸使節を撤去するに至りし理由を公言せり。加特力教の首領が到底秩序ある各國體の履行に堪へざる要求を提出し、其位置を占有せる限り、豫算中より此の項目を排除するとは、國家の威嚴に對して必要なりとしぬ。此戦争は既に千八百七十年前羅馬政略を専攻せる人士の既に豫期せし所なり。左ればミューンヘンに於ける當時の法王使節ネリアは、自己と共に商議せんと欲せし獨逸の政治家に語りて曰く、吾人は最早契約を以て安んず可に非らず、吾人を救ふもの獨り革命あるのみと。固より中央黨は此の言論に對して疎暴なる異議を唱へしと雖ども、前のウエルテムベルグの大臣たる代議士フオン、フアルツブルグ男爵は十分に之を確證せり。ネリアはミューンヘンに於て此委員に公言せし所あり、爲め

にフアンブーレルは之に關する報告を所有しぬ。實に此の會議にては中央黨の窘厄一方ならざりしが、比西馬克は更に進んで事實の真相を暴露せり。

實に此の革命は起らざりき。然れども之に代りて千八百七十年の戦争は來りぬ。此戰たるや、羅馬政略と相默契して吾人に向けられしと、當時羅馬に於ては諸國に於ける如く自若として佛蘭西人の勝利を期したりしと、佛蘭西朝廷に於ける加特力勢力は、開戦評議に特別なる決定を與へしと、平和時代の確乎たる決議は明瞭に耶蘇主義と相關聯する所の勢力に依り顛覆せられしと、此等の事情に就き、予は十分確證を與へ得るの位置に在りしと。

此等の語たるや、可憐なる佛人の保護演說者を以て自任し、平和主義の佛國に對して獨逸政府は干戈を動かすの意ありと誣ひたるイヨルグ博士をも騙せしものなり。ラスカルは大喝采中に在りて一層剛健なる語を用ひ、此の緇衣的祖國の朋友を難せり、曰く予は全獨逸國前に

特筆大書するに此の機動は祖國に敵する罪惡なりてふとを以てせんと。

第七章 人文戦争の終局及び結果(千八百七十五年)

千八百七十四年の暮、帝國官報及び普國々報は後段記述すべきアルニム事件に基き、將來の法王選舉に就き、千八百七十二年五月十四日獨逸代議士に宛てたる比西馬克公の秘密布告を發表したり、其中に曰く、
フアチカン會議及び其の法王無過並に法王管轄權に關せる重大なる二決議は、諸政府に對しても全く法王の位置を一變し、法王選舉に於ける政府の利害を高めしと頗る大なりしか、獨り之に止まらず、諸政府の法王選舉干渉權の爲めに一層確乎なる根底を作りしものなり。
法王は此決議よりして各箇寺領にては僧正權を掌握し、法王の權力を以て州僧正に代らしむべき位置に來れり。僧正管轄權は昇て法

將來の法王選舉

王の有となり、法王は既に従前の如く一定孤立の猶豫權を有するのみならず、僧正權の全般をも掌り、法王は理論上各僧正の主となり、又實際上何時たりとも政府に敵して渠等か上に立つを得へし。僧正は只其器械にして、其任務に職責なし。渠等は政府に對しては唯一外國君主の使臣たるに過ぎず、而して此君主たる人は無過の故に依て絶對的專制たり得ると、遂に世間の專制君主に超越せり。政府が斯る位置を一新法王に與へ、斯る權利の履行を享有せしむるに當りては、豫め斯る人の撰擧と人物が如斯き權力の濫用に對して正當に要求され得べき擔保を備へ得べきや、否やを熟考するを要す……此の如き意味に於ける歐羅巴政府の協同は、其重大なると測る可らず、又實に困難危殆の虞を妨礙するの効ありとす。

獨逸二十三の僧正は、比西馬克の此秘密命令に就き、千八百七十五年二月十日宣言して曰く、

此等の議論は一も職由する所なし。法王の宗教的最上管轄權は、毫

も一新教義にあらざるなり。或は曰く、アチカン會議の決議に依りて、法王は專制的君主となり、然れども該決議に於ては、如此き決議を主張し得べき口實を與ふべきものなし。又曰く、ラヂカン會議の決議より僧正は法王の使臣となり、既に自己に責任なしと、亦是れ吾人の斷々乎として排斥せらるる所なり、曰く、上長の命令は直に自己の職責を解除すて、無禮專制なる主義を承認せたるものは、眞に加特力宗に非ずと……此他吾人の洪嘆に堪へざるものあり、帝國宰相が加特力事件に對する裁斷は、全く或主張を假設に據れり、と、こは法王の總僧正政治の正當なる權能に對して多少公然たる拒絶を試むるに至りし、獲きの加特力の一派及新教學者の一體が流布せしめし所にして、法王、僧正、加特力神學者、並に宗規學者が再三再四排斥辯駁したりしものなり。左れば此點に據りて、加特力宗が有する元首選舉の十分なる自由と獨立とを攻撃するものに對し、大聲疾呼、嚴肅なる異議を發するは、蓋し吾人の務なるべし、尙吾人は法王

撰擧の効方に就き、裁決の權常に寺院の手に在りとし、此處決に關して、獨逸に於ても將た諸州に於ても、各加特力信徒は斷然之に服従して可なるものと認む。

左れば獨逸の僧正は、自主的人物の如く振舞ひ、其行爲の自由を侵害する所は、法王も全く命令し能はざるが如し。此儕は法王が專制的君主となり、且つ爾く振舞へりてふ思ひべき嫌疑を聖父の爲に雪かんと欲して曰く、「法王宗教權の據りて立つ所の領域は、俗界君主權の據る所と同じからず」と。然れども法王自身は遂に此の事業を失墜せしめたり。即ち法王は世人をして比西馬克と秘密聯合をなしたりと疑はしめし程、フデカン決議以來、傲然僧侶無限の權力を其無過なる一身に集めんと主張せり。左れば既に獨逸二十三僧正が、二月十日、此等の各議論は職由する所なしなる斷言を以て反抗を始めし時に當り、法王の欲せざる普國法律は悉く無効無力なりと簡短に論じ去りし各普國僧正に宛てたる千八百七十五年二月五日の法王回章は、既に其途に在りし

千八百七十

五年二月五日
の法王回
章

なり。今や無過者は之に依りて自己の所業に對する自己の責任及び意志行爲の名譽ある自由の爲め、方に羅馬僧正としての證據を示したりし自由人士即ち各人に命ずるに、左の件を發表せんとを以てせり、曰く普國新法律は、

「全く寺院の神法を顛覆し、僧正の神聖なる特權を破毀するものなり」と。法王は敬愛すべき同胞グエーゼン及ポーゼンの大僧正シエチスラウス(レドチオスキ)及びパーテルポルンの僧正コンラッド(マルチン)の頭上に墜下し來りし各「厄難」を教へ、彼の法律は一度違犯せられし後も猶後來憂慮すべき惡業を醸す源泉たらんを歎し、同時に無神の暴力に蹂躪せられたる寺院の自由の爲め、各決心と神權の權威とを擁して重來せり。爰に吾人は吾人の職責を果さんか爲め、此書に據り、之に接せる各位及び全加特力世界に公言するに、神明の法規に全く衝突せる法律の無効なるを以てす……此法律は自由の人民を有して道理ある服従を促すと能はず、暴力の威嚇に依り、服従を

脅迫せん爲め、奴隷を要するものに似たりと。最後に法王は、彼の無信仰的人物(若しありとすれば)の獨り市民的權力に依り、大膽にも僧侶の寺院を占有し、代て神聖の任務を施行せんと欲する者を難せり。吾人は之に對して彼の無信仰者及び將來同様なる罪惡を以て寺院管轄に侵入せるものに對し、確實に一層大なる破門の來らんとを宣言す。而して吾人は信心なる門徒に告ぐ、此儕の神事に遠かれ、此儕の手より晚餐式を受る勿れ、且つ注意して其交際を避け、糞土を以て無辜の衆生を汚さじ、ひるなかれ。

普國僧正は其初めて纔に自負せる獨立が、忽ち世間嘲笑の種となりんとを恐れ、敢て此法王回章を發表する者なし。是れ僧正と雖も從來普國法律に對して服従を峻拒したりしに拘らす、其正式の効力と法律上の有効に關しては争ふ所なかりしに由れり。法王若し、世界の加特力の教ゆる所を異にせは、何處にか僧正の自由と自主を求めん。然れども勇壯なる自由民及び殉教者も、法王なる語の己れと見解を異にせ

法王回章と諸僧正

停止法

るを論争する程、自ら信ずる厚き者亦稀なりき。但し此の法王回章は、越山派の利害上、有爲なる發作の爲め、ミュンステルのウエストフリア、メルクトール新聞の手に達し、遂に二月十八日世上に發表せられぬ。本紙及び回章を印刷せし各新聞等は悉く沒收せられしのみならず、更に告訴の厄に遇へり。不遜極まる法王に對する普國政府第一の返答は、三月四日普國議會へ提出せし一法案にして、之に據れば僧正及び僧徒が國家の法律を格守すべしと明言せざりし處にては、總て羅馬加特力寺院に對して國家の手當停止を命するに在り。爾後本案は議會及び世人に停止法又は匏包籠法と呼ばれたり。此の法案の公の理由としては、既に國王フリードリッヒ・ウイヘルム三世が千八百廿一年八月廿三日法王敎書精神の健全に就きて、(Do salute animarum)に裁可を與へし際、此協賛及び裁可は陛下の權利を汚濁するものにあらすと告げられんことを以てせり。

其事由に曰く、此の主義たる、別に公言を要するものにあらざ、とは加

特力寺院に對する國家の各所業の爲めに明白なる假定を作るものにして、其所業が如何なる法理的理由に基くも問ふ所にあらず。今や國家は此の主義を適用せざる可らざるに至れり。羅馬加特力僧徒の法律に服従するに至る迄、國家が從來僧徒維持の爲めに執り來りし各手段を撤回せしことは、全く正當にして且誓約せる所なり。國家猶永く荏苒として處決する所なければ、是れ仇に及を假すてふ痛罵を受けんのみ。獨逸羅馬の諸新聞紙上、本年二月五日附の法王回章の全加特力世界及び其の各属派に對して法律を無効なりと宣言し、之に對する不順を許可せるものを轉載せしか如き時に際しては、國家は殊に斯る非難の下に立つへからずと。

伯林の「日耳曼」は、雀躍此回章を迎へて曰く、自由黨も今や思ひ知らん、羅馬は斃れて已むまで奮闘せんとするを」と。國家の返酬たる此法律案は、今や法王の護衛なる叛逆の僧徒を威すに、其身軀上の絶滅を以てせり。普魯西が手當官邸等の爲め、加特力僧侶に支拂ふ所を見るに、其

正貨支出年額殆百七十万馬克に達せり、此他同時に本法律は停止法の適用せらるゝ各僧正領又は僧領中にて滞納若くは拒絶せる寺院税徴收に付き、國家の補助協力を止むへき旨を規定せり。

衆議院は三月十六日乃至四月六日の間に、本法の三續會を開きたり、國家の存立上、本案の制規緊要なるにも關はらず、ライヘンスペルゲルは進んで曰く、本案は復讐の法律にして不正を營まんでふ自覺を以て提出せしものなりと。又老ゲルラフは、人類よりも神意に従はざる可らすとの語を以て、自ら本問題の中堅を衝けりと信せしか、比西馬克は滿院の壯快なる賛成中、徐に答へて曰く、

比西馬克

國王は神祐に依りて國家に君たり、民の爲めに羅馬の壓抑に敵して、外國的精神の羈絆を解き、公衆の獨立を謀るは蓋し國君の天職なり、予は是を以て國王に仕ふ、如斯にして國王に仕へて此の國体を保護するを得は、則ち是れ神を敬する所以なりと信す……今や商最する所の事件は、單に次きの問題に止るのみ、曰く法王國君馳れを重ん

すべきやと。卑見を以てすれば、法王と上帝間には實体的の一差別あり。今論議する所を略言せば、吾精神修養上、毫も關聯する所なき世俗の事物上にては、法王に事ふと猶國王に事ふに勝るべきかといふに在り。千八百廿六年前に在りては、吾人は遂に五月法案に超越せる普通法統治に服したりき。今此普通法よりも更に寛なる五月法案に反對し、其侵害を訴ふる所の紳士諸氏、請ふ試に細心熟慮せよ。公等が先考は曩きの統治の下に在りて、聲譽籍甚たりしにわらずや。前辯士は教務大臣の効力なきを指摘したりしも、吾人は共に一致して一に義務履行に志し、各其所信に従ひ、神に事ふると、人に於けるに優らんとを希ひ、又効驗の有無を問はざるなり。又此法案も言ふに足るべき結果を生ずるとなかるべく、法王及ひ之に十倍する耶蘇會の豪富は、彼等をして這般の處置に對して、毫も顧慮せしめざるべし。此故に予は一大結果を豫期するとなし。然れども吾人は單に吾職責を果たし、此外部の勢力に對して國家と國民の獨立を計り、羅馬耶

蘇會派及び法王の誹訛に對して、國民の精神自由を代表するのみ。

予は神明に従ひ國王及び祖國の爲めに之をなすと。

代議士ウイントホルストは固有の惡謔を以て此重大なる演説を打消さんと試みぬ。氏は主張して曰く、比西馬克は曰はれき、五月法案は普通法に無き所を有するとならんと、如此き法學上の無智にては比公も及第せんと覺束なからん、又曰く、此外、比西馬克は此法律に依りて強奪する所寡からんと自白せり、左れば余は世人か速に此法律を有効ならしめんと欲する所以を知る能はずと。此等の二攻撃は、比公に與ふるに、其政治家的思慮と愛國的政策を吐露するに恰好なる機會を以てせり。

公は疾呼して曰く、余か普通法及び五月法律に關し陳したりと云ふに就き、余は異論あり。普通法は種々の點に於て、五月法律の具有せざる夥多の事物を有し、五月法律にも普通法になき幾多の件を有せり、何となればフリードリッヒ大帝の世は、總僧正か法律に反對する

ウイントホルストと比西馬克

か如き未聞の事實あるべしと思はれざりしが故なり。予は法理に精通すると到底前辯士の如くならずと雖も、去りとて之を判断し難き程無識の者にあらず。予は確信す、前辯士は學理試験に際しては常に予を凌駕するを得へし。然れども實際の政策を操縦し、國益の爲めに鞠躬するに至りては事自ら異れり。予は爰に更に言はんとす、之を知ると前辯士に勝れり。氏か經たる所の試験と雖も、恐らくは氏に此の能を賦與せざらん。爰に一國あり、前辯士の治に浴せざる可らずとせんか、予は其國の薄命ならんを悲む。ハノーフェルの諸紳士は既に經驗あり。嚴格なる試験を受けたる大臣と國土に要用なる宰相とは、其の孰れか可なるを知らん。比公は更に進んで、此法律の効果なきを認めつゝ、何故に今之を提出したるやの質疑に對し、答へて曰く、前辯士の考慮する所、多岐に亘り多く之を解し難し。氏が吾人の執れる考案を知らざるは、予の第一解し難き所なり。公然たる國家の

仇敵を祿するは國家の体裁を失墜するもの、而して此俸金を停止するは則ち國家の義務なりと曰ふへし。己に對する叛亂の遊説せらるゝを默許し、俸給を以て之を歡待するは、豈に國家の忍ぶ所ならんや。此他、吾人は如何なる効果を之より得べきやとの諮問あらば、争鬪の爲め、足下の寺院的智識の強を加へしと即是れなりと言はんのみ。然れども國家も亦決斷の點に於ては、此争鬪より甚しく得る所ありき。強大なる國家は生存せざる可らざると、之に就きて各黨派は大に利害を有すると、國家は其生存根底を震蕩せられざると等の必要に關する確證は、此争鬪に由て實体的に強大となれり。此の結果として、吾人は何時か二大黨派を有するに至らん、其一は國家と頗頑し、之と戦ふものにして、他は國家に隨從し、愛國の觀念ある國民の一大多數なり。此大政黨は此争鬪の學校中にて教育されん。之を敬する大多數の國家的觀念の増進に依り、國家は従前よりも強壯勇邁に赴き、且此争鬪を経て一層傑出するに至るへし。吾人を要する

ものは吾人の眞意を知らん。吾人は唯自ら吾目的を樂むもののみ。政府案賛成の辭を述べし代議士中、グナイスト氏は殊に卓拔なる演説を以て著れしか、フイルヒョウ氏も亦進歩黨の名義を以て本案を賛成せり。四月二日衆議院決議前、フルダの諸僧正より皇帝國王に呈せし上書は、更に不敵の度を加へ、國家は、普魯西の名譽を質として僧正及び僧侶を祿せんとを、正當に約束すべしと主張するに至れり。此等の諸紳は其語を結ひて曰く、吾人は、僧侶的觀察の漸次消滅せんとする普國議會と共に語らす、直に玉座に咫尺し、吾世襲權利の侵害、名狀し難き苦患、並に平和破壊の根源として、陛下が此法案に協賛せられざらんとを冀ふと。普國全内閣は皇帝國王の勅諭に因り、此建白に答へ、陛下の勅命を施行して、普國內閣の之に對する、驚駭と哀惜とを僧正等に示せり。

〔普魯西以外の獨逸諸國及び外國に於ては、數世紀來今に至るまで、猶加特力僧侶及び其寺院の主長が悦んで格守する法規ありて之に服従するとは、加特力僧徒が神聖なる誓約を以て無條件的に稱賛するものなりと雖、普魯西にては斯る法規の遵奉を約することは基督教的信仰の峻拒の如く見做され、僧正の如き高級僧徒は自ら此説を主張するの機關たるに至れり。而して若し手當支給を承認すれば、諸僧正及び僧侶は余裕を得、唯法王の鼻息とみ是れ窺ふて國家法律に服従若くは反抗するの權利を得るに至るべしとならば、僧正諸師も斯る手當支給今其の停止を評議中なるの國家より協賛せらるべしとは信せざるべし、左れば國王が議會に於て停止法を公然協賛せられ、議會亦之を承認せし後に至りて、此法律を拒まれたしとの要求は、愈々出て、愈々奇なりと云ふべきものなり。抑も此建白書は停止法律を以て名狀し難き苦患並に平和破壊の根源と稱するも、現に諸僧正中、千八百七十年フアチカン決議の發表前、道般の事情を以て該決議の結果なりと豫想し、懸河の辯を振つて之を揚言せし人士は、今や自ら省み自ら問ふて言へり、曰く、當時此儕にして眞實確乎に其所信を

代表したらんには、吾祖國を救ひ其豫戒せし所、並に刻下吾人と共に慨歎せし所の此擾亂紛争を免るゝを得せしめしならん。

停止法と保守派

普國官報が發表したりし公用往復文書は、全國民中に於て明に本法律案の有力なる辯護者なりき。衆議院の決議投票の際にも、單に中央黨か其波蘭人ウエルフ派を牽きて「賓客」ゲルラッパと本案に反對せしのみ。貴族院に於ては四月十三日より十五日に至る本案討議の際、賛成者大多數を占めぬ。假令「十字新聞」公子派首領たる頑強の新教徒フォン・クライスト・レツォー氏は、越山派のブリュール伯と同しく、寺院は比西馬克及びフアルクに威嚇せられて危険なりと認めしも、二月五日の法王回章は貴族院中に傑出せる或る議員の迷夢を醒まし、政府反對者の位置を棄て、政府黨に復席せしむるに至れり。此等の人士中には、特にオット・ストルベルグ伯、マルツアーン、ギユルツ男爵等あり。比公は爾後の演説に於て、之に就き喜悅限りなきの情を泄らせり、曰く公は「遂に本院の保守黨席より、吾革命の福音書に對する自由且つ愉快な

る認識を賜くを得たり。夙に福音的(新教福音の意味なる)保守黨の誠實に我方に來りしならば、加特力保守黨、即ち加特力革命との争闘たる、如此く激烈に亘らざりしならん。こは吾か爲めに甚しき損害を以てするにあらざれば、吾人の方より削除し難き舊關係を纏めて、今や再び結合せしむるの橋梁なり。然とも公は其復歸せし舊友を歓迎すると同時に、明快なる峻嚴を以て蒙昧なる十字新聞派のクライスト・レツォーを呼ひて曰く、新教信仰を擧げて其政策の下に置き眼中唯た一の寺院あるのみの如き者は、予は政治上相親む能はず又同盟とし視るを得ず、クライスト・レツォー氏の如く、單に唯一寺院を談するは甚た危険なり、是れ談の新教の法案に及はざるを以てなり。然らば寺院は加特力の方面にては如何に組織せらるゝや。加特力寺院は如今法王なり、而して法王に過ぎたるものなし、左れば加特力寺院の權利を談するに、法王の權利と言は、能く其肯綮に中るへし。フアチカン、以來、法王は全僧正の上に

立ち、僧正は法王の知事に過ぎず。法王は各區に之を配置し、任免其意の儘なり。僧正は其基督教眞理と承認したりし確信をも狂げて之を法王の命令に犠牲とせしは吾人の見聞する所なり。此僧は遂に法王と意見を異にするの權利なし……此の事件に就き、神學の研鑽に従事せし、フオン・クライスト・レツォー氏か終始唯一寺院を談するを以て足れりとせんか、予は信す、氏は嘗て自ら一疑問を發し、其加特力教徒たる時には一層精神修養の益を來すべしと決定せられしならんを、予も亦此種の疑問を懷きしも之を否定せり……予若し法王に従へば、則ち吾幸福は去らん、法王は吾か爲めに之を有せず。フオン・ブリュール伯の言はれし意味に於ては、法王はベトルスの繼嗣にあらざるなり、ベトルスは無過にあらざ、渠に罪業あり、渠は其罪を懺悔し、之か爲めに慟哭せり。予は信す、吾人は如此きものを法王に望み難きを。

此演説は深く感動を與へ、爲めに前の普國司法大臣、今の政府反對派

たる彼の伯爵は、先づ政府案を委員會議に附せんと發言したりしも、直に排斥せられ、宗教上の法案に關し、長日月來望み難かりし大多數、即ち二十九に對する九十二を以て、本法律は遂に可決せられ、一週後にして(四月廿二日)法律紙上に發表せられたり。

既に吾人の知る如く、比西馬克公は目下議了せられし法律を以て、國家体面上の義務より來りしものと宣言しぬ。之と等しき見解により、普國憲法の十五、十六及び十八條の廢止となり、之に對して、國家に於ける新教及び舊教、並に他の宗教諸結社の成規は國家の法律に従ふものなることを制定せし政府案の提出となるに至れり。此の提議は人文戦争に於て必しも直接なる新武器を政府に假せしにもあらず。只争闘的羅馬寺院に對して國家立法事業の進行毎に、彼の越山派の口實たる、新寺院法は、宗教結社に與るに其自治權を以てするなる普國憲法明文の協賛と衝突すと云ふを排棄するに在るのみ。是を以て同法律案は、フアチカン決議に依りて變更せられし羅馬寺院法に伴ふ普國憲法の改

憲法十五、
十六、十八
條の廢止

正なりと云ふを得へし。此見解よりフランク大臣は四月十六日普國衆議院に於ける第一讀會の際、此の案を提出せしが、殊に比西馬克は同日有名なる演説を以て此の見解を敷衍せり。公曰く、普國政府は憲法變更を擇はざるも、こは吾國民生活の實際的變更に伴はざる可らずと、斯くて公は實際斯る變更は此の場合に起れるやと自問、自答して曰く、予は信す、千八百五十年の事情現在の如くなりしならば、憲法の十五、十六及び十八條は決して成立せざりしを疑ふものなかるべきを……然れども普國並に獨逸僧侶より組織せられ、其首領として吾僧正を戴く團體に對し、吾人が權利を假すときは、此輩たるもの、當に此權を消耗するも、猶獨人普人たるの感情、國家に負ふ所の義務、國王に致すべき誓約を、全く眼中より失はざるべし。然るに此の保證はフアチカン及び加特力宗憲法の大變革の爲めに消滅せり(此時中央黨相耳語す)。諸君よ、諸君は相耳語す、諸君は眞理を耳語に附するに及ばし、眞理は常に眞理なり。彼の僧正政治を改めて法王か專制統治の

下に來らしめたる變革以來、此の憲法條文の述る所は、加特力宗の事務は法王の處理すべきとなりと曰ふに過ぎず。然るに法王が此寺院の事務に關する解釋に従へば、法王の管轄は寺院事務以上を包括するものなり……而して此法王は吾人に對しても亦斷乎たる一黨派を擁して其上に立てり、此黨派たるや常に法王の意に従つて選舉投票し、且つ此黨に隨從して法王と意見を異にする能はざる僧侶の爲めに献替せらる。法王は普魯西に於ては國家の(御用)新聞よりも巧妙廉價に、手廣く、且つ通俗に其機關新聞を使用せり。法王は勢力強大なる結社集合の密網を以て、大に吾人を羅織せり、略言すれば、吾人が憲法的となりし以來、此器械に依り頗る吾普國の情態に影響を及ぼし、普國に於て個人的且自動的に有力なると、伊、太、利、僧、侶、に、圍繞、替、せ、ら、る、此、高、貴、な、る、伊、僧、に、如、く、者、な、し。而して此權者は今や一外國人の手に在り、此人や伊太利人、換言すれば過半の伊太利僧侶中より選出され、獨逸帝國及び普魯西王國に對して關する所極め

て鮮き者なり。如此く有力なる一君主は、今や斯る根底上に於て直接に國家に顔顔せる設計を以て立てり。此法王等の設計に據れば、法王たる者は其作りし信仰義務を吾人に課し、吾人を十分に統治せんとときは、普魯西及び新教の多數を全然掃蕩し去るべき者なり、左れば此の無限の權力を制限するとは絶對的に必要なりとす……竊かに希ふ、此事にして實行せられんか、神祐を被りて、彼の平和を發見すへきを、其平和たるや、嘗て吾人の祖先が強大なる國家の中に在り、且つ其中に於て吾が朝に扶けられ、凡そ一世紀間、相共に宗教的一致の惠を得し所なり。

憲法改正は五月十一日衆議院に於て、六月十一日貴族院にて、共に大多數を以て承認せられたり。

加持力領の財産管理に干する法律案も、亦比西馬克の所謂信用の欠乏を填充するの任ある立法的材料中に算すべし。こは二月廿七日法王回章發布以前既に普國議會に提出せられぬ。然れども此法案は、同

寺院財産管

理法案

時に比西馬克の冀望せし平和の途に出てしものにて、少くも財産權の關係上、是に由り加持力寺領を再び鼓舞せんと志し、各寺領にては僧侶を議長とし、僧正の監督の下、四人乃至十二人より成立せる寺院委員會を選擧して寺領財産を管理し、特別詳細の決定は四十人以内の議員を有せる寺領議會の協賛を経ざる可からざるを規定せしものなりとす。衆議院は目覺しき大多數を以て此案を可決したりと雖、寺院委員會に於て僧侶か首座に就くと、及び更に之を僧正の監督とすとの規定は多數の承諾せざるものゝ如し。左れば二月十六日、議院の選舉したりし委員會は僧侶の議長たるを除外しかば、此變更に對して政府、反對黨は激烈なる抗議を試みたりしに拘らず、貴族院も之を承引し、爲に本案は六月廿日國王の親署を以て制定せらるゝに至りぬ。本法か、普國國報に發表せらるゝに先き、地方通信は六月卅日本法の制定を説明して曰く、

制定の加持力寺院委員會及び寺領議會の廳司に法律上附屬せる、寺

院財産管理に於ける一定の所置を監督協賛する権利は、従前の儘たるべし、而して制定せられたる寺院應司が度々の監督に關はらず、其權利を施行せざる時に至り、此權利は始めて國家監督應司に移るべし。然れども僧正應司にして新法の遵奉を拒む以上、又は其應司の法律的方法を以て、管理占有せられざる以上、該僧正應司に附屬せる諸權は中止せらるべきものなり。本法律の實施は僧正應司規定の協賛を要すべきや、又本來は決して争鬭的法律ならざる法案も、遂に寺院紛紜の渦中に投せらるべきや、是等は一に僧侶主長の決心如何に在るのみ。抑々僧正たるものは、第一此重大なる法律に依り、宗教平和の基礎上に立たんと欲するや否や、旬日を出でずして事自ら分明すべし。

コエルの大僧正、普國僧正の代理者の舉動に徴すれば、本法律布告前に在りては、此希望は全く理由なかりしものゝ如し。是れ大僧正は三月十日、總僧正の委任と名義に倚り、一の權利保障を衆議院に提出し、本

法を以て、加特力寺院の有せる權利と一致し難く、又之に屬する自治權を侵害すると甚しと公言したればなり。本法律に由り成立したる諸制度は、加特力寺院權利の主義に従へば、之を正當視すべからず。總して國家が斯る法律を布告するの特權は、斷して許し難き所とす。要するに僧正等が當時の位置たる、能く衆議院に於ける中央黨の舉動と相表裏せり。

會々一報知あり、更に一層の警愕を加へぬ。曰く、本法律發布の後、僧正等は自ら寺院の財産を管理し、之を國家の任命せる委員會の手に委ねさらんが爲め、要求に従ひ、公然たる本法律識認の宣告を諾せりと。是に於て七月二十八日、地方通信は、得々として記載する所あり、曰く、プレスラの公爵僧正、先づ第一に本法律に服従すべき形式的宣言を行ひ、而して自餘の各僧正及び僧正支配等、皆な其例に倣へり、コエルの如きも其一なりと。

半官報は記して曰く、僧正等が此の如き行爲の反覆は、本法律以上に

波及せり。寺院が從來宗教事務に關して國家が獨斷に發布したりし法律の履行に努力せずとの主義を懷抱したりしが、之を實際拋擲せしは、實に今回に始る。想ふに此原則的不可能(國法協賛の)たる、纔に一度拋棄せらるゝ事あるも、之よりして又絶對的故障の意義を有するとあらざるべし。「決してなる語は僅少時前、僧正等が本法律を述べたる辭なりしも、今や彼此を論せず、法律に對しては容易に其効力を失墜するに至れり。尙他代議士ウイントホルストも亦實に今日の法律に服従せんとの公言は、或る點に於ては五月法律及び宗教裁判所の協賛をも包括するものなるを證明したり。」

普國人文戦争の殿たりしものは、千八百七十五年五月一日普國議會に提出せられし僧侶講社及び宗會廢止の法案なり。抑千八百五十年正月卅一日憲法條文の發布以來、普魯西内部に於て加持力講社及び宗會が如何に迅速廣遠なる膨脹をなせしやの消息を傳ふるものは、即ち此法案の動機なりとす。千八百六十六年來普國に隸屬したる諸州に

オランダ
講社法

於ては夥多の監督行はれ、爲めに此等の畛域中に於ける千八百五十五年の加持力團體は、僅に九百十三員を有せしに止まりしが、此際、古普魯西に於ては、千八百六十七年、既に五千八百七十七人を有し、千八百七十二、七十三年に至りては、其數七千九百九十二人に増加せり。驚く可し、十八年間の増加、其當初に超ゆる九倍ならんとは、斯る夥多の僧侶團體衆多の居留となりて成立し、將に國家に肉薄せんと欲するの危難は、講社、宗會の組織中、並に其追求せる目的及び加持力信徒中に蟠踞せる勢力中に潜在せり。「是れ其の組織に據れば、此團體たる、羅馬或は佛蘭西に淹留せる外國主長の直命を奉じ、又悉く僧正監督に服従すればなり。左れば此輩は彼の愈増長せる加持力僧侶の非國家的盡力の爲め、其爪牙となるの虞あり、危き一實に岌々乎たり。蓋し渠等が奉ずる服從論は、彼の自己の意志及び考慮の能力、換言すれば精神上の個人を認めざる耶蘇會の無條件的服從論と擇ぶ所なし。此動念は一事實を示し、以て此等團體の目的作用を指摘せり。抑も此組合の人員は、凡そ八千

に達するも、其中純粹冥想的生活を營む者は僅に百七十六名(九寄留地の五団体なり、左れば總數の四十五分の一に足らず)に過ぎず、自余は之に反して、實地目的、換言すれば、修徳上の補助、並に疾病看護等の部門、若くは教育教授制度に於て皆孜孜として力むる所あり。然れども此點に於ける僧侶団体の勤勉は、其結果甚た怪むべき者ありしかば、普魯西は此等団体の黨員を以て公立小學校の男女教師に採用することを停め、在職者は解囑を命ずるに至れり。此の處置は衆議院の批准を經、帝國領にも勅令を以て適用せられたり。爾後此勅令の結果として、國家政府は彼の無意識的に羅馬法官及び僧正政治に左右せらるゝ、衆多の黨人が是等に利用せられ、之と廣く往來する加特力信徒の多勢上に非國家的勢力を振はんとするに對して、出來得る丈迅速に、斷然妨害するを其任務とするに至れり。是よりして本法律案に據り、各加特力講社及び宗會は、到る處禁止せられ、六ヶ月内に解散すべきこととなれり。此期限は唯教育に従事する講社にては延期せられ、以て男女教師欠乏の

虞を防げり。加特力は少年の教育教授を繼續し、解散期を六ヶ年に猶豫せられんことを望むに由り、此儕をして這般の屈服をなさしめんには大に國家政府の全權を要せり。而して講社及び集會の各員は四年後に至りても政府の保證を得ば尙教育に參することを得たり。又特に疾病看護の外、他意なき講社集會には、特別の待遇を與ふることとなりしも、猶特別なる制取處置を設け、且つ必要あらば講社を解散せしめ、以て此儕より來れる國家に不利益の動作を制限せんと欲せり。解散せられし各団体の財産は、第一(國家の監理の下)當時の黨員が扶持の料となり、餘剰を生せし時には、可成的基本金の特質に従ひて之を流用すべきものとせり。

衆議院は五月三日より十日に亘り、本案の討議を試みたり。當時フアルク大臣は千八百五十一年の初め、バーデン越山黨の首領ブーアの述へし所を誦して曰く、寺院てふ鐵槌を振つて世は徐々に新教を粉塵とし、北獨逸最大國中に散逸せる加特力を糾合し、財貨の手段に依りて此

徒を扶持すへし、然れども普魯西に於ける古プロテスタント群に對しては加特力結社の糾習を以て東西より之を緊約すへし、而して益々此緊約を強めんが爲め、無数の僧院ケルを利用し、之に依り新教を壓倒し、ホーヘンツォルレルンを無害者たらしむへしと、二十二年來此の如き越山派の設計は如何なる程度に於て實行せられたりしや、是れ此動念の既に指示せし所、而して其數は前に述べし如し、實に普國の人民及び國家にして其周圍に纏繞せる越山派講社の羈絆を解脱せんには、今日を以て最も好時機とすへし。されば本案に對しては衆議院及び貴族院も大多數を以て之を承認するに吝ならざりき、五月廿二日貴族院討議の際、大臣ファルクは陳して曰く、今や宗教平和に到達するを得ば、此提出案の志望せる寺院立法の完結、且つ之に基ける冀望を充たすものにて、實に政府の願ふ所なりと、而して又曩に比西馬克が衆議院にて試みし同意義の演説を補ひ、斷言して曰く、凡そ事は自己の爲めに起らず、此戦争も亦然り、其望む所、豈に戦闘ならんや、期する所は職として平和に在り……此議會の結了後に至りて政府は次きの如く語るを得んか、曰く、爾は常に新法を提出するを須むすと。斯くて五月一日兩院にて議定されたる法律は、遂に親署を得るに至りき。實に普國政府は此四年間の人文戦争に對し、泰然自若以て其効果を望むを得たり。越山派の逆流に對しては、堤防堅牢、高潮も之を壊り難く、激浪も之を浸し難し。帝國及び普魯西の國力は實に比西馬克の豫言せしか如く、此戦争以後は之を其以前に比し、實に強且つ堅を加へたり。之に反して彼の好争的寺院は初め國家の主長及び立法に對して頑然不屈を唱へし、其漸く不順よりも服従するの利益多きを認むるに及び、忽ち豹變して早くも人文戦争際中、寺院財産管理に關する普國法律發而後に於て服従の姿を現せり。想ふに彼公平なる加特力の俗人も、人文戦争間に在りて、越山派の掌事及び僧侶の大言と神聖なる誓詞の爲め、身を中央黨の扈從者中に投したりしが、服従は利益、殊に金錢上の利益を生ずるを見るや、此儕の英雄も突然服従するに至り、神聖なる物件も渠等が爲め

普國に於ける
人文戦争の
結果

和に在り……此議會の結了後に至りて政府は次きの如く語るを得んか、曰く、爾は常に新法を提出するを須むすと。斯くて五月一日兩院にて議定されたる法律は、遂に親署を得るに至りき。實に普國政府は此四年間の人文戦争に對し、泰然自若以て其効果を望むを得たり。越山派の逆流に對しては、堤防堅牢、高潮も之を壊り難く、激浪も之を浸し難し。帝國及び普魯西の國力は實に比西馬克の豫言せしか如く、此戦争以後は之を其以前に比し、實に強且つ堅を加へたり。之に反して彼の好争的寺院は初め國家の主長及び立法に對して頑然不屈を唱へし、其漸く不順よりも服従するの利益多きを認むるに及び、忽ち豹變して早くも人文戦争際中、寺院財産管理に關する普國法律發而後に於て服従の姿を現せり。想ふに彼公平なる加特力の俗人も、人文戦争間に在りて、越山派の掌事及び僧侶の大言と神聖なる誓詞の爲め、身を中央黨の扈從者中に投したりしが、服従は利益、殊に金錢上の利益を生ずるを見るや、此儕の英雄も突然服従するに至り、神聖なる物件も渠等が爲め

に全然相違の觀を呈しぬ。而して其隣友たる新教徒は、渠等に語るにルーテルの事を以てせり。一度大耶蘇教徒視せられしルーテルはウオルムスに於て皇帝及帝國の前に立ち呼んで曰く、予は爰に立てり、敢て他をなす能はず、神明予を憐み玉へ、アーメン」と。狡猾なる中央黨の素朴なる一從者、亦自ら思ふ所あり、呼んで曰く、吾人加特力徒も亦今日起て而して談すと。然れども其寺院と黨派とは、遂に爾く振舞はず。渠等曰く、予は爰に立てり、然れども亦他をも能くすべし」と。如斯きもの、蓋し寺院中央黨に於ける越山の誘導の暗號なりしとは年を逐ふて愈明白なるに至れり。「凡一政黨を形成して一方には其の確信と要求とを提げ、他方には獨逸國民並に帝國の至重、至要の事項と需要とを擁し(二者の間に介在して)曖昧極まる貿易を行ひしもの、獨逸帝國議會中中央黨なる屋號を以て營業せし彼の羅馬の商業會社に如く者なし。各偏頗の加特力教徒が、其寺院の治方及び恩惠手段に對する需要、信仰、並に良心の自由は、人文戦争の終局に至りても、其發端以前と同しく、

到る處尊敬せられ、些の制限を受けざりしとは、此徒と雖否み難き所、而して、此事實と相關聯して前段事情の識認は漸く増加し來り、之が爲め悦ぶべき現象を生じ、全越山派の煽動にも拘はらず、加特力人民は法理の範圍に固着するとなりぬ。例外地市(千八百七十五年ウエストフアレンの小市ライン及び彼等の處々)に於ても、此悲むべき例外は唯た一の規則を反覆證明するに過ぎず、曰く、無謀にも法律を輕侮する者は吾國人の粗野愚昧なる殘滓のみと、獨り波蘭の土壤に於てのみ、法王の秘密代理が、一月間其亡狀を逞ふし、國家の權力を侮蔑せしことも亦此規則の一證明たるべし。然れども千八百七十五年八月中、同人は遂にポーゼンの本山僧侶クロウスキに發見せられ、二年間の禁獄に處せられき。

左れば越山黨の騒動熱は、之より無害なる方法に依りて其の鬱憤を晴せり、即ち獨逸越山派は羅馬行、佛蘭西の順禮地ワールドに獨逸信徒連を引率すること、獨逸國家權力の達せざる地方、即ち、白耳義のポアデ

ーン及びボエメンに於ける流血淋漓のルイズ、ラトリーに對して聖母マリア出現せりてふ虚偽、細工等に由り新順禮を誘ひぬ。固より此等の訪問者に對して法王の條理なき無數の演説あり。千八百七十五年九月此一行を送りて曰く、

獨逸帝國の志望は獨り加特力宗教を其領域以外に追放するに止まらず、之を天下より驅逐せんと欲するに在り。是に於てか極めて震駭すへき酷薄不正なる手段は、此目的の爲めに採用せられしが、こは單に昏昧なる迷想を注入するに過ぎざりき。然れども法王の祈禱と處女マリア及び列聖の辯護に依り、上帝も其眼を醒され、遂に寺院に勝利を賜はるべしと。

此等の細工は何れも越山黨が獨逸人文戦争に於ける大挫折を掩蔽するに足らず。殊に國家給料の繼續を確定せん爲め、加特力僧徒が殆ど各所にて退陳せしことは愈々之を明にせり。即ちコエルン一ヶ所にては既に三本山僧侶及び一本山副牧師あり。其他不言不語の裡に

好争的寺院
の非獨逸的
感情

國家に服従したる加特力僧侶の姓名及び大數に就きては、慎重なる政府固く之か沈黙を保てり。

人文戦争中、好争的寺院が執りたる極惡の處置と呼ぶべきは、非國民非獨逸感情の發表なりとす。爾後名譽ある數千の獨逸加特力徒は袂を投して永く其陣營を去るに至りき。是を以て千八百七十七年正月十日帝國議會選舉の際、中央黨か、全獨逸中にて得たる投票は、千八百七十四年正月十日に比して少きこと十四万九千なり。此等の僧侶及び新聞の非獨逸的行爲に對して各獨逸氣質なる加特力の憤慨一方ならざりしは、理當に然るへき所、特に此等の行爲中に數ふべきは佛國との戦争に於ける獨逸の聲譽並に勝利を輕蔑せし事なり。マインツの僧正ケツテレルは千八百七十四年八月廿二日其寺領に令してセダンの紀念日を祝するを正式に禁し、此祝祭を以て國民より出でずして一黨派より來り、其の關する所佛國に對する勝利にあらずして、加特力宗に對する勝利なりと強いぬ。渠記して曰く、吾愛國心を誦らんと欲せば之

を訴るも亦可なり。嘲笑の下に立ち此目的の爲めに汚されんより、寧ろ此屈辱に甘すへしと。是を以て僧正はゼダン祭に於ける各種の神事、各種の莊嚴なる鳴物を退け、之に代ふるに、内部の一致なくんは、外部の一致たる、單に皮想の觀に過ぎざるを以て、上帝の再ひ吾人に之を下賜せられんを祈らんか爲め、一祈禱官を任命せり。他の僧正及び數多の僧侶は其好む所に阿り、彼の行爲に倣ひ、端なくも其教會區内の、此儕に雷同せず、其同胞子弟の血を以て贖はれたる名譽の祝日を汚辱せざらんと欲する者と、激烈なる衝突を來せり。既にシユレシエン及び來因地方の有名なる加特力貴族は、千八百七十三年のゼダン祭に當り、マインツ僧正の議に従ひ、皇帝維廉の當日伯林に於ける凱旋紀念祭に倍席すへしとの招待を拒絶しぬ。唯ドレスデンに於ける僧正フオールウエルクのみは獨り異彩を放ち、其僧徒に對して善獨逸的の布告をなし、加特力寺院及びザクセン寺領に於て此獨逸國民祭を(特に祝賀の鐘聲を以て慶し、加之ならず、親らドレスデンの官立寺院に於て讚美を奏て

普魯西及
邦諸州に
於ける結
果

ぬ。之に對し、バイエルン祖國は千八百七十五年のゼダン祭に於て記して曰く、誰か加特力にして、誰か半は猶基督的なるや、今之を問ふの要なし。吾人は悦ぶべき一信憑を得は則ち足れり。曰く、今や天日再ひ來り、九月二日に至り神は其の法庭に立ち給はん、而して吾がバイエルンの山中より降魔の石片飛來して粘土の巨像を粉塵すへしと。

普魯西及び自余の獨逸諸州に據りて以て加特力僧侶の不法なる所業を呵責したりし法律は、其熱心と嚴格とに由り、大に各誠實なる人民の勇氣を鼓動したり。普魯西に於ては千八百七十七年に至る迄、猶僅にクルム、エルメランド、トルデスハイム及びオスナブルックの僧正席を存したりき。僧正の廢黜、所有者の死亡、及び再占廢止に由り、ポーセン、プレスラウ、コエルン、バーテルボルン、ミュンステル、トリエル、リムブルグ及びフルダは空虛となれり。之に加ふるにバイエルンに於てはウエルツブルグ、スパイエルルの位置あり、及び千八百七十七年十一月には新領の点に就き、政府法王の談判不調となりしミュンヘンあり、

此他バーデンには從來久しく空位となりしフライブルクの法位あり、ヘッセンには千八百七十七年七月ケッテルの死去以來マインツの僧正領も亦此の中に算へられぬ。是に依り獨逸僧正其數の半を減せしが、此等廢黜せられたる普國の僧侶貴族は、總て其精神上阿附せる外國に赴けり。レドホウスキは羅馬に赴きしか、ピウス九世、此の「殉難者」をカーヂナルと呼び、法王自身の廣濶なる「囹圄」フアチカン中に於て調度並に寢所を具へ、之に供したりき。

是より先き、比西馬克は(千八百七十五年三月十八日の演説にて)此格闘に際し、國家に附屬せる愛國の人士は互に提携して一大黨となり、羅馬寺院の不法なる要求に當るへし、而して、國家を尊敬せんと欲する大多數の國家的觀念は益増進すへしと陳したりしか、今や此の人文戦争は端なくも公が豫言を實にせり。洵に這般鞏固なる共通の基礎並に剛毅なる觀念を以てせる帝國議會及び州議會に於ける愛國愛州の元素は、互に合縱連衡し、保守、獨立、保守黨及び總國民自由黨を初め、多數の

進歩黨に至るまで、皆共に奮闘して勝利を志しぬ。此戦争並に戰勝の追憶及び之に依りて確定せられたる至重なる國民問題決定上に於ける各愛國者が合同必要に關する記憶は、多數武士の肺肝に銘せる所、而して當年及び後世に於ける他の國民的戦争及び危機に在りても亦優秀なる結果を有したりき。

獨逸人文戦争は獨逸の各州に於ても亦同しく慶すへき効果^{〇〇}を結びたりき。就中バイエルンを以て最然りとす。何者、此州に於ては果斷なる自由民權家ルツツの統率せる政府、及び大度ある戴冠者ルウドウキツヒ二世が、不屈不撓相共に越山主義に當りたればなり。獨り政府のみならず、國王も亦羅馬に對する新衝突毎に益鞏固の度を益せり。非月の間バイエルンに於て、愛國者の黨と自稱せし人士が、沸然たる要求を以て王に迫り、公然王に服従するを否み、其バイエルン主義を輕蔑したりし以來、特に其然るを覺ふ。就中此等の人士は國王及び其政府に對して豊富なる證據を供へたり。されは既に千八百七十一年寺院

バイエルン
に於ける結
果。

に不利なる各國家の誓約を無効なりと公言せしゾーゲンスブルグの僧正は、千八百七十四年に至り、宣言して曰く、自由なる哉、自由なる哉、バイエルン越山黨は政府及國王自身を、自由と呼ぶ同義の觀念は寺院を捨てぬ、人民無禮の増長は之より自由なる不信者が重荷たらんと。僧正等は其好まざる各帝國法律及びバイエルン法律發布毎に不當の抗議を發し、少くも之より來る各害毒を以て間接に責を王に歸し、以て國王をも累はすに至りぬ。帝國私婚法、非宗教學校の創設、及びバイエルンに於ける古加特力派の認許等に際して皆然り。實に普魯西講社法の發布に當りては、彼等は國君に訴ふるに、宗教講社が外方に於ては未だ破壊すへからざる安穩を享有するに、獨りバイエルンに於てのみ、強迫せらるゝを以てせり。僧正中或は其統治者の私憤を招くに至るものあり。ミュンヘンの大僧正は千八百七十五年二月四日の教書を發し、自ら慙へて曰く、曾て寺院の祝祭に當りては、ルウドウキツヒ一世親ら寺院の敬虔なる子息と稱して之に參與し、此等の祝祭は現時に比

すれば一層莊嚴靜肅に舉行せられしか、今や時既に逝けりと。而してスバイエルの僧正ハチベルクは、千八百七十三年來始めて任命せられ、從來誠に特志の人として數へられしが、今やルウドウキツヒ二世に對する公然たる不遜を驅りて、公然たる叛逆中に投せり。バイエルンのライン、プファルツの政府は反抗僧正の元帥たるマインツの僧正ケツテルが、プファルツ地方、オッゲルスハイムの巡禮寺院に於て説教したしとの請願を拒絶せしに、僧正ハチベルグは政府の手を離して直接に王に請願書を呈し、ケツテルの説教を聽されんことを請はんとせり。ルウドウキツヒ二世は此違憲的要求に答ふる所なく、僧正ハチベルグに命し、向後其マインツの同僚をしてオッゲルスハイムに説教するを得せらしめり。爾後國王はスバイエルの僧正に親簡を賜ひ、ハチベルグの舉動は、其就職の際、誓約せる服従に對して如何に歴然たる矛盾を來せしものなるやを指摘せられ、極めて不滿の體なりしに、此の被謫者は大膽にも答へて曰く、愚謂へらく拒絶の勅諭は全く成立し難き

ものなりと。

這般無法無謀なる舉動の結果は、實に又彼の頑迷者自身の頭上に墜下せり。何者爾來、バイエルンの政府は、(エンゲルブレヒツミュンスター)の僧シユライベルのパンヘルゲル領に於るが如く十分信憑すべき適任の就職者を發見し難き各バイエルンの僧正領を賜與せざるに至りし故なり。千八百七十五年六月バイエルン政府より勅令に依りて制定せられしバイエルン州議會選舉區改正は、越山黨に對する一層峻刻なる處置なりき。是より先きバイエルンの第二院に跋扈せる越山黨の多數は舊選舉區畫の株守すべからざるにも拘はらず、此制の必然的に自黨に與ふるに院内の大多數を以てするに由り、之か變更を肯んせざりし者、されば今政府が此勅令を利用せしは實に其理由ありと謂ふべし。斯黨は如何なる場合にも議院の半数を得ること明瞭なるや、政府の選舉區測量(ウツメウ)後も依然多數を制すへき觀ありしも、選舉區改正の巧妙なる、從來八十三の越山黨は七十一の自由黨に對峙したりしに、千八百

選舉區配置

七十五年七月廿四日の新選舉にては、七十七の自由黨に對して僅に七十九の越山を出せしに止りぬ。羅馬黨は廿四の不定なる選舉區中、唯一のバッサウを得、且之に依り辛くも二票の多數を占めたり。此選舉の頓挫及び政府の選舉區測量に對し、越山の陣地に於ける憤懣は殆際涯なかりき。バイエルンの中央黨が、千八百七十五年四月九日政府の選舉法案を峻拒したりしに先ち、ジケル博士の從事せる越山派の「祖國」は、獨得の毒舌を弄して曰く、全バイエルン議院及び其選舉法律に就きては毫も關聯する所なし。何者、若し速に彼の石片の演せらるゝとなく、又速に有力なる救濟的結局の歐洲中に來らざらんには、バイエルンは全く惡魔に魅入せられ、普魯西化せん。然らば則ち議院の磨臼般々として旋轉するも、將た寂然として靜止するも、其糕たるに至りては則ち一なればなりと。然れどもバイエルンの越山派は選舉競争の開始に當り、稍其見を異にせり。即ち當時其最も普及せし機關新聞「ドナウ新聞」は記して曰く、方今萬事危きと累卵の如し、選舉に於ける我極力の奮

勵は効果を以て酬はれん、然らすんば吾人は再び舊態中に投せられ、唯事物の成行に委せんのみと。而して今や此の極力の奮勵に次ぎて愁訴せる結果新に來れり。

十二月廿八日バイエルン議會の開始せらるゝや、越山派の多數は政府、實は國王自身に對して其激怒を亂發せり。越山の領袖イヨルグの起草に係る議院の奏辭に曰く、

壓虐せられたるバイエルン國民は王に對して求援の聲を發せしが、政府は之を杜絶せんと欲したりき。政府は法律の精神を無視し、巧妙の手段に依り、以て多數の意志を抑壓せんと計りし選舉區改正を擁して、國土を誠實に代表せる一議院を妨碍せんと試みたりき。國家は真正なるバイエルン政府の起りて、聯邦會議に於ても相當なる勢力を享有し、王位權國家權の支離滅裂せるを救濟し得るものあるを望むと。此の答辭を結ぶに、國王に直接なる要求を試み、王が先考マツクス二世の例に倣ひ、復た朕は國民の平和を享有せんとふ莊嚴

なる勅語を賜はらんとを以てせり。

此答辭は越山黨の一妄舉なりしが、バイエルン州會の同黨代議士は、此奏辭討議を進めて形式的馮暴なる至尊冒瀆に至らしめたり。想ふに此等緇衣の連中は、屢に議院に逼り全く越山派をして牛耳を執らしめしかば、今や之を待みて如此き所業に及ひしものなり。羅馬黨のフォン、オウ男爵は議長として本事件に映掌せし人なるが、其同志なる裁判評議官シエルが奏辭を確定議たらしめんが爲め、北獨逸の滑稽雜誌所載の國王に對する野鄙極まれる嘲弄を朗讀し、之をバイエルン自由黨の責に歸せしを看過し、異議なく之を許したり、之に對して自由黨の領袖フォン・スタウフェンベルク男爵及び其黨與は、固く自ら持し、少數なる總員相率ゐて退場せり。當時該總理は公言して曰く、氏及び其同僚は寧ろ議場を去るに忍びざりしが、シエル代議士の朗讀には背汗淋漓遂に座に堪えざりしと。是に於てか議長は始めて意を決し、シエルに對して制止を加へければ、少數者も再び議場に戻りぬ。這般傷心の一

事件は端なくバイエルンに於ける忠君愛國の情緒が何の處に存し、何の處には存せざりしかを、全國民殊に戴冠者の前に暴露したりと謂ふへし。此少數者は越山派の惡むべき奏辭の、十一月十三日七十六に對する七十九票を以て可決せられし時に當り、嚴肅なる防守をなすを懲らす、爲めに益々全國民中の感動を高めたりき。此等の人士は斷然意を決して、獨り越山黨のみがバイエルンの國民又は國土なるやの觀あるを却け、且つ國民及び其代議士の半數を驅り、國王に對する不忠者たらしめ、國權を破棄するに至らしめんと欲する彼の耶蘇會頑迷の計畫を痛罵せり。奏辭可決の後、諸閣臣は皆袂を連ねて其辭職を奏請せしも、國王は十一月十九日其職に留るべきとを斷言せられ、且つ優渥なる勅語を賜ひて、其の信任の重大なることを表明せられぬ、曰く、卿等は不穩なる黨争の風潮を凌ぎ、眼中に國是を置き、國家の權利を保護して能く法理に戻らずと。各策士の成算ある者は、皆力を政府に假し、共に國內平和の恢復に鞠躬せざる可らざるに至れり。但し國王は嚴然とし

て此奏辭奉呈委員の引見を拒絶せられ、内閣に依託して奏辭討議の際、各代議士の執りし語氣は深く王をして警駭せしめし旨を院の議長に公言せしめられたり。如斯くしてバイエルンに於ける越山派の軍隊は可憐にも覆滅の奇禍を求めぬ。而してルウドウキヒ二世はバイエルン及び全獨逸より一千五百の感謝狀及び贊成の電音に接したりしか、是等皆な獨逸思想を有する各人士の熱誠より發せしものなるは、問ふを要せざるなり。

ヘッセン

ヘッセンに於ても、ホーフマン内閣は其前任者ダルウイック及びヒトルドの越山政畧を破壊せんと欲し、寺院戦争上、普國の模範に熱中して其効果甚た鮮からず。就中千八百七十三年小學校法案の提出を以て其の著しきものとす、此の法案はヘッセンの第二院に於ける國民自由黨の代議士(シエロエデル、メッツ、デルンブルグ、ハインツェルリング等)の果斷なる賛成に由り、第一院の猛烈なる抵抗に關らず、千八百七十四年二月四日遂に成法たるに至れり。本法は一般に政治團體及び

宗教學校委員會の提議に由り、宗教學校を變換するを許容し、且つ各宗派の僧侶を小學校より排斥したりしものなり、而して之より更に著しきは、千八百七十四年より引續きたる五宗教的法律の提出にして、普魯西の五月法律の轍に出て、全く國家と寺院との關係を改正したるものとす。國家の權力に對する越山派の激烈なる攻撃に關はらず、ヘッセン第二院は千八百七十四年九月三十日より討議を開始せしが、既に十一月十四日四に對する全數を以て五法律を可決するに至れり。第一院に於ては、ダルウイックは本議の無期延會に盡力せしも、全く畫餅に歸し、十三票に對する全數を以て之を決したりき。此法律の可決後、非國家的獨逸僧正中、最も激烈なる統率者の稱あるマインツの僧正ケツナレルが、例の猛甚なる抵抗は忽ち其影を收めたり、此の事たるや、曩きに千八百七十二年羅馬法宮を勸誘して、人文戦争中、全然普魯西を孤立せしめんか爲め、此際端西に最大なる讓與を爲さしめしと同様なる理由より來りしものにして、大に注目すべきものなりとす。普魯西に於

ては財産上の利害相聯するにあらざる以上、彼の吾人不能(Don Possum)ありて、耶蘇會の服從望むべからずとなせり。ヘッセンに於ては則ち然らず、宗教を汚瀆するにあらざれば、人は屈從し難しと言へり。國人は此機微の差違を稱して、偽善的の食言となし、皆此等と齒するを恥ぢたりき。

ウエルテム
ベルグ

ウエルテムベルグにては、國家と寺院の關係、自余の獨逸諸邦に比すれば頗る圓滑なるものあり。是れウエルテムベルグには思慮ある獨逸思想の僧正ヘフェーレ、フォン・ロッテンブルグなるもの、加特力僧侶の牛耳を取りし故にして、無過教義に對しても、最後に服從せしは、則ち彼なりき。此外政府は假令加特力教徒のフォンミットナハトを戴きしも、最初より寺院事件に就きては、越山派の改革に反對する果斷の處置を執りて遲疑せず、同時に千八百七十一年四月十八日州報に宣言して曰く、政府は國家及び私民の關係上、決して無過教義に何等の法律的効力を與へざるべしと。千八百七十一年五月十五日、全ウエルテムベル

クの僧侶は何等の牽制を須たす、ヘフェーレが例に倣ひ相共に服従せし後、更に州報をして謂はしめて曰く、政府自ら彼の法令議決議の遂行に對する一切の協力を拒絶すと。此他普魯西、ヘッセン及加特力バイエルンに於ては猛烈なる戦争を賭して購ひ得たりし諸法律も、ウエルテムベルグに於ては加特力に對する格別の紛擾なくして既に久しく有効なる國法たりしものなり。其僧正ヘフェーレも國權との衝突を避くるに盡力し、且つ此點にて其本山會館ドムカピヤルに補弼せられしか、同人は越山嗜好の煽動物(例へは法王への建白署名集の如き)を目して、此等の目錄はウエルテムベルグに適せずとし、一言の下に之を排斥せり。ヘフェーレの機關、獨逸國民新聞は、下の公言を以て千八百七十五年度に開始せり、曰く、誠實に帝國に附隨すべしと。此等の舉動よりヘフェーレ僧正は羅馬の覺へ甚た芽出度からず。エルワングンの市僧シユワルトと呼へる越山派の煽動者が牧師副監に選舉せられしに際し、ヘフェーレが其批准を拒みしに及び、自ら前陳事情の一明證を得たり。當時

法王はシユワルトを法王内僧と呼びしが、ウエルテンベルグ政府は法王なる冠詞を附するを許さざりき。

彼の勇敢なる小バーデンは、ロツゲンバッハ及びイヨリ政治の第六周年に當り、全獨逸國中、當時唯獨り羅馬に對する人文戦争に勝利を博せしものなりき。殊にバーデン政府は羅馬が自余の獨逸國全般の人文戦争の爲め、始めて戦闘準備をなせし時、千八百七十一年六月十五日、既にバーデン學校監督法の下に強いてフライブルクの大僧正職を服従せしむるに至れり、此の法たる、蓋し加持力僧侶に假すに、僅に學校區會議の學校事務上に於て、共同監督權を與へしものなり。大僧正職の服従せし理由は、亦加特力寺院の爲めに本法律の利益を享有せしむるに在りき。千八百七十一年より千八百七十五年に至るの間、バーデンは更に一二の法律を以て其領内に狂噪怒號せる越山派の妄動と戦ふを得たり。其第一の法律は、普國の五月法律と同しく、新任すべき僧侶に對して、國家の檢定を要求せるものなり。フライブルグ、キニール

の僧正領執事は、此法律を忌避せんと試み、故らに斯法の有効となるの日に於て數多の新僧侶を任命せり。然れども政府は渠を告訴處附せしめ、本法忌避の爲めに實施せられたる任命を以て悉く無効と公言し、マンハイム高等法院も亦法律に遵ひ、千八百七十五年正月十日キューベルに對する政府の決議及び所罰を批准せり。又たバーデン政府は第二院に於ける國民自由黨領袖(フレンチリ、キープフェル等)の建議に由り、千八百七十四年正月同建議者が十分に調査せし、各加特力宗派及び古加特力の位置を制定せる法案に同意せり。本案は無過教義に反對を公言せる古加特力の各派に與ふるに、其の神事舉行の爲め、寺院を貸し、且つ之を正當なる加特力の區教會と呼び、當該僧職空位となるを待ち、其所領をも與へたり。バーデンの第一院は大僧正領管理者キューベルの常に反對抗辯を公言せしにも拘はらず、千八百七十四年二月十二日宗派の自治に附きて本案に同意を表せり。古加持力法は始めて有効となるべきものなりしが、三月十二日バーデンの古加特力團體は、無過教

義の協賛を始むるに至れり。然ども十一月に於ては法律の力に倚りバーデンの古加特力は既に十五の寺院六知行を占領せり。元來バーデンの人民三分の二は加特力より成立せると明なるも、此途に於て政府に誠實なりしとは、千八百七十五年十一月のバーデン議會補欠選舉に由りて證明せらるべし。何者、當時六十三席中、越山派の掌中に來りしもの僅に十三に過ぎざりしを以てなり。されば政府は混合宗教學校を採用せる新案に就きても亦此議會の十分なる同意を得たり。爰に當時バーデン越山黨の消息を洩らして余蘊なき一事實あり。六十年來越山派天賦の一將帥にしてカールスルーへの越山派「鑑察新聞」の出版者たりしウエービツシングは、既に千八百七十四年十一月卅日自由(及び國民派)コンスタンツ新聞の出版者に加はり、宣言して曰く、余が從來常に越山派に忠告するに、寺院法を承認すべきを以てせしは、實に國家の盡力する所、此承認以外にあらざるを知ればなりと。バーデン加特力人民の最多數も亦氏と意見を同ふせり。

最後に臨みて記すべきは人文戦争の欣ぶべき一結果たる古加特力の創立組織及び其國家の認識なりとす。既に記述したるか如く、古加特力教徒は無過教義の承認を峻拒し、千八百七十一年九月中特種なる宗教團體を建設せんが爲め、ミュンヘンにて會合せしか、彼等の盡力は更にクトレヒト寺院の爲めに昂進したり、此寺院の大僧正ハインリッヒ・ロースは、千八百七十二年の夏、バイエルン政府の嘉納せし確信式を舉行せんか爲め、特にバイエルンの古加特力團體を訪ひぬ。新教信者も此福音の爲めに濟々たる加特力の協同者か壯烈なる參與をなすを慶したり。左れば千八百七十二年十月初、新教徒宗教會議ハルレに開かれ、後年普國高等寺院會議の議長たりしハイデルベルクのヘルマン教授其首長たりき。獨逸新教會の議長ハイデルベルグのブルンチリ教授も、頓て一人の資格にて千八百七十二年九月コエルンニ於ける第二古加特力總會議コンツェンに出席したりしが、恰も好しペーテルスブルク宗教學校フカデーの學長なる僧正ヤニシユーレト及び多數の英國派僧正も出席し、

皆私に加特力運動の再ひ基督教各宗派を合一するに至らんことを冀望せり。然れども此舉よりして、此運動に於ける更に困難なる問題益々錯綜し來り、爲めに漸く加特力人民の新鮮熱誠なる感情を疎隔するに至りぬ。古加特力總會議の核博なる長決議が各宗派を通して三位一體及他の宗義コンツェンを採用せんと試みし如きは、自ら此運動の最も思むべき一現象たるものなり。古加特力の盡力に對して極めて巧妙に注意を加へしものは、ミュンヘンに於ける此派第一の機關獨逸メルクール及び就中博學有爲のドエリンゲル、ウイントシャイド、シユルテ、フリーベル、ラインケンス、フリードリツヒ、ミヘリス、クイト、ロイシユ、ヘルツォーグ等數多の有名なる人士なりき。千八百七十二年九月廿二日より四百人の代議士はシユルテを議長となし、第二古加特力總會議を開始し、古加特力團體創立の根本的必需を正當となしと認定せり。此等の人士は秩序整然たる満足なる精神修養の制規、國家が古加特力教徒の權利を認めて正當なる加特力宗と見做すこと、及人民間に於ける動搖の

傳播等を冀望し、ユエルンの一委員會に信任するに、僧正選舉の準備を以てしぬ。又總會議は國家に望むに、古加特力僧侶の俸給を國庫支辨とすること、並に強制私婚法及國家の民事登記の適用を以てせり。教義兼寺院的事件中、特赦及び聖者崇拜の濫用は出來得る限り之を避くべきも、其他の點に於ては從來の制度を恪守すべしとせり。

古加特力の情態は千八百七十三年の初めに至るまで其形勢漸く佳なり。バーデンに於てはコンスタンツ市は古加特力なりと宣言し、且つ内閣より一寺院及び一所領の占有を許されたり。其他バーデンに於ける二三の團體も亦此例を襲ひたりしが、此事に就きては殊にアイフェルの力を多しとす。氏は曩にブラウンスベルグのミヘリス教授と共に古加特力事件に提携盡力せしを以て名聲噴々たり。バイエルンのラインブファルトにては十五の團體組織せられ、之を管するものはナッサウにても奔走すへき任務ある一組合僧あるのみ。爰に志士等の辛苦したりしは、バイエルン政府が古加特力承認の一法律の爲め、議

會に於ける越山の多數と折合ふ能はざりし事なりとす。政府は自己特有のユートプロコルコンバート全權より之を果たさんか爲め、不得已現存の宗教條約を以て遵奉し難きものと認むるに至りぬ。是等の困難にも拘はらず、バイエルン佛朗克政府領シニツローベン及びノイブルグに於ては幾多古加特力團體鬱然として勃興し、普魯西來因地方にても、活潑なる古加特力の運動あり、是れ主として宗門、オムヘン追放に處せられたるボン大學教授タングルマン及びコエルン大僧正の勸氣を受けたる僧侶の唱道實行せし所とす。此徒は其教誨を處々に施し、到る處、感動を與へしこと寡からず。之に反してウエストフールンは殆んど此運動の感化を受けず、東普魯西州にては、ブレスラウ及び他の大市を除くの外、之に加入するの傾向僅少にして、大多數はラヂボル伯及び數多のシユレツェン貴族の例に従ひ、寧ろ自呼ひて單に、國家加特力、國家黨の加特力と稱し、形式上、本山より分離して古加特力に加盟するに至らざりき。然れども此運動は、埃太利及び瑞西間に急速に隆昌を來せし古加特力、換言すれば

(瑞西人の所謂)基督加特力派の唱導者、及び其の重なる團體間に數多の個人的關係を作り、以て強健なる精神的支柱を發見するを得たり。奧太利に於いては、無過教義發表後、羅馬との宗教條約は、此フアチカン決議に因り、自ら衰微絶滅せしを以て、直に之を廢止せしことを公言し、爲めに此の形成は容易なりしも、瑞西に在りては、人民先づ干戈を執りて越山黨の^{ソナルア}特別同盟に對し、自由統一及び千八百四十七年の憲法を略取せざる可らず、是に於てか國民は深く新越山黨の倨傲なるを覺り、痛恨の念骨髓に徹せり。

獨逸古加特力教徒が自己の便宜上、特別寺院憲法及び一の組合僧正選舉の採用に就き、非常の援助を希ひしは、實に正當なりと謂ふべく、此等の事件に備へたるコエルン委員會は、千八百七三年五旬節(六月三日)を以て、該僧正選舉の爲め、總團體の代議士をコエルンに招集せり。五十五の代議士及び二十の古加特力僧侶は此地に集合してプレスラウに於ける曩きの神學教授ライケンスを僧正に推薦し、同時に僧正の

左右に於ける寺院最上顧問として、シユルテ、ミヘリス、ウイントシャイト、クノート、フリードリツヒ及びロイシユ以下九名の僚員を任命しぬ。シユルテの計畫したりし寺院憲法案は、千八百七十三年九月十二日に開會せるコンスタンツ總會議に提出せられしか、幸に可決せらるゝを得たり。即ち此の憲法は古加特力寺院の指揮を舉げて僧正に一任し、本山宗教會議^{シンド}(從來の總會議)の選舉に關する既述の僧侶九人の委員を僧正に附屬せしめしものとす。此の宗教會議は年々五旬節に集會し、且僧侶は總て代議士を派遣し、各團體に於ける獨立員二百人毎に、一代議士を出すこととせり。ラインケンスは選舉を承諾し、八月十一日和蘭のセンゼン派僧正フォンハイカムプ、フォンデフェンテラルより嚴肅なる敍任式を受け、九月十九日皇帝國王より僧正たる裁可を得、千八百七十三年十一月七日には伯林に於て、其の忠誠を宣誓しぬ。而して普魯西も千八百七十四年度の豫算中に俸給として壹萬六千ターレルの一項を加へ、中央黨の激烈なる反對にも拘はらず、議會は之を可決せ

り。バーデン及びヘッセンも同時に師を古加特力團體の僧正と認めたり。獨りバイエルンは既に説明せし理由に因り、之を行ふこと能はざりしが、猶僧正を許して、バイエルンに於ける古加特力團體を歴訪し、確信式を舉行するを得せしめぬ。今や古加特力は、普魯西、ヘッセン、バーデン、ウエルテムベルグに於て、國家的立法上、加特力宗派として承認せられ、又之と關聯して其の寺院財産上の權利、普國は此事に就き千八百七十五年二月五日特別の法律を發布せりを認識せられ、爲めに新羅馬寺院に對し法律上の同權を博し得たり。從來古加特力派か越山團體と共に成就せし事件中、斯派の宗務執行に就きては、或は法律上其効力を云々する者ありしが、千八百七十五年二月五日の帝國私權法は、全く一切の矛盾疑義を排除せり。千八百七十四年以來、憲法的宗教會議毎年正確に開會せられ、多くはボンに於てせしも、ブレスラウ、マインツ、バーデン、クレーフエルト、ケルン等亦會議の地となれり。

假令、獨逸帝國に於ける古加特力の人數は、今論述せる年代中(千八百

七十八年まで)にては、纔かに五万二千に達し、爾來愈々減少(千八百八十二年には三万五千に過ぎざりし)せしと雖ども、這般不幸なる結果は第一獨逸憲法の情態(奧西利及端西の者と比較して)復雜なるに歸因せしものとす、即ち獨逸憲法が古加特力主義存在上の必要條件を認可せしと、バイエルンに於ては全く決定時期に於てせず、普魯西にては甚た遅々たりしを以てなり。空氣の呼吸に於けるが如く、古加特力主義存在上、必需なる私婚に干する帝國の法律が、全帝國を通して有効なるに至る迄には、猶全四年の日子を経過せざる可らず。若し古加特力主義にして千八百七十年及び千八百七十一年に當り、フアチカン決議發表後、獨逸の執りたる第一動搖の熱火に乘し、衆庶を其自邊に延き國家の承諾に由りて團體を形成し、寺院の必需品及び僧侶の俸給を舉げて國庫支辨たらしめしならんには、恐くは獨逸加特力の多數は舊來の信仰を遵奉し、祖國に忠勤を抽て敢て變ずるなかりしなるべく、越山黨も今日に至る迄其勢を持続し、國民及び帝國の面目を毀損するが如きとな

かりしなるべし。然れども獨逸に於ける古加特力主義の波及極めて昔からざりし自餘の理由を擧ぐれば、其主なる博識の唱導者が經驗世才に富まざりと卑怯未練なりしとの致す所なり。好争的の法王寺院か其臣屬をして豫備追求せしめし所の彼の弊惡なる手段に對して彼の高等教育ある顯貴の縉紳が相共に驅逐し能はざるは固より明瞭なり。又人民を誘惑せる詭辯者を出せしことも遂に彼の煽動僧侶等に及ばず。然れども古加特力は猶議會及びバイエルンに於ける熱心なる論客ヨセフ、フェルクを其黨中に有し、又ミヘリス教授はバーデンに於ける演説に由り、南シユワルツワルドの越山黨を導きて活氣ある信心を得せしめたりき。若し古加特力派にして、最初よりルーテル風の質素と氣力とを以て、福音書の救濟眞理に論歸せしならば、曩に羅馬法王が統治の慾に驅られて妄に加持力教に附加せし諸事、即ち赦免、聖者崇拜、獨身、秘密懺悔、拉丁晚餐式等を刮削し去り、斷然狐疑する所なかりしならば、如何なる暴力と雖ども、又何ぞ獨逸の勇氣精神及び信仰に於ける古加

特力の生々たる言辭を杜絶し得るものあらんや。然れども這般の事物も此古加特力の博識なる統率者に取りては、猶過重過大なるを免れず。唯實行的なる瑞西古加特力教徒のみ、先づ直に之を整理し、而して彼の地球上の各基督教徒は三位一體の秘密記號を會得すべして、トリングの僻説に拘束せらるゝ所あらざりき。渠等は既に千八百七十五年オルテンの法會議に於いて、簡單に僧侶の破廉恥を排棄し去りしも、獨逸の古加特力は則ち然らず、故らに法會議に依りて既に帝國私婚法律より自ら制定せられし一結果を得んか爲め、殆んど四年の日子を用ゆるに至り、且つ此決議を購ふにも、猶首領タンゲルマンの如き理想に過ぎたる思想家の訂正を以てせざる可らざりき。茲爾たる瑞西にては、尙一層好都合なる法律の情態と一層實行的なる運動に依りて、基督加特力教徒の員數尨大なる、獨逸帝國に於ける古加特力の二倍に達するに至れり。獨り此徒か瑞西の州事務及聯邦事務上、一時古加特力と意味を異にするに至りしは實に悲むに堪へたり。

然れども總て這般の事情に拘はらず、吾人は吾獨逸古加特力派に對しては深く感謝の念を表せざる可らず、我立法及び施政に對する終始熱心なる注意豫謀は皆之に負ふ所なり。是れ此派の人士は吾國體及フオルクストムひ帝國に取りて最も嫌惡すへき勢力及び方針を有せる耶蘇會的法王寺院に對する忠誠無二の戰士なればなり。

第八章 帝國內部の經營 獨逸國防力の

確立(千八百七十二年乃至千八百七十四年)

獨逸人民の健全にして剛強なる並に獨逸帝國か年少氣銳なるは從來詳述せし苦戦の間に燎々として其鋒鏖を現はし來れり。是れ此大戦と共に各地に於ける百般の事物上、名狀し難き進歩を來したればなり。舊獨逸帝國は寺院戦争を経て顛覆せしも、新獨逸帝國は四年の日

子を以て羅馬を制服せり。獨り茲に止らず、獨逸は實に此短少なる時限内に在りて海陸の防禦を鞏固完備にし、其法律の統一、經濟の振興、帝國及び各聯邦市民の自由及び幸福に對する數多の事業、並に宇内の列強に對する永久平和の基礎を立てたり。國家の尊嚴及び國民の自主に敵する最古無謀の抵抗者統御熱に醉ゑる無過僧官に對する猛烈なる格闘は、更に發して孜々倦まざるの勞働、國家、政治、經濟、社會的生活の各部に於ける有力なる進歩を促すに至れり。是れ等紛々限りなき勞力辛苦中に在りて、希望の聲愈、急に愈、切なり。曰く羅馬に對して一層完美せる實力を收めんか爲め、急に進んで其内外を問はず、獨逸古來の罅隙無能の痕跡を修理せよと。此等夥多有効なる勞力を語らんは、實に貴重なる一問題なりと謂ふべし。其の事業たる、極めて豊富なるを以て、今唯其著しきもの、及び現存せるものを擧ぐるに止めん。それ先づ何れを語らんか。爾り、夫れ獨逸の國防力なるべし、是れ挺身して吾人に皇帝と帝國とを贈りしもの

は獨逸軍隊なればなり。實に吾人の平和繁榮は全く渠等の掌中に在り。今之か確定と擴張とを序述せんとするもの、寧ろ至當ならずとせんや。

軍隊加養手當

千八百七十二年

既に述べし如く(第四章參照千八百七十一年秋期の帝國議會は千八百七十四年の歳末に至るまで、凡そ三年間、一名毎に二百二十五ターレルの額を軍隊の加養手當として支給するの件に就き、政府に同意する旨を決議せり。獨逸國防力の第一根底は、之に依りて確定せられ、陸海軍の根本的必需はフランクフルト平和條約より佛蘭西の誓約皆済に至るまで、確乎たる保證を得るに至れり。然れども獨逸は獨り千八百七十年七十一年の月桂冠を以て甘んずべきにあらず、更に進んで長足の進歩をなさんと頗る肝要なり。左れば維廉一世の所謂獨逸刀の鞘を拂ひし陸軍大臣ローンは、參謀の頭領元帥フォン・モルトケと共に汲々として茲に従事し、獨逸の防衛を不斷不朽ならしめたり。且陸軍大臣フォン・ローンは(往時の薄弱なるを知りしかば)千八百七十二年の

フォン・ストツシユ海軍大臣と爲る

海陸軍死傷者に對する恩給

償金

初めより、其職責を履行せんが爲め、顯著なる事件に執掌しぬ。正月二日フォン・ストツシユ海軍大臣に任せられ、海軍事務を管理し、帝國宰相の直轄に屬せり。

鉅萬の佛蘭西償金は、非常なる各般の需用に應ずるの便宜を與ふるものなり。此五十億フランか、先づ戰爭中、陸海軍、城砦、鐵道等の廢殘損傷せし所を補ふて餘りあるは、固より論ずるに及はず。一家を忘れて佛蘭西領土に永眠したる戰死者に對し、感謝深き本國は、先づ恩給の保證をなし、其遺族を扶持すべきなり。戰爭の爲め、健康と勞働力を失ひし勇士には、恩給若くは相當の營業補助を加へざる可らず。豫備後備の人士も、亦自己の、其敵前の軍務の爲め、若くは其家族の物質的利益上に於て爲せし犠牲に對する十分なる要求を償金中に置くを得べし。船主荷車所有者及び獨逸商船の乗組員は、戰爭中佛國の巡洋艦に隸捕せられ、或は外國の港灣に留置せられて甚しき損害を蒙れり。此等の損害は、悉く千八百七十一年ウエルセイユに於て佛蘭西人に提出せら

れたる巨額の要債中に算入せられたり。此他殆三千七百萬ターレルを要求せし戦争被害及軍事事業に對しても賠償する所鮮からず。既に述べたるが如く、巴里を退去し來りし獨逸人は、其職償として二百萬ターレルを得。四百萬は特に功勞ありし將帥政治家の名譽贈遺と定められ、四千萬はスパンダウの帝國軍資庫に藏せられぬ。

帝國軍事費貯蓄及ひ戦争再發の場合に對する帝國財力の準備と同時に出てたるは、エルサス、ロートリンゲンの鐵道買収なり。之か爲め佛蘭西東方鐵道會社に對して買價八千六百三十萬ターレルを交附すへきのみならず、猶此鐵道を結了完成するには凡そ千四百四十四萬ターレルを要せり。從來計算せし費用は、皆佛蘭西債金中より支拂ふべく、帝國政府も又諸費用を該金受領上に期したりき、此等費用の主なるものはエルザス、ロートリンゲン諸城砦、ストラスブルグ、メッツ、チーデンホーヘン、ノイブライザツハの恢復、改良、及び完成、並に帝國領に於ける必要なる兵舍病院兵庫等の建築整理に適用すべしものとす。之と共に過

エルサス
ロートリンゲ
ンの鐵道及
ひ防備

渡時期の間(即ち帝國領の新本國に心服するに至る迄)エルザス、ロートリンゲンに對しては内國常備軍以上の實體的有力なる軍隊を布置せんことを志せり。

此外千八百七十二年六月十三日帝國議會の議題となりし軍事豫算案は、新造射砲の効力試験上、伯林附近に砲臺を建築せんが爲め、又單に普魯西風にして既に獨逸帝國の需要を充すに足らざると明瞭なる各軍事的建物を擴張新築せんが爲め、佛國の債金中より莫大なる金額を要求せり。殊に參謀本部、陸軍省、陸軍學校、陸軍教育、所幼年學校の建設は、其の急なるものにして、リヒテンフェルトの中央幼年學校のみにて、政府は二百四十萬ターレルの建築金を請求しぬ。彼の鉅億時代の保證せし財力の豊富並にローンの熱心なる辯護にも關せず、帝國議會は豫め此の要求を拒絶せり。然れども後段吾人の記すべき如く、請求の必要は自ら争ふべからざるを以て、爾後更に穩當なる範圍内に折合ふことなれなり。

獨逸國防上
に債金を使
用する事

各聯邦に五
十億を分配
す

第八章 帝國內部の經營 獨逸國防力の確立(千八百七十二年乃至千八百七十四年) 三百三十四

之に反して帝國議會は聯邦會議の決議に従ひ、各獨逸聯邦間に佛國
償金五十億を分配する旨を異議抗論なく承引したり。此の分配は單
に千八百七十年六月十六日より千八百七十一年六月一日に至る各聯
邦が軍事上の功績に基き、其他殊に政治上の見解に重を置かざりしも
のなれば、之に依りてバイエルン、ウエルテムベルグは自「縮」せら
れし觀ありと主張せしとは既に知られし所なり。左れば渠等は佛國
償金の八分の五を軍事上の功績に八分し、之を各州の人口に従ひ分配
せんとの新説を提出したり、然れども此後バイエルンは此不當なる要
求を改め、四分の三を軍事上の功績に、四分の一を人口に従ひ分配すへ
しと訂正せしかば、聯邦會議及び帝國議會は總一致を以て之を可決し
ぬ。

艦隊

獨逸艦隊の新指揮者海軍大臣フォン・ストツシュは氏が前任者の獨
逸海軍擴張策を襲き、之を帝國議會に提出したりしも、此策を一層精確
に知悉する能はざりしは氏自ら自白せざる可らざる所なりき。獨逸

水夫規定

實力の重心は主として陸軍に在り、我艦隊の任務は大戦闘を行ふにあ
らずして只我沿岸を防禦するのみと、是れ帝國議會に於ける本論討議
の際氏が同意を表せし所とす。艦隊創設計畫が他の見解を侵す以上
は、之を變更せざる可らざるも、又着手せし所を完成するは一般に人の
欲する所なり。然れども數年後に至り、政府は本計畫の必要なる變更
に就きて公言する所あり、其意全く帝國議會の所見と符合したれば、艦
隊豫算は或る制限を受けて協賛せられたり、曰く、千八百七十四年度の
海軍費豫算に就き、必要として識認せられたる艦隊創設案の修正に對
し、向後五ヶ年を期したる一計畫提出せらるべしと。又獨逸帝國の船
乘業に對して法律畫一の基礎を作りたりし水夫規定、同じく救助を要
する水夫携帶上に於ける商船の義務を規定したる法律は、皆何れも承
認せられたり。此他海上信號及び水案内の範圍に於ける帝國立法の
擴張に關する提案等亦然り。

帝國海軍刑
法典

獨逸國防力の鞏固及び軍隊教練を要求せる提議中に獨逸陸軍刑法

典を算入することを得べし。即ち是れ千八百七十二年の春帝國議會に提出せられしものなり。帝國議會の委員會は尊敬すべき彼のモルトケを議長と仰ぎ、熟練なる高等參謀官の協力を假り、實体的に政府の計畫を一變せり。此の所業たるや、一方に於ては獨逸刑法の學理的基礎に基き、他方に於ては過度の寛大仁慈は軍隊に必要な峻嚴なる教練を欠くの虞ありとの主義に歸因したるものなり。去れば又帝國議會委員會は四月卅日諸政府の意フオルムシュテング見に従ひ重禁錮の刑罰を存したりき。帝國議會に於ける反對者は、此刑罰を體刑同様に見做し、刻薄なるラスケルも亦此法を過刻なりと考へり。氏は既に委員會に於て、麵麩水なる罰則に代ふるに、至當なる滋養物を以てせんとして果さしりき。然れども元帥モルトケは六月七日帝國議會に於て本案の爲めに辯して曰く、

陸軍の刑罰に就きては必しも民權裁判的見解を用ゆ可らず。上者の權能、下者の服従は、軍隊の精神なり、訓練なき軍隊は戰時に無益に

して平時に危険なり。寛大なる刑罰は遂に此目的を達し難し、何者刑罰を中つべきものは、通常適當の兵士にあらずして不善の徒なればなり

ローンの演説も亦同意味なりき。帝國議會は、如何ぞ禁錮輕重の如き第二等の罰則問題を捉へて此重大なる本法律に於ける國民的進歩を壅塞することあらんや。然れども猶決議して曰く、此中庸及び嚴刻なる拘禁の實施は、健康上如何なる結果を生すべきや、特別なる給養及び居處の種類と相關聯する不利なる影響は、如何に、且如何なる程度まで認めらるべきものか、帝國宰相は之に就きて十分熟練なる研究を命すべく、且つ其研究の結果を帝國議會に報告すべしと。

千八百七十三年政府は帝國廢兵資金の管理に關し、一法案を帝國議會に提出せり。抑も此法案たる、既に千八百七十一年に其基礎を決定せしものにして、陸海軍廢兵扶持及遺族手當として壹億八千七百萬タールを豫定し、帝國各州獨逸共同部隊(郡區市町村)及び獨逸鐵道會社

帝國廢兵資金

州立若くは共立銀行等の利足附公債券を以て之に充てり。此資金の管理は帝國宰相の管下なる特別の有權者に托せられ、皇帝は其の長官を聯邦會議は他の兩員を、一年毎に任命すべきものとす。本資金管理上の報告は帝國會計と共に毎年帝國議會に提出することとなれり。爾後帝國法律に依りても、亦本資金上に指定せる年金の返上となりしより、他に流用し得べき各剩餘金額の處置を命令し得るに至りぬ。帝國議會は千八百七十三年三月二十七日日本案の第一讀會を開きしが、帝國の反對者、中央黨分立派及び共和主義の元素は、帝國宰相の管下に斯る財貨の巨像を造るは、比西馬克公の權力勢威を増長せしむる所以ならんを恐れ、此鉅萬を各邦に頒布し、各自自由に管理せんことを切望したり。此計畫を挫折せんか爲め、大臣デルブルユックは既に其豫備演説に由りて警告する所あり。何者、廢兵若くは其家族に對する支給を辨ずるに、資金よりすることなくして帝國若くは各邦の資財より支出するときは、此年金支拂は必ずや帝國及び各邦の財政を必迫せしむる重

荷となるに至るの時あらん。精細なる討議の後帝國議會の指定せる委員會は氏か所説に同意し、且つ各州一旦斯る巨額の金圓を所有するときは必ず地方議會より不急なる支出若くは減税を強請するに至らんとを熟考せり。左れば之に對して、委員會は本法の變更を發議し、廢兵資金の貨財は帝國及び聯邦の負債たるへし、然らば不廉なる利息を支拂ふよりも一層必然なる資本の安全持續と爲るべしと謂ふに至れり。此委員會の決議は帝國議會の第一、第二討議に際して激烈なる攻撃に邂逅せり。ウイントホルストの意向に曰く、此偉大なる財貨の巨像を、左なくも強大なる人物の手に一任するは、失策も亦甚しきものなり。各聯邦各地方議會も之が爲めに全く獨立を失し、帝國議會と雖ども終に其羈絆を脱すると能はざるべく、此の巨像を縛せんと欲するものも連鎖は忽ち寸斷せられん。何者財貨に勝る有力なるものなければなり。此他聯邦は此財貨管理に就きては帝國よりも遙に統御の道に通曉せりと。然れども此説は單に愛國者をして、政府及び委員會の

主眼たる提議は共に正路を取るに在るを確信せしめしに過ぎず。之に反して委員會の資本を制限するの發議は、眞實なる「利害の競争」を惹起したり。バムベルゲルは既に第一讀會の際、此外國公券を以ても此の資本に宛つるを得んを希ひしも、壹億八千七百万ターレルを得んとの冀望は、已に獨逸國自身に於ても農業經濟銀行鐵道會社等金銀を要する團體に緊切にして、若し一般に彼の金錢志望の團體及び制度に假すに廢兵資金使用の權を以てせば、バムベルゲル案の承認と共に一物と雖とも外國の爲め殘留するものなきに至るへき程なり。帝國議會は委員會案を擴張し、規則正しき償却をなし得る以上は、市町村郡區にも亦資金を貸與し得ることせり。但し他の負債に對しては、本資金の貨幣は千八百七十六年正月一日まで貸し置くこととしぬ、此變更決議は貯蓄の大部を擧て死積せざらしめんが爲めなり。本法律は此意味に於て聯邦會議の同意を得たりき。

更に進んで、軍事上の功績に就き規定する所あり、市町村若くは私人

にして其功勞を主張せる時は、軍隊よりして相當なる辨償を之に與へんとを約せり、固より之に關して、第一に問題たるべきは、各軍隊の進行若くは舍營に於ける市町村の支出なりしが、鐵道の功勞も此際決して看過せられず、又海岸住民の相當なる舉動、即ち海岸防禦に於ける船主等か船舶を準備したりしが如きも亦然り。此法律は同しく委員會に附せられしに、同會は本法を誘起せし數多の困難なる法律並に經濟上の問題を解釋して、帝國議會及び各政府の満足を購へり。

千八百七十四年度の帝國豫算は、精銳なる海陸防備創設の爲め、更に著しき費目を有したり。第一我城砦は新式の遠射砲を擲がんか爲め全く改築せざる可らず。此問題は卓越なる元帥皇太子殿下を戴ける築城術に熟練なる委員會にて研鑽せられたり。此熟議の結果として、戰岡中野戰隊と城堡守備兵とを懸絶せしめさらんか爲め、内部堡壘の一團を破毀せん事を建言せり。殊にグラウデンツ、コーゼル、ステツチン、ウイッツテンベルク、エルソルド、ミンデン、ランダウ及び海岸柵砦を

除くの外、ストラルズント及諸城は悉く除去すべきものとなれり。之に反して獨逸の西疆東界及び北海岸は、従前より一層防備を嚴にせざる可らず。西疆に在りて第一に議題たるものはエルザス・ロトリンゲンの城砦にして、其建築(特に莫大なる地所買上入費)の爲め、既に千八百七十二年を以て四千萬ターレル以上を協賛せられたり、尙此外コエルン、コブレンツ、マインツ、ラスターツト、ウルム、インコルスターツトあり。東界のトルン、コエニヒスベルグ、ダンチツク、ポーゼン、グローガウは牙城となり、キュイストリン、ナイセ、スパンダウはブランドンブルク邊疆及び帝國首府の干城となれり。此他獨逸の北海岸はメーメル、ビラウ、コールベルグ、ストラールズンド、スウイチミュンデ、フリードリツヒオルト、ゾンデルブルグ、デユイツベル、ウイルヘルムスハーフェンの要塞並にウエーゼル及エルブ河口の封鎖に依りて防衛せらるべし。我が城堡の修復擴張の總費額は、凡そ七千萬ターレルにして、建築期は千八百八十四年とす。而して千八百七十三年及び千八百七十四年には、千九

兵營建築及
以軍事教育

百萬ターレルを支出し、向ふ十年間に五百三十萬ターレルを支辨するとなれり。此目的よりして佛國償金を割き、帝國築城資金と名け、帝國不具者積立金と同様なる主義上より管理適用せられたり。帝國議會は五月廿日此重要なる法案を可決しぬ。

又千八百七十三年の帝國議會が、軍營建築並ひに軍事教育所及び養成所に對する政府の巨額なる要求を通過すべき形勢を示せしと、遂に前年に超えたり。政府は實に此等の要求中、幾多質體的の節減を加へ、リヒテルフェルトに於ける中央幼年學校費の如き、殆半減せらるゝに至り、加るにウユルテムベルグ、バーデン及ヒ南ヘッセンは、前北獨逸同盟と等しく、彼の鉅億萬の一半未だ使用せられざるものを分ち得しなれば、此費額を補助せざる可らず。要するに此要求額は總して二百六十一萬九千ターレルに達しぬ。然れども帝國議會は容易く之を可決し、中央幼年學校費は六十一に對する百三十六票を以て通過せり。是よりして、伯林に於ける陸軍省及び大參謀本部執務所の擴張、リヒテル

フェルドの中央幼年學校、オラントンスタイン幼年學校の改築、聯合砲兵工廠の新築、陸軍大學校の移轉等皆實行せらるゝを得たり。

下士俸給の増加
是より先き適當なる下士官の欠乏を感せしが、今や實體的に其俸給を改良して之を補ふことなれり。此等の増加額は、千八百七十三年には百四十一萬二千二百十九ターレル、千八百七十四年には百八十八萬二千九百五十八ターレルなり、此外バイエルンには、更に十九萬二千七百七十六ターレル及二十五萬七千三十八ターレルあり。帝國議會は六月九日日本法を可決し、且つ六月廿三日、物價大騰貴の結果として、政府が士官軍醫の爲め、其階級任地に從ひ、五百ターレル乃至二千ターレルの宿舍料附加を要求せるを協賛せり。六月廿四日、帝國議會は政府の動議に因り、未だ使途あらざる鉅億金額中より、三十萬ターレルを割きてストラスブルグに製砲場を設立するを賛成し、且つ千八百七十三年及び七十四年間に於ける獨逸海軍の需要年額に對して、凡千八百萬ターレルを承認したりしが、是亦等しく佛蘭西債金より支出し得へきも

物價騰貴と
宿舍料附加
ストラスブルグ製砲場

千八百八十二年に至る
新艦隊計畫

のなり。海軍大臣ストツシュの提出せし新艦隊計畫は、千八百八十二年迄七千二百萬ターレルの費用を要せしが、尙同大臣は覺書を以て、英吉利は之か爲に千八百七十三年(獨逸國が其艦隊の爲め九百四十萬ターレルを支出せしに際し)、前年度の豫算により、六千三百萬ターレル以上を消費し、佛蘭西は三千九百萬、露西亞は千九百五十萬以上を單に臨時費用として支出せしも、獨逸は其の半額以上を一回の支出額となせしことを證明せしかば、帝國議會は直に此要求を容れたりき。我海軍の此要求に就き、帝國議會の討議中極めて著しき事實として記載すべきは、元帥モルトケが千八百七十三年六月廿三日自ら東北海軍水渠に不賛成を唱へ、其費五千乃至六千萬ターレルを以て寧ろ第二艦隊設立費に充てんと欲せしことなり。左れば此大軍器は後年に至り此點に於て更に其の見を改めたり。

獨逸軍隊の畫一、及び之に由りて直に増進せられたる吾國防力の準備と優秀とは、猶千八百七十一年來、普魯西南獨逸諸州並に前の北獨逸

軍事會議

聯邦大多數との軍事會議に依りて、更に長足の進歩を遂げぬ。是に於てかオルデンブルグ、ハンゼ諸方、アルデック、兩リッペ、ゾンデルスハウゼン、パーテンは各權利を拋棄せり、尤もパーテンのみは、其兵士をして特別なる軍隊たらしむてふ條件を有したりき。勿論メクレンブルグ、ヘッセン及びワイマル大公、ザクセン諸公、アンハルト、ルドルスタット及兩ロイスは、將師の權を有したるも、其他に在りて聯邦の軍隊全く普軍と合するとき、普魯西は特に其士官を任命すべし。而してザクセン及びウエルトムベルグは自ら其軍隊を統御し、且つ其主官を任命せり。バイエルンの分立は憲法上保證せられたるも、之に對してバイエルンは時期と事情とを問はず、帝國軍隊に對する確定決議に服従せん事を誓約しぬ。此履行の有無に就きては、皇帝は常に監督の手に依りて之を察するを得べし、今や皇帝は此職を擧げて曩きにバイエルン人をしてウアイセンブルグ及ウオエルトの赫赫たる勝利を得せしめし皇太子に委ねられたり。獨逸書一の裡に在りて最も記憶すべき人物

は蓋しブラウンシュヴィグの老侯なるべし。侯は曾て北獨逸聯邦か一旦侯に囑托せし上長將帥權を株守して普魯西と軍事會議を開くを拒絶し、假令侯の議會が既に千八百七十一年及び千八百七十三年三月之に關して侯に迫る所ありしも、侯は遂に頑として應許せざりき。

然れども獨逸の國防力を鞏固嚴重ならしむることに關し至要なる勳議とすべきものは、加養手當年限經過の後(千八百七十四年末)兵力及び軍隊需用費の基礎たるべき帝國陸軍法令なる總括的一法律なり。

政府か此法律案を議會に提出せしは、千八百七十三年五月十三日即ち開會後月余にして、帝國出版法令の問題が方に帝國使丁を忙殺せしもの頃なりき。左れば政府は千八百七十四年の開會まで本案の撤回を承諾せしと雖、其本議會開期中に於ける至重なる議案たるは、固より論なし。千八百七十四年正月十日の帝國議會改選は新國體に依りて行はれ、同日百五十二の國民自由黨、二十二の保守黨、三十三の獨立保守黨を撰出せり、四十五の進歩黨代議士を合算すれば國友派(帝國の)二百四

千八百七十
四年帝國陸
軍法案と帝
國議會の改
選

十四票の多數を制し、僅に百三十五の國仇(非國)代議士(中央黨波蘭人、ウエルフ派、社會共和黨、丁抹人等)之に對峙するあるのみ。兩保守黨と提携せる國民自由黨は、一切の國民的問題に於て優に絶對的多數を制し得べく、進歩黨と聯合せる一切の自由問題に多數を占むるを得べし。

陸軍法令案は從來獨逸帝國議會を勞せしもの、中、最も重大なる問題なりしが、今や本案は國民派並に自由派の兩方面よりして結着せらるゝに至りぬ。左れば本法律が各討議及び諸利害中に在りて巔然頭角を出せしは、獨り帝國議會に於けるに止まらず、總帝國撰擧者又は全獨逸國民中に於ても亦然りとす。本案の提出は既に帝國憲法の第六十一條中に計畫せらしもの、加養手當年限經過後の決議に曰く、後來の常備軍數は、必ず帝國立法に因りて確定せらるへし。獨逸軍隊組織にして平等に完成せられし後は、範圍廣濶なる帝國陸軍法律を帝國議會及び聯邦會議に提出し、憲法的決議を得せしむへしと。此新法案は前

約束を履行し、且つ幾多崩潰枯衰したる普魯西の軍事的法律規定中より統一的價値を有せる善美正確なるものを拔萃し、一目瞭然たらしめんが爲め、獨り將來の常備軍數及び帝國軍隊の編制のみならず、更に進んで軍隊の補充、現役兵の公民權並に國家公民權及び歸休兵、第一補充兵に就き、巨細の規定を設けたり。然れども本案の主眼とする所は、其の第一章に在り、曰く、下士及び兵士の數は他の法律的規定の發布に至るまで、四萬一千六百五十九人とす、而して一年志願兵は此の常備軍中に計算せずと。

左れば政府は帝國憲法第六十條規定の權能に従ひ、常備軍の永續恒久なる固定を切望せり、詳言すれば獨逸帝國の立法權を具有する各部分、即ち先づ帝國政府自身が別に協議を遂げて一新帝國法律に據り常備軍數を増減するに至る迄、兵數を一定して變更せざらんと欲せしなり。抑も帝國議會の豫算權たるや、一年毎に帝國會計及び總軍事費の提出を要求し得べきものなれば、今數年に亘りて常備軍數を一定せん

とすれば、勢斯權と撞着を來さざる可らずと、是れ反對論者の口實とせし所なるも、毫も法律的の根據を有せず。軍事費目に於ける帝國議會の刪減權は、加養手當年限内に在りては一時停止せられたりしも、此法律の可決後に至りて復活し、政府又全く論争する能はざるべし。向後各項毎に調査せる陸軍豫算を毎年帝國議會に提出し、帝國議會は其不用過剰と認めたる所を刪減若くは拒絶するの權あり。然れども此獨逸聯邦憲法及び獨逸帝國憲法の起原史に従ひ、全聯邦及び帝國領域内に於て普國軍隊組織を採用せしとは、今や帝國議會に提出中なる共同陸軍法律を豫定し、且つ其排棄し難き基礎を成せり。されば從前の普國衆議院に於ける自由派の首領輩は、千八百六十七年春季の北獨逸聯邦憲法討議の際、異口同音に發言する所あり、是れ即ち、フオルケンベック、フォン・ジール、ラスケル並にナツサウのブラウン博士なりき。左れば國民自由黨の有力なる一新聞紙、國民新聞は、千八百七十四年二月之に就き論じて曰く、既定の基礎を再三議題に附し、既成の陸軍法律を強

憲法的權利
問題

いて所々の協賛を待たしむるが如きは、決して帝國憲法の趣意に非らず。軍隊組織の綱領は既に承認せられたり、而して毎年の豫算を協算し、以て此綱領及び憲法上に規定せる範圍を實行するとは、吾人現在の憲法權を構成すと。左れば今加養手當年限經過の後、獨逸軍事法の基礎〔此中第一に常備軍數を算ふ可と明なり〕を擧げて、手鞠の如く之を諸政黨に授與せんとは、帝國憲法第六十條討議の際、政府及び國民代議院の思考せず、又する能はざりし所なり。若し如斯きと果して帝國憲法第六十條の意味たりしならば、毎年獨逸軍隊の員數を改定し、且之に依りて普國並に獨逸軍隊組織の心核を全然破壊すへき特權は、帝國議會一時の偶然なる多數に左右せらるゝに至らん。今や千八百七十四年正月十日帝國議會選舉落着の時に在りて、如斯き瑕瑾を曖昧に附するに忍びざるものは、殊に獨逸軍隊管理なりとす。何となれば國民的中立黨は百二十より百五十二の代議士に増加せしも、國仇黨の代議士も亦質体的に増加し、中央黨の如きは人文の戰爭餘効に依り殆ど三十票

を増加したればなり。而して社會民權黨も亦千八百七十三年の經濟界に於ける大危機の結果として、一名より一躍して九代議士を出すに至れり。然れども常備軍に關する帝國議會の各決議が兵力の強弱上に於ける十分なる結果は、數年後に至りて初めて政治界に表彰せられしも、同結果の形體は決議の當時に在りては猶全く認識せられ難きものなりき。

斯の如くにして從來の提議中、其最も重要なるもの、討變開始に當り、端なくも爰に二見解の衝突を來たせり、即ち人民代議院は一方に於て其無限なる豫算權に就き傳來の議院的教理を固執し、陸軍行政部は法律上且つ國民的に一層正當なる理由を擁して帝國法律に據り永く常備軍を固定すべしと要求し、相持して譲らず。是に於てか再び千八百六十年初に於ける普國の例よりも遙に重要偉大なる陸軍軋轢勃興の虞あり。這般趣味ある光景を望むに及びては、其旗幟の進歩たり、越山たり、將た封建的保守たるを問はず、油然たる歡聲は各陳地中より湧

見解の衝突

反對派の戦略

きぬ。是れ進歩黨はラスケルの引率せる國民自由黨の「左翼」を理論上、其黨與なりとし、ラスケル及び偏狹なる氏の同志も、進歩黨と同じく、此機會に乗じて、全豫算權を掠奪し得べしと信じたればなり。然れども政府は遂に如斯き決心を採るに至らず、是を以て國民自由黨は帝國議會解散後の新選舉に及び互解土崩せり。進歩黨は其三十名なりと計算せる國民自由派の「左翼」と提携して鞏固なる自由非政府派を併せ、次々に聲息を中央黨に通し、相共に政府に當り以て新帝國議會を左右し、遂に居常攻撃せる比西馬克内閣を顛覆せんことを希へり。之に反して封建黨は前年に於ける其非國民的舉動に由り減して二十二名となり、明に其國民自由及び自由保守派に對する權力を失ひたり。今や國民自由派の曖昧なる舉動が帝國議會の解散を招きし時に當り、保守黨は新選舉運動の高潮に乗じ、豊富なる魚介の利を獲、自ら帝冠拜擅の至強なる保持たらんを期せり。

千八百七十四年二月十六日帝國議會に於ける本法律討議の開始に

オイゲン・リヒタル

當り、進歩黨及び自餘の反對黨か鋭を悉して力を本案に傾注せしとは又疑ふを要せず。オイゲン・リヒタルの論せし所は、例に依りて例の如く、自説の外、自黨中又一議論なきものとし、自ら全黨員の意見を代表せしものあり。今や氏は從來祖國に必需なる事物及び提議に對して常に否聲を揚げたりし自黨固有の愛國心を證明するに、貴重なる言辭を以てせり。即ち高遠なる常備軍並に其持續的確定と帝國議會の憲法的權利とは互に相一致し難しと強辯し、輕佻粗笨の心事を以て佛蘭西の有力なる新準備を看過し、更に堂々統計を示して佛國に對する我優勢を説明しぬ。氏曰く平和維持力は何れの文明國に在りても固定せるものにあらず、年々豫算の際に制定せらるゝなり、獨逸が輓近の戰爭に勝利を制せしは軍隊の員數にあらずして、優等なる開化、教育及び富饒に依れりと。見るべし、氏の黨派は如何なる場合、如何なる形式に於てするも、此政府案の第一章を協賛せざらんと欲するものなるを。氏に答辯を與へたりしは老將モルトケにして、辯舌雄渾、恐らく沈重なる

モルトケの大演説

此思想家が前後演述したりし諸演説中、最長多感のものなるべし。將軍所論の要に曰く、

外國に對して國家を安泰ならしむるは國家第一の急務なり。實に法律は國內に於ける箇人の權利自由を保護するに足るも、國外に於ては唯腕力あるのみ。凡そ一大國家なるものは自身の爲めに成り、自力に依りて立つ、而して一旦緩急あらば、其存立、其自由及び其權利を主張せんことを決心準備してこそ、始めて其存在の目的を履行せしものと謂ふべけれ、國家の守備なきは政府の最大罪惡なり。長年月間の軍事費を節せる、貯蓄と雖も、戰時一朝にして消失すべきものなることを忘るゝ勿れ。從來一國民の總体として、教育を受けんとは吾國民の兵役義務に依りて得しものに如くなし。左れば人類の全教育は兵役義務に屬すと謂ふべし。我戰爭に勝利を得しものは學校教師にあらずして、國家なる教育者なり、國家は國民を教育すると六十年、以て其身体の壯健、精神の活潑、規律の精緻、信義と柔順、愛國と

勇壯とを馴致せり。凡そ國民教育には必ず軍隊なくんはあらず、固より國內に對しても其銳を悉すべし、外部に在りては則ち如何。予輩は後世多幸の人に代りて先づ爰に重任を分擔せり、願くは此儕をして今や歐羅巴の重任たる彼の武裝平和の境遇を脱却することを望ましめよ。予は信ず、如斯き光景は未だ吾人の時に來らざるを。獨逸帝國再興の如き萬國史上に於ける偉大の事件は、決して僅少なる期限内に行はるゝものにあらず。吾人か劍に伏つて半年間に得たりしものは、之を失はざらんか爲めに、半世紀間劍を以て之を護衛せざる可らず……吾幸福なる戰爭以來、吾人は到る處他の尊敬を得たり、愛慕の情に至りては得る處なし。

モルトケは四隣か我に對して經營せる策略を説明せし後、最も我に利害ある隣國佛蘭西に就きて曰く、

佛蘭西は固より創設の名を藉らず、忠實に我軍事各班の制度を模倣し、且つ吾人は十二年の兵役義務を基礎とせしに、渠は二十年を用ひ

たり。佛蘭西の平和維持力は未だ曾て今日の如く強大なりしとあらず、加ふるに殆んど四万の頭顱を増せり。千八百七十四年前には佛國は兵士四十七万千七百七十、馬匹九万九千三百十を有し、戰爭の初めには吾人を邀ふに八師團を以てせしに、今や之を十八師團に増加せり。是等の事情は能く佛國の消息を傳ふるものと謂ふべし……吾人は軍隊を増設して吾隣人と同轍に出づることをなさず。想ふに此提議中のものを以て成功する所あるべしと信せり。然れども服役時間の減少若くは常備軍の収縮に因り、吾軍隊内部の長所を消耗するに忍ひずと。

是より先きオイゲン・リヒテルは國民軍を稱揚し、社會民權黨と相結托せしが、今やモルトケは此黨の軍友を叱して曰く、

「佛蘭西の除隊兵及び國民軍は數月間戰爭を繼續し、殘忍なる犠牲を作り、荒廢と患害とを傳播せり、而して渠等は戰爭の進行を妨退すると能はず、又平和談判の際にも一層佳良なる條件を佛國に與ると能

はざりしに非ずや……予は切に警告す、軍隊常備軍を擧げて之を豫算の一問題たらしむると勿れ。抑も帝國の消長に關する問題に就ては、國家は諸君の協賛を要求し得るの權あり、諸君若し其豫算權を株守して顧みずんば、豈に國家の權利を侵害するとなからんや、幸に沈思熟慮せよ。而して諸君の豫算權たるものは決して常備軍數の協賛に止まらず、同じく常備軍に就ても、其各法律的新制定及び増加要求に對しては十分なる効力を有す。常備軍の員數は須らく多年間一定し居らざる可らず。諸君若し泰然たる自信を以て外方よりの攻撃を邀へんと欲せば、豫め細目に至るまで數多の廣濶なる準備を制定し置かざる可からず、今彼の員數を動搖せしめば、諸君は乃ち此準備をして不安ならしめん。公等試に之を思へ、此員數を減少せば其驗必ず十二年後に現はるべし。抑も戦争と平和と其何れか十二年後に行はるべきや、吾人中途に之を洞察する者なけん……予は望む、幾多の星霜間、吾人は獨り平和を維持するに止まらず、更に進

んで平和を命すべきを。然らば則ち恐らくば世界は確信せん、歐羅巴の中心に於ける有力なる獨逸國は、歐羅巴平和の一大擔保なりと。然れども平和を命するには必ず武備あらざる可らず、抑も吾人は歐洲政治界に於て武装せる強壯の軍隊を要せざるか、若くは相當なる準備を承認すべきものか、吾人は今日二者其一を斷言せざるへからざるの時期に際せりと。

然れども此大演説も速かに結果を見るに至らず。帝國議會は更に之を委員會に附托せしに、委員會は其初に在りては未嘗て本論の心髓たるを思はず、唯本法の空漠なる機關的部分を論せるのみ、同時に彼の委員中の國民自由及び自由保守黨員には、本法承認の必要、固より確然たるが故、四十萬一千六百五十九人を以て最大常備兵數と認め、一種低廉なる平均常備數を基とし、軍務政治の代表者と和解せんと欲せしも、自由保守黨は三十八萬五千を望み、國民自由派は三十六萬を求めたり。然れども軍務當局者は頑として肯んせず、上は常備軍の排棄より下は

委員會と其
決議前

平和隊一時の節減に對する各提議を拒絶せり。而して多少此間を調和せしむべき唯一の人物(即ち帝國宰相)は會々其痼疾リウマチスを患ひたりしかば、一致の途全く絶えしやの觀あり。されは不幸にも提議の第一は、委員會に於て、三月十三日、四に對する廿四票、三月廿日には六に對する廿二を以て否決せられぬ。唯國民自由黨は之に反對して、比西馬克公爵の快癒を待ち、公と和解せん爲め猶豫を得んと試みたりき。然れども政府は嚴乎として此拒絶を受け、三月廿二日皇帝は其誕辰に當り祝賀の爲め參集せる將校に勅して曰く、

「朕は卿等に對して默すること能はず、軍隊の危機は再び來れり。當時四星霜の間、朕が義務心及び確信を以て志望し、而して正當に獲得到達し得たりし所は、其報酬として軍隊及び朕が盟邦に於て實に豫想外なる大結果を誘起せり。而して此感情は今に至る迄猶長く勇氣を朕に賦與したり、此の勇氣の用たるや、戦亂の惹起にわらずして歐洲平和の保證に在り、朕は堅く既得の物件を把持すべし。」

決議に對する皇帝及び比西馬克

然れども四月廿八日比西馬克公に親密なる代議士デイーツエ(バルビ)及ヒルシアス(エルフルト)が公を病床に誘ひしに、公の語氣は一層嚴肅なりき。公曰く、

予は常に新を知らんと力む、而して之が爲めに前説を修正せざる可らざるに至る時は、予は進んで之を斷行し、且つ予の然く行ひたるを誇るのみ。何者、予は常に祖國を擧て一身の上に置けばなり。反對者の所行の如きは予の了解に苦む所なり。然るに此帝國議會に於て、表面上予か名を以て選舉せられし縉士等は、選舉者が其獨逸國の政治を補助し、予と提携して公共の敵に當らんとを切望するを省みず。他の地、他の時、而して全く異なる事情に際し、其嘗て發せし一語を以て表面上種々抗辯を試み、以て此問題を避け得べしと信せり。予は事物の狀態斯の如きを擇はず、予の歐洲に於ける名聲を以て、予は之を犠牲と爲すと能はざるなり。予にして再び筆硯に従ひ得るの身とならば、速に骸骨を乞はんのみ。事物の狀態如斯く帝國至上

の利害を毀損するに至りては、唯爰に二方法あるのみ、予の辭職か、然らざれば帝國議會の解散なり」と。

政府の機關、地方通信及ひ北獨逸普通新聞も其説く所符節を合するか如し。斯る嚴肅なる威嚇の裡、三月も遂に暮れ去り、帝國議會は爰に耶蘇復活祭休日を迎へたり。此間に在りて獨り進歩黨は、軍事軋轢の漸く迫るを見、益得意安心の狀を呈し、國民自由黨の左翼と相結ひ、永續常備軍の拒絶を株守せんか爲め、三月廿七日、相議して斯黨及ひラスケル別派間に於ける一切の異説を削除せんことを決せり。

然れども伯林に於ける帝國議會が四月九日再ひ開會して議事を進行するや、其態度は耶蘇復活祭の當初に比し全く異なるものあり。此帝國議會の多數殊に國民自由黨の思議すべからざる舉動に付き憤慨の聲、帝國到る處に轟然たり。進歩派及ひ越山派の選舉區内と雖ども選舉者の勵聲疾呼は凜然として代議士の耳朵を裂けり。曰く「人民は政府と闘争す可らず、少くも戰鬪力の建設に就きて爾」と。オイゲン・

新聞及び國民の憤慨

リヒテル自身と雖も其選舉區より不信任投票を得、又ハムブルクの選舉者は直に之を帝國宰相比西馬克公爵に懇へ、其選出代議士の舉動に愛國的憤懣を洩らし、かは比西馬克も爲に深く感謝する所ありき。吾國民中、愛國思想ある學者人士等は、先づ進んで這般國民的精神の大運動を獎勵したりしが、今や此儕其牛耳を執り、懸河の辯を振つて此祖國の大事に従へり。されはハインリッヒ・フォン・トライツェケは「普魯西年鑑」中に記して曰く。

「國民は宿敵の復讐心熾んなるが爲め、其存亡常に危機に瀕するを知る。其懷抱せし豪慢なる夢想が一朝にして事實と變するに至りしは、全く軍隊の力なり、國民の之を愛するは一に是に由れるのみ、國民の賦斂素より輕少にわらず、然も尙堪え得可らざるにわらず、國民豈之を知らざらんや。帝國議會多數の愛國心と聰明とに至りては更に疑惑を挾むの理由なし。名譽ある大戦を経て遂に一大帝國の運命を左右するに至りし一黨派は、自ら統治するの今日に於て焉を皂隸た

ケトライチュ

マウレン
ツヘル

も忍ぶ可らざるの主義を擁す可けんや。獨逸國法上の至難なる兵力問題は、斷乎たる鐵案を要するのみ。復活祭月の終りに臨み、爰に吾人の冀望を述へんか、獨逸軍隊は遂に其當に任す可き所に至れ、詳言せば、永續不變にして法律上一定せられたる帝國の一制度たれ。又伯林に於けるコエニツヒベルグ史學教授ウイルヘルム・マウレンプレッヘルは三月廿九日、^{グレンツボイ}疆上報知紙上に、陸軍法律及び諸黨派と題する長論文を掲て、其結末に記するに左の言を以てせり。

『吾帝國政略か千八百六十六年來公然準據し來りし彼の針路を執れる國民的及び自由的發達に對し、其朋友を以て任する者は、皆な其の聲を大にし、帝國議會内の政友に對して朗々叫ぶへし、獨逸政府と投合して、異議なく遲滯なく、以て陸軍法律を承認すへし、蓋し是諸君の義務なればなり。諸君若し此の急務を怠らば、吾祖國の途上に立てる避け難き吾公共生活上に於ける鬭争と妨碍とは皆諸君か責に歸せん』と。昊天能く之を更めよ(Quod Deus bene vertat)』

影響代議士
に及ぶ

此の如き國民の有力なる感奮は、其影響甚深く、引て復活祭前に反對を唱へんと決心せし代議士間に及へり。フォルケンベックは三月廿九日命に依りて皇帝に謁せしが、之に關せる氏が第一報告の如きも此結果の一に算ふべきものとす。進歩派パリジウスは此の感動に就き報して曰く、ラスケル及び其黨與は明に進歩黨の黨友に對し、親密なる交情を通せしが、此日(四月九日)喟然として報して曰く、斯派の左黨は一小旗幟の下に融合すべしと。實に剛腹なる進歩黨自身も斯黨の政治家的人物ロエウニカルベメルゲル等四十の黨員か、既に陸軍法律を協賛せんと決心せるを知れり。此後僅かに數日にして、此等獨立せる祖國の親友は、尙指揮者オイゲン、リヒテルの下に殘留せる進歩黨員に對し、公然たる分離を果すに至りぬ。

此時に當りルウドルフ・フォン・ベンニグゼンは、畏るべき這般の鬭争を排除するの法式を發見せり。氏は要求せられたる常備軍を協賛せしむ、無期限ならず、一定の期限内、即ち先づ之を七年間と制定せしむとを

ベンニグゼ
ンの拆衷案
と皇帝の採
用

發議せり。國民自由黨は四月九日の夜、此の拆衷説にして政府の承諾する所とならば、總一致にて本法律に賛成すべきことを約しぬ。此決議に基き、ベンニグゼンは翌日比西馬克を病床に訪ふて商議を開始し、帝國議會の無條件的多数を豫期せしめんとせり。比西馬克乃ちモルトケ及ヒローンに襲さし陸軍大臣フォン・カメケを延きて之と密議し、維廉皇帝亦帝國宰相の病床に親臨して爰に諸重臣と熟議を凝らしぬ。是に於て公は拆衷説に同意を表し、四月十日ロタール、プツフアーは吉報をベンニグゼン及び其黨員の許に齎らせしに、皆無類の歡喜を以て之を迎へたり。

四月十三日帝國議會は政府の名を以て陸軍大臣フォン・カメケの承認したりしベンニグゼン案の討議を開始せり。本案の爲めに光輝ある演説を試みたりしは、ベンニグゼン、トライツユケ及びホルトゲにして、之に反對したりしは、越山のライヘンスベルゲル(オルベ選出)及びマリクロットなり、此等の人士は此示談を以て代議院及び聯邦會議の

帝國議會の
可決

法理及び軍隊自身の正眞なる利害を讓れる大臣席上に於ける主權者イムプラトの干渉を明瞭に特表せるものとなし、頗る之を批難せり。オイゲン・リヒテルは固より之れに附和し、國民自由黨を詰るに、其國民の憲法權を危殆ならしむるを以てしぬ。加之、氏は彼の法律の完了を切望せる人民の團體を輕侮し、之を呼ひて「無智の所生兒」群衆の激情及び賭博を好める衆民と慢罵せしも得る所あらざりき。何者、帝國議會は四月十四日、百四十六に對するに二百廿四票を以てベンニグゼンの提議を可決したればなり。殊に國民自由黨は此成績に就き自ら誇るに足るべきものあり。即ち獨逸國內生治及び國外戰備の一大危機か途に無事に經過するを得たりしは、全く其斷乎たる舉動に依れりと謂ふべく、又帝國議會の自由及び憲法的權利が前年論争の府たりし情況に於けるよりも一層堅牢鞏固なるを得しむ。ベンニグゼン案の可決に因れるものなり、想ふに是れ當時の帝國議會は唯諸要求を有効ならしむるに止まりしも、今や七年間の制限に由り政府より法律として此等の要求を認

ベンニグゼ
ンの拆衷案
と皇帝の採
用

發議せり。國民自由黨は四月九日の夜、此の拆衷説にして政府の承諾する所とならば、總一致にて本法律に賛成すべきことを約しぬ。此決議に基き、ベンニグゼンは翌日比西馬克を病床に訪ふて商議を開始し、帝國議會の無條件の多數を豫期せしめんとせり。比西馬克乃ちモルトケ及びローンに襲きし陸軍大臣フォン・カメケを延きて之と密議し、維廉皇帝亦帝國宰相の病床に親臨して爰に諸重臣と熟議を凝らしぬ。是に於て公は拆衷説に同意を表し、四月十日ロタール、ブッフラーは吉報をベンニグゼン及び其黨員の許に齎らせしに、皆無類の歡喜を以て之を迎へたり。

四月十三日帝國議會は政府の名を以て陸軍大臣フォン・カメケの承認したりしベンニグゼン案の討議を開始せり。本案の爲めに光輝ある演説を試みたりしは、ベンニグゼン、トライツユケ及びモルトゲにして、之に反對したりしは越山のライヘンスベルゲル(オルベ選出)及びマリクロットなり、此等の人士は此示談を以て代議院及び聯邦會議の

帝國議會の
可決

法理及び軍隊自身の正眞なる利害を讓れる大臣席上に於ける主權者イムペラトの干繋を明瞭に特表せるものとなし、頗る之を批難せり。オイゲン・リヒテルは固より之れに附和し、國民自由黨を詰るに、其國民の憲法權を危殆ならしむるを以てしぬ。加之、氏は彼の法律の完了を切望せる人民の團體を輕侮し、之を呼ひて、無智の所生兒、群衆の激情及び賭博を好める衆民と慢罵せしも得る所あらざりき。何者、帝國議會は四月十四日、百四十六に對するに二百廿四票を以てベンニグゼンの提議を可決したればなり。殊に國民自由黨は此成績に就き自ら誇るに足るべきものあり。即ち獨逸國內生治及び國外戰備の一大危機か遂に無事に經過するを得たりしは、全く其斷乎たる舉動に依れりと謂ふべく、又帝國議會の自由及び憲法的權利が前年論争の府たりし情況に於けるよりも一層堅牢鞏固なるを得し、も、ベンニグゼン案の可決に因れるものなり、想ふに是れ當時の帝國議會は唯諸要求を有効ならしむるに止まりしも、今や七年間の制限に由り政府より法律として此等の要求を認

ひるに至りたればなり。

四月廿六日帝國議會閉會の勅語も、亦獨逸帝國並に國民の國民的及び自由的發達に對する此決斷の大價値を認めたり、曰く、

議會閉會の勅語

「聯合諸政府は必要問題として提出せる軍隊平和維持力制定に就き、確乎不拔の自信を以て暫時後日を期すべきを一致讓步せり。而して、國民的國防力に於ける永久均一なる完成の確定、及各年度の豫算會議に於ける法律的基礎の恢復は、帝國に相應せる確固の形狀を獨逸軍隊に與ふる爲めに必要なりとす、軍事費目正式の討議及び憲法生活の疑々たる進歩は、國土及び將來の帝國議會に能く此必要を證明すへし。」

秋季帝國議會

千八百七十四年、秋季帝國議會は、始めて軍事費目殊に海軍費項の討議を開始せり。海軍公債も亦提出せられ、其協賛を得たり、ハムブルグに於ける獨逸海軍の建設も爰に可決せられぬ。政府提出の國民軍法律及び歸休兵の軍事的管理に干する一法律案も當秋季議會に其第一

軍事管理法 と國民軍令

議會を開かれしが、其決議を見しは、千八百七十五年に屬せり。國民軍令は獨逸帝國立法事業の結尾として知らるゝ所にして、全國民の不規則なる召集を改め、海陸軍に屬せざる滿十七歳より滿四十二歳に至る各兵役義務者に對し、秩序ある軍事的組織を適應せしものなり。該案の第一討議は、千八百七十五年十一月五日陸軍大臣フォン・カメケの演説を以て開かれぬ。氏は外國新聞か疑惑を抱き、本法律を以て獨逸戰爭熱の明證となすを駁撃し、國民軍は侵略の用をなすにあらず、唯帝國の防禦を嚴重にし、有事の日、常備兵を補ふのみなることを證明せり。此時に當り、中央黨の舉動は、其の激昂に依り、全く妥當なる判斷力を失へるの狀あり、現に同黨の辯士バレストレム伯の如きは、此法律を以て全く法律及び憲法に牴觸せるものとし、且つ實際上、服役年限を伸長して十年となし、爲めに隣國をして一層強大なる準備を修めしむるものなりと主張するに至れり。自由保守黨のペブジー伯之に答へて曰く、此隣國たる、我よりも一層強大なる準備を以て吾人に當らんとすと。是

れ佛蘭西は我服役年限十二年に代ふるに廿年を以てし、百三十萬の戰鬪隊、百萬以上の地方隊地方隊を有すればなり。を有すればなり。本法律は帝國議會第二讀會投票の際に於ては、百四に對して僅に百七十六票を有せしが、第三讀會投票の際に至り、八十四票越山黨波蘭人社會黨及ひ共和派「ゾンチマン」に對する百九十八票、即ち三分二以上の多数を以て通過せり。決議の際、此重要なる投票増加を來せしは、進歩黨の舉動變更せしに原さしものにして、斯派の辯士フランツ・ヅンケルは、自ら公言するに、其黨の本法律に賛成せるは、外國をして、獨逸國民は自ら國民兵に徵發せらるゝを憚ばざることを想像せしめざらんが爲めなりと曰へり。遂に本法律は千八百七十五年二月十五日を以て發表せられたり。

終りに臨み、帝國第一期間に於ける戰鬪力の發達及び確定と共に報知すへきは、帝國領エルサス・ロートリンゲンに於ける城砦建築の進行並に其結了なりとす。ストラスブルグ及びメッツをして、來因、モーゼル河上の最重鎮たらしむる二支城の建築は、既に千八百七十三年に於

エルザス
ロートリンゲン
に於ける
守備

て工事大に抄取り、爲めに皇帝をしてセダン紀念日に當り、此等城砦に附するに、佛國に對する戰役中、最功績ある獨逸將師の姓名を以てするを得せしめたり。同時に「デーデンホーフエン、ビッチ及ひノイブライザツハ」は、近時の經驗及び砲礮に應じて建設せられぬ。エルザス・ロートリンゲンの新鐵道は、經濟上の利害と共に軍事上頗る必要なれば、之に對して千八百七十二年乃至七十四年の豫算中に、佛國償金中より豫備の五億萬ターレルを支出せり。こは主として「リーディング」より「レミリー、ツアトベルン」より「ウアセルンハイム、バール」より「シュレットスタット、ラウテルブルグ」より「ストラスブルグ、デーデンホーフエン」より「ジールク」附近の國境に至る道路に關せしものなり。此時に當り「エルサス・ロートリンゲン」に於ける第一次の獨逸徵兵は、極めて憚ふへき結果を奏したり。是より先き、佛國復讐派の諸新聞は、帝國領に於ける男子の好んで獨逸の旗下に投する者なかるべく、普魯西奴隸風の蠻的強制は、僅に二三の不幸兒を此汚辱の職務に拉し去るに止らんとすの豫言を爲

せしと、凡そ一年間に亘りしが、實際エルサスロトリンゲンに於ける第一回徴兵豫定數三百に昇り、加るに此關係年々發達して益欣ぶべきに至れり。就中、此の所謂奴隸と強迫獨逸人とは、古獨逸の歌謠と共に進み、欣然として働ける彼等が州内の人民を誘ふて、漸次兵役に導くの狀あり、而して其一旦歸郷するや、此儕は眞正獨逸人となり、此復歸せる獨逸の地に於て、到る處國民的感情を傳播せり。

第九章 帝國內部の經營。獨逸の法律統一。

一。(自千八百七十五年至七十八年)

吾人の既に記述せしが如く、ライヘンスベルグは人文戦争の劈頭に絶叫して曰く(Justitia est fundamentum regnorum)法律は國家の基礎なりと。然れども夙に此聲言の宣揚に先ち、帝國議會及び帝國政府は其全力を竭して獨逸國民に與ふるに、帝國統一の強固神聖なる基礎を以てし、之に由て數世紀來未だ嘗て成就せざりし最良なる獨逸國民甚深の

司法制度
七八七二
年乃至一八
七六年)

渴望を醫せんか爲めに鞠躬する所あり、ルーテルのウオムルスに越ける數月以前、獨逸商民の一委員は、皇帝カール第五世を尋ねて遠く西班牙のフランドロリッドに至り、獨逸國內に統一的法律を布かんとを懇願せり。如斯き簡單なる實例は、此の渴望の如何に久しく、且つ如何に深く民心に徹せしかを徴するに足らん。法律の必要なる部分は、既に北獨逸同盟に依りて統制せられ、千八百七十一年以來、獨逸全帝國に施行せられたり、是等は即ち商法、手形法、株式法及び獨逸高等法院、ライプチヒ帝國高等商業裁判所なり、此中、獨逸高等法院は千八百七十年六月十一日の法律に従ひ、前記の統一、制定せる法律材料、並に一般の版權に就きて判決裁斷を下すべきものなり。此他千八百七十一年以前、既に統一せられしは、國民權、聯邦臣民、各州臣民の内外販化、組合法、負債禁錮の廢止、勞銀工錢差押への禁令、獨逸聯邦内に於ける法律補助、就中獨逸帝國刑法典に據れる罰則等とす。然れども一致せる國民か法律的統一を求むるの熱望は、猶益々其度を高め來り、既に(第五章以下参照、吾人

の記述せし如く、此需要は千八百七十一平の全獨逸帝國議會の第一期に於て表はれ、民事、刑事手續の統一的规定、高等帝國裁判所の下に於ける獨逸裁判所の統一的組織、並に集會法及集會手續の統一に對する冀望淵源と爲れり。聯邦中、或は司法獨立權を帝國の爲めに捧ぐるを欲せず、將に抵抗を開始せんとするものありしも、皆此有力なる熱望に屈服せられし事は、讀者の既に知れる所なり。現に民事訴訟法制定委員等は、千八百七十二年三月を以て其勞力の結果を報告し、同十二月三十日には一致の承認を以て慶賀せられたる草案の公布を見るに至れり。此草案は著明なるハンノーフェル訴訟法並に成文不文の原則に基きたるものにして、物議多き法律事項に省略を加へ、頗る好結果を來したりき。

刑事訴訟法は普魯西司法省に於て編成せられ、其議定後、千八百七十三年正月を以て聯邦會議に提出せられぬ。此等の法律たるや、實に普魯西の官的見解に出てしものにして、全く偏見と謂ふの外なし。草案

中に於ける陪審裁判の撤去は、殊に之を証して餘あり。而して陪審制度に代ふるに、大町村裁判所を以てし、輕罪にては、中及び小町村裁判所を以てせんとせしものなり。之に先づ少時、ウルテムベルグの大臣ミットナハトは、聯邦會議に於ける南方獨逸盟邦を代表し、開會中の帝國議會に訴るに、普魯西の提議既に確定せられ、獨り、普魯西的精神のみを具有して聯邦會議に來りしを以て、普魯西か此應援を約せしことを歎せしか、普國は果然此重要なる法律草案に對して其約束を墨守せり。聯邦會議は曩きの民法訴訟法と同じく、法律學者より成れる委員會を任命し、之に草案を委托するに決しぬ。此會議はデルブルユックの贊成せし所にして、千八百七十三年四月十八日より開かれ、普魯西總理大臣フリードベルグを議長となし、詳密なる討議を以て遂に其任を果せり。又此等委員一同は、普魯西の提議案に基き、同じく陪審裁判を排除せんと欲しぬ。此の如き珍奇なる獨逸法學者會議改革意見の發表せらるゝや、既に千八百七十二年八月三十日陪審裁判の維持を公言せし

マイン河畔の、フランクフルトは、十年來、南方獨逸間に深く其根據を据ゑし此制度の危急に瀕するを見、強大急激の運動を開始して大に維持策を講じたり。此聳動すへき擾亂の先頭には、南方獨逸到る處國民的及び科學的に卓越せる人士を戴けり。ウエルテンベルグに在りては、獨逸黨の首領ホエルデル既に千八百七十三年の初め(即ち第一回の普魯西法案發表の後)此事件を議會に提出せしか、議會も亦陪審裁判の維持を望みぬ。翌千八百七十四年正月フオェルクも亦バイエルンの第二院をして同様の決議に出してしめしも、上院は遂に其協賛を拒絶せり。斯の如き公會の處置に依り、幾多の人民會議は陪審裁判賛成派の團體有司の決議並に其宣言に雷同せり。是に於てか帝國議會は陪審裁判維持の切要なるを認め、毫も疑念を懷抱せざるに至れり。

第三法案即ち裁判所構成法案は、豫め各聯邦司法大臣レオンハルトは、此せられしが、千八百七十三年十一月普魯西司法大臣レオンハルトは、此商議の結果を法律案となし、之を聯邦會議に提出せしに、同會議は是等

の三法案を以て法律委員に附托せしかば、同委員は千八百七十四年三月十五日其議案を聯邦會議に提出しぬ。爾後所謂獨逸裁判所構成法の草案は、全然其名稱に相應せざるに至れり。是れ第一各聯邦の司法獨立權は、慎重に保存せられ、唯兩訴訟法の甚だ不當なる結果のみを撰みて、之を獨逸の裁判所構成法統一の爲めに利用したればなり。

非法事件(即ち後見、抵當及び遺産等の事項並に商業會社及び船舶登記等の事項)に於ける裁判の整頓は、全く等閑に附せられ、裁判所各箇法官及び判事合議體の權利並に義務、其の政黨國家に對する地位、罷免及び轉任し得べき範圍、職務怠慢の懲戒處分、各箇裁判管區の配置等は、總て此案の全く關せざる所にして、悉く各聯邦の隨意制定に一任せられたり。帝國高等裁判所の必要は、千八百七十年以來帝國高等商業裁判所の效能著しかりしに徴し、萬衆等しく之を認る所、聯邦會議も亦道理上何等の異議を唱ふ者なかりしに、今や此法院の裁判權すら、單に帝國法律の制裁し得べき範圍に限られ、從て各聯邦間の法律に關しては、毫も

容喙するを得ざるに至れり。且つ又聯邦中、好運の地位に立つ者は、一箇以上の地方高等裁判所を有すべきのみならず、帝國裁判所と同權なる「最高裁判所」を其領地に設立すべき權利を得たり。

聯邦會議は其法律委員の提議に従ひ、千八百七十四年六月十七日、此等の三法案を認可して、之を秋季帝國議會に提出せり。是に於てか帝國議會は、同年十一月廿四日より二十七日に亘りて、此法案の第一讀會を開けり。其討論中、殊に有名なりしは、帝國議會に於てはミケエル、グナイスト、ラスケル、ヘーチル、ウインドホルスト、ラインヘンスベルグ、聯邦會議よりは大臣レオンハルト、フォイストレ、ミットナハトの諸氏なりき。民事訴訟法に就きては、固として又反對の聲なかりしも、刑事訴訟法の討議に及びては、帝國議會の辯士舉りて陪審制度の維持を論じたりき。此他近世の科學に基ける自由的要求を起す者あり、檢事の告訴、專有權廢棄、豫審搜查處方、及び被告が調書閱讀權所有時期の間、被告及び其の辯護士との無制限交通等を望みしも、就中衆望の府たりしは、

始審裁判所の處刑宣告に對し、上訴（無効取消の訴）のみならず、又控訴するを許可すべきと、即ち第二審裁判は新に事實罪過及證據問題の審理を行ひ、之に由つて改めて總立證をなすべき事なりき。然れども帝國議會に在りて最も不良なる情況を呈せしものは、即ち彼の裁判所構成法案なりき。獨逸中邦の「司法獨立權」を維持せんか爲め、今や普魯西か獨逸帝國建設後四年にして、獨逸裁判所構成法なる虛名を假り、獨逸國民に提供せし此事業に對しては、自由派辯士等の爲に破壊的批評を下されたり。是れ斯法の中には（國民派辯士の説に従へば）從來之に附屬せしもの、即ち法官權能に就きての共通の規定、同じく法官の獨立に關する共通の擔保、全聯邦を通して帝國高等裁判所に至るまでの裁判所の統一共通職制等殆ど全く欠如したればなり、而して有力なる聯邦諸州の有する不祥なる上告不可の特權（*Privilegium de non appellando*）の再興、詳言すれば帝國裁判所と相並で、最高裁判所を置き、之を以て各關係上不完全なる競争制度となすべき特權を再興するも、此高等裁判所の

權能は決して制限せられざるものなり。然りと雖ども此等の辯士等は又相謂て曰く、獨逸裁判所構成法の名義に相應せる法律と共に、獨逸辯護士制度を完成せざる可らずと、是れ、辯護士職務の自由なる原則より生すべきものにして、換言すれば法律代理の能力資格あるものは、其の欲する所に滞在するを得べく、即ち進歩派代議士チーグルの語を藉りて言へば、己の欲する所に餓死するを得へし、而かも司法大臣か飢餓せしめんと欲する所に餓死せざるべきなり。

諸方の稱讃を博したる民事訴訟法の外、聯邦會議案に對する此等の非難は頗る甚しかりしも、法案の變更たる、元長日月を要する困難の事業なるに由り、此問題を解釋せんには、帝國議會通例の委員附托を以て到底満足する能はざりき。是を以てラスケルは一動議を提出して帝國議會の各黨派並に聯邦議會に賛同せり、此の動議は特別帝國議會司法委員會に司法制度の完成を委任し、且つ此委員會には帝國議會閉會後、尙特權を與へて其會議を持続せしめ、此例外なる獻身的會議の報

酬として、各員に總計二千四百馬克の給料を支出するを許可せんとするに在り。委員會は千八百七十五年正月十八日二十八人の撰拔議員と卓絶せる法律學者とより組織せられ、帝國議會の管理する所と爲れり。

此常置司法委員は千八百七十五年四月中旬ミクエルを選んで議長とし、各二讀會を以て三種の法律草案を議定せんと決せり。爾來同年十月廿七日帝國議會の再開期に至るまで、全委員會の盡力一方ならず、九十七回の會議を重ねるに至り、副委員會若くは特別委員會も屢々議事を開きしと雖ども、委員會の成就せし所は、猶其職分の約三分の二に過ぎざりき。是を以て該會の全權委任は、獨り千八百七十五年の帝國議會冬季開期内に止らず、猶ほ翌千八百七十六年の秋期議會に及ぶまで延長せらるゝに至れり。委員會は此期限内に其事業を完了せざる可らず、帝國議會も亦此司法法を終結すべし、是れ千八百七十六年の終ると共に三ヶ年間の被撰期限を一般に經過すべきを以てなり。三法案

は委員會の掌中に在りて、全然其形態を一變せんか爲め、千八百七十六年十一月七日此法案の第二讀會に於て、帝國議會も各派より反對を受けざりし拔群の帝國家資分産法令を成立せしめたる勞力に對し、大多數を以て斷乎たる同意を公言するに至れり。重大なる立法事業の理會及び議決の困難は、今や一轉し、寧ろ帝國議會常置委員會が刑事訴訟法並びに裁判所構成法に就き計畫したりし變換に對して、政府の協賛を得んとするの趣を呈しぬ。

聯邦會議は先づ此新成の草案を商議するに當り、此等の八十六以上の委員會決議を目して承認し難きものとせり。是に於てか比西馬克公は、千八百七十六年十月二十一日之を調和し、多年の事業完成の冀望を挫折せしめざらんか爲め、行李匆々フアルチンより歸れり。數年の後、比西馬克が再び十二月十二日聯邦議會の議長席に着きしは、恰も聯邦會議が帝國議會に於ける本案の第三讀會に對峙して之を一決せんとせし時なり。帝國議會の第二讀會と帝國宰相の伯林歸京とは、其間

司法制度
(二八七六)

二週の日子を餘せしが、常置委員會は聯邦會議の代表者と共に此日子を平和なる商議に利用し、既に聯邦會議をして八十六件中より僅に其三十六を排斥せしめたり。比西馬克の人品と感化とは、遂に聯邦會議をして到底承認し難きものと決せしめしもの、八十六件中僅々十八に止らしめり。然れども今や千八百七十六年十二月十五十六兩日の議會に於て、國民自由黨の領袖たるベンニンゲン、ミクエル及びラスケルと比西馬克及び聯邦議會との間に秘密討議あり、而して十二月十六日には、既に愛國的人士に與ふるに、其居常切望せし全立法事業に於ける合同一致を以てするに及べり。

此合同一致の基礎は第一法官宣告の獨立を保證せんか爲めの(殊に刑事上に於ける)補助判事(臨時判事)轉用規定なり(裁判所構成法の第六十九條)。彼の委員會の決議たる新聞違犯に對する裁判宣告を一般に陪審裁判に於て施行すべしとの件は、聯邦會議に採用し難きものと宣言せられ廢案に歸したりしが、之に反して既に千八百七十六年以前

合同一致

に新聞違犯を陪審裁判に依れる確定決議に任せし(裁判所構成法の豫備法令第五條甲)地方法律(バイエルン、バーデン、ウエルテムベルグ、ハンブルグに於ける)は、永く有効なるに至れり。且つ帝國議會は獨逸辯護士法令の制定せらるゝ迄、司法法を決議せざるべきことを該合同處分中に要求せり。政府は帝國議會の要求せし辯護士職務の自由(志望者か證明せる學問的能力の範圍に於て)主義に原づきて、直に此法律を準備せしめんことを約し、且つ之を實行しぬ、左れば獨逸の辯護士法は自餘の司法法と共に、千八百七十九年十月一日より施行せらるゝに至れり。帝國議會は恰も同日(十月一日)を以て獨逸司法法實施の最終期日とせんことを要求せしも、帝國政府は之に反して帝國議會か同時に又裁判費用法、並びに辯護士に對する報酬法令に同意せんことを冀望せり。之に就き國民自由黨辦理委員は、一致合同して茲に(裁判所構成法の豫備法令第一條に於て)裁判所構成法の報酬法と共に千八百七十九年十月一日より有効たるべきことを決議しぬ。當時又報酬費用の兩法議決

せられ、法律的權力を具して公布せられたり、爾來裁判費用法は唯僅少の變更を受けしも、辯護士に關する報酬令に至りては遂に毫も變更を受けざりき。斯くて裁判所構成法第十條に於て聯邦會議の請求に従ひ、地方法律規定を有効とせしが、此の規定たるや上級裁判の判決に對する官吏の服従問題、若くは之が爲めに設立せられたる行政裁判の判決に對する官吏の服従問題を附録となせり。

一致事業中、上述の諸點は、裁判所構成法並びに其採用に關するものなり。刑事訴訟法に關する賛否に至りては、遙かに些細なる爭論問題たるに過ぎず。常置委員會は其最重要なる點に就きては既に潛心熟慮して聯邦會議に讓步せり。委員會は始めより通常の刑事裁判と調和し易からざる主義を本法律中に輸入しぬ、例へば一新聞の編輯者は其紙上に記載せられし有罪事項の筆者を知るも、之を指示する責任なしと云ふか如きと是なり。故に此法律は獨り編輯人のみに對し、他の全國臣民に適用せる證據強制を免するものとす。委員會は聯邦會議

より頑強なる反對を受け、其斷然たる公言に接せしより遂に之を廢せり、其他聯邦議會の意見は、更に容易に同意を得たり。此等の意見は唯被告に宛てたる書狀、郵便物及び電信並に送遺物にして、未決の審問上意味あるものと認めし時のみ、之を差押ふるを得べき裁判特權を論せしものなり。此他辯護人は豫審の間も裁判官吏の眼前に在りて被告と對話し得ると、被害者、参加人は其權利を侵害する檢事の論告に反對し、獨立の控訴を提起し得べき權利を有すると等も亦同意せられたり。而して放免せられたる被告には、定規に従ひ辯護の費用並に他の必要なる入費を國家より償給するの事あり。殊に被告か自ら施したる法律上の手段に由り、其放免を得たる時に於て然りとす。

此時に當り、中央黨及び進歩黨は前陳國民自由黨の調停說中に浮遊し、破裂すべき「反逆」意見拒絶及び「不思議」等に雷同せんよりは、寧ろ大司法法律を破壊し去らんと欲せり、是れ千八百七十六年十二月國民自由黨の非常なる盡力、並に聯邦會議に於ける比西馬克の箇人的勢力に基

第三讀會

き、兩立法府相讓歩して以て圓滑に終局せしめし諸問題を通覽せし人士の遂に能く解する能はざる所なるべし。而して法律學者と雖ども、亦靜に此等諸問題を考究して學術上多少興味ある論題たるも、國家社會の秩序並に自由民權に對し、毫も根本破壊の意味なきことを宣言するの他なかりき。俗人、帝國臣民、法律は主として此儕の爲めを計りて制定せられしものなりに至りては、既に千八百七十六年紛亂せる臘月議會に於て、中央黨及び進歩黨か執れる舉動、即ち十二月十八日より二十一日に互れる帝國議會の第三讀會に於て、此等の黨派か國民自由黨の調和に答ふるに、獨逸帝國に於ける君子の德義は衰滅せりとの哀悼を以てせし所以を怪みたり。「モロク(神トシテ崇拜セラレシ)」は涕泣して供物を得んと欲せり。モロクは供物を待たり。彼は其國民自由黨の高僧等より供物を請求して無効なるとなかりきと。斯の如きは千八百七十六年の歳末に當りて進歩越山兩派の新聞紙か歎せし所なり。爾後千八百七十七年帝國議會選舉に於ける進歩派の選舉暗號

は冒頭先づ悽愴なる言辭を冠せり、曰く「不思議の事件起りぬ」と。亦是れ國民自由派か一種の急進的嗜好に拘泥するを欲せず、爲めに至要なる四法律を成立せしめし醜行を諷せしものなり。今試みに越山、進歩の諸黨に問はん、獨逸の司法の施行せらるゝ頗る長しと雖も、而も此間彼の罵倒せられし調和説に由り、確定せられじ規定の未だ何人とも衝突せしを聞かず、是れ今日猶不思議の事件起りつゝあるにあらざるや。此疑問たる、既に千八百七十六年十二月十八二十の兩日に於てベンニグゼン、ミクエル及びラスケルが、其の反對者に對して預言せし所なりき。殊に進歩黨は、千八百七十四年の北獨逸聯邦憲法、獨逸帝國憲法及び軍事案を否決し、當時の紛々たる非難、及び彈劾とを多數者に向けんとを追想せしめられたり。今や非常なる尽力に由り三種の法律は、前後八年間の事業として協賛せられ、其數千の條項に就きては、政府並に帝國議會の間に、充分の合意を來せり、其全体條項中、一として從來の形勢に對し、退歩の痕跡を有せざるのみならず、其重要なる箇條の如

きは却て明かに進歩の狀あり。人若し之に對して既得の事物全体を確定せんが爲め、或は更に進みし二三の改革を拋棄するを得ば、是れ國家に拔群の功勞を尽すべき善良なる自覺心を有する者なり。

ベンニグゼンは叫びて曰く帝國議會未だ單獨に法律の制定を望む可らず。進歩黨が此の如き虚偽の要求を以て公明なる判定を惑亂し、爲めに新帝國の威望を毀損せんとするは眞に不徳なりと謂ふべし。「政府既に吾人に近接する此の如し、吾人も亦宜しく進んで政府と事を共にし、獨逸新帝國統一の爲め、確實不磨の根底を建設するに尽すべきなり」と、彼等帝國議會多數者の説く此の如くんば、人民及び選舉者も亦必ず之を正當視すべしと。

帝國議會の大多數か此見解に同意せしは、十二月二十二日に於ける決議投票の證明する所なり。ベンニグゼンの仲裁勸議(調和説)は、既に豫め百四十六票に對する百九十八を以て採用せられぬ。決議投票は裁判所構成法及び刑事訴訟法に關して殆ど三分の二の多數百票に對